

第4期 八幡平市地域福祉計画

人と人々が自然に支えあうまちづくり
—みんなが笑顔になる思いやりの地域を目指して—



令和5年3月
八幡平市

目 次

総 論

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	法令の根拠及び他の計画との関係	2
3	計画の期間	4
4	SDGsとの関係	5
5	計画の策定体制と経過	6

第2章 地域福祉に関する現状と課題

1	人口の構造など	8
2	地域福祉を支える各種団体などの状況	13
3	第3期計画の取組状況と課題	14

第3章 計画の基本方向

1	計画の基本理念	18
2	計画の基本目標	19
3	施策の体系	22

各 論

第1章 福祉サービスで安心して暮らせる体制づくり

1	相談支援体制と情報提供の充実	23
2	自立支援体制の充実	26
3	権利擁護の推進・充実（八幡平市成年後見制度利用促進基本計画）	27
4	福祉サービスの充実	30
5	生活環境整備の充実	32

第2章 地域で共に支えあう仕組みづくり

1	地域福祉のネットワークづくり	34
2	ボランティア・地域活動の活性化	36
3	地域福祉を支える人づくり	40
4	防犯・防災・避難行動要支援者避難支援体制の充実	41

第3章 思いやりの心で楽しく暮らせるまちづくり

- 1 地域でふれあい・交流の場づくり 42
- 2 生きがいづくり 44
- 3 こころのバリアフリーの推進 46

第4章 計画の推進にあたって

- 1 重点的取組事項 47
- 2 計画の推進体制及び評価 49

資料編

- 1 策定経過 51
- 2 八幡平市地域福祉計画策定委員会委員名簿 53
- 3 アンケート調査結果 54
- 4 ワークショップ実施結果 78
- 5 用語解説 84

《総論》 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

八幡平市では、地域福祉の推進を図るため、平成20年から3期にわたり、「八幡平市地域福祉計画」を策定し、第3期計画では基本理念に「人と人が自然に支えあうまちづくり」を掲げ、八幡平市社会福祉協議会が策定した「八幡平市地域福祉活動計画」及び盛岡北部行政事務組合が策定した「介護保険事業計画」と連携して、各種の施策に取り組んできました。

この間、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、人口減少や少子高齢化、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、住民相互の地域での支えあい、つながりの希薄化が進んできています。そのような中で、高齢者のみの世帯の増加や、虐待、ひきこもり、貧困問題に加えて、8050問題[※]やダブルケア[※]、ヤングケアラー[※]などの新たな課題が生じ、ますます複雑多様化・複合化しています。また、新型コロナウイルスの感染拡大は、対面を基本とする地域での福祉活動への影響が大きく、これまでとは異なる対応が必要となっています。

こうした社会状況の中で、地域のさまざまな福祉課題は、これまでの行政サービスの枠組み及び住民相互の助け合いだけでは対応しきれなくなっており、新たな視点での仕組みづくりが必要になっています。

地域の課題を把握し、地域で主体的に解決を図っていくには、『自助』、『互助』、『共助』、『公助』のバランスがとれた地域福祉の向上に取り組む必要があります。

平成20年からの3期15年にわたる本計画への取り組みの成果に加え、社会情勢の変化等を踏まえ、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会[※]」の実現が重要であり、そのような地域を育む仕組みづくりが必要です。

加えて、平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の「誰一人取り残さない」という理念は、地域福祉の推進につながるものであることから、その理念を踏まえ、基本的な考え方や具体的な取り組みを定め、市をはじめとする、地域福祉に関わる個人や団体、機関等の指針として「第4期八幡平市地域福祉計画」を策定したものです。

Q 解説をしている用語には右上に「※」の表示をし、資料84ページ以降で用語解説をしています。

2 法令の根拠及び他の計画との関係

■法令の根拠、市総合計画との関係

この計画は、社会福祉法第107条の規定による「市町村地域福祉計画」であり、第2次八幡平市総合計画の基本構想と後期基本計画における、保健・福祉分野に関する施策を推進するための基本計画となるものです。

社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う 関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備 に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

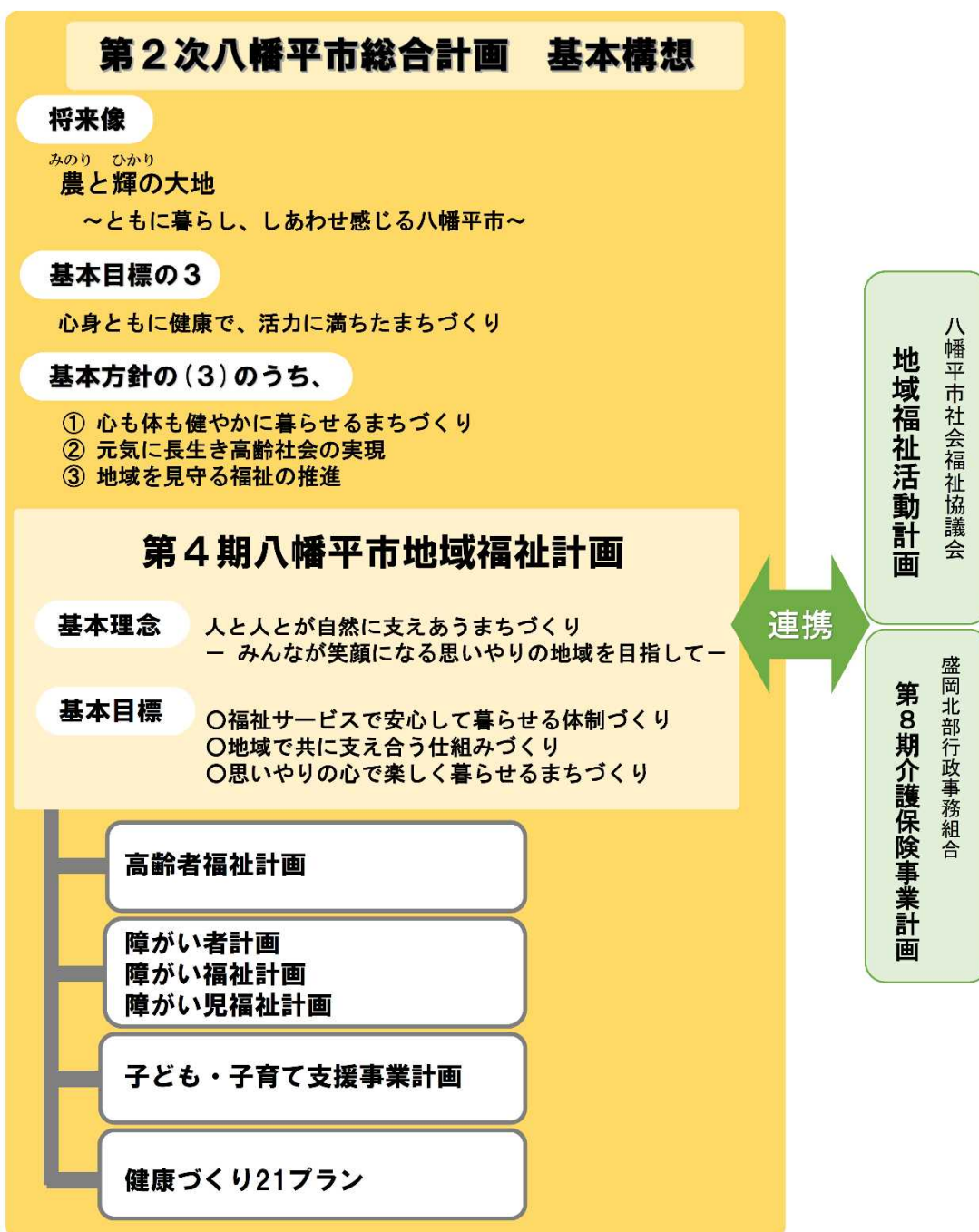
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

■他の個別計画との関係

この計画は、市の「高齢者福祉計画」「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「健康づくり21プラン」などの保健・福祉分野における個別計画について、整合性を図りながら関連付けるもので、それぞれの分野固有の施策、達成目標などは、各個別計画によって推進します。

また、八幡平市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」及び盛岡北部行政事務組合の「介護保険事業計画」との連携を図り、各個別計画に基づく施策を推進する上で共通する理念と、地域福祉を進めていくための基本的な方向を定めています。

❖ 市総合計画等との関係



3 計画の期間

この計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、国や岩手県などの政策の動向を踏まえ、また、社会情勢の変化や関連計画との調整も考慮して、必要に応じて見直しを行います。

【地域福祉計画と関連する計画の計画期間】

計画名	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
八幡平市総合計画	第2次基本構想10年間											第3次(仮)			
	前期基本計画(5年間)							後期基本計画(5年間)							
八幡平市地域福祉計画	第2期			第3期					第4期				第5期(仮)		
八幡平市高齢者福祉計画	平成27～29年度			平成30～32年度 (令和2年度)			令和3～5年度			令和6～8年度 (仮)		…			
八幡平市障がい者計画	第2次			第3次					第4次(仮)						
八幡平市障がい福祉計画	第4期			第5期			第6期		第7期(仮)		…				
八幡平市障がい児福祉計画				第1期			第2期		第3期(仮)		…				
八幡平市子ども・子育て支援事業計画	第1期					第2期				第3期(仮)					
八幡平市健康づくり21プラン	第2次			第3次					第4次(仮)						

4 SDGsとの関係

SDGs（エス ディー ジーズ）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、令和12年までに達成する17の目標と169のターゲット（具体目標）で構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。

第2次八幡平市総合計画後期基本計画では、主要な施策ごとにSDGsの17のゴールと関連づけ、施策の展開に取り組んでいます。

福祉分野の上位計画となる本計画においても、第2次八幡平市総合計画後期基本計画に連動し、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえ、地域の福祉課題の解決に向けたまちづくりを推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 計画の策定体制と経過

(1) 地域福祉計画策定委員会

計画の策定に当たっては、社会福祉関係者、各種団体の代表者、公募による市民、関係行政機関の職員など17人の委員で構成する「八幡平市地域福祉計画策定委員会」を設置し、審議・検討を行いました。

(2) 内部の策定体制

庁内に関係部署の職員及び市社会福祉協議会の担当職員で構成する「地域福祉計画策定作業幹事会」を設置し、計画案を検討しました。

(3) アンケート調査

満18歳以上80歳未満の市内在住者から対象者を無作為に抽出し、郵送による配布回収を行いました。

アンケート調査の結果（概要）は、資料54ページから77ページに記載しています。

対象者	配布数	回収数	回収率
満18歳以上80歳未満の市民	3,000人	1,314人	43.8%

実施期間：令和4年3月3日から27日まで

(4) ワークショップ

地域福祉計画アンケート結果を踏まえ、特に重点項目となる、下記①～③について、八幡平市地域福祉計画策定委員会委員及び地域で活動する民生児童委員*でワークショップを実施しました。テーマ別のグループごとに自由に意見を出し合う方法で行いました。その結果（概要）は、資料78ページから83ページに記載しています。

❖ 「アンケート結果から見えた地域の課題（3つのテーマ）」について話し合いました

- ① 近隣で手助けをし／される環境とは
- ② 災害発生時の不安を解消するためにしていること／してほしいこととは
- ③ 求める／求められている相談体制（重層的支援*）とは

実施日	参加者	備考
令和4年7月19日（火）	市地域福祉計画策定委員会委員 16人	第2回地域福祉計画策定委員会内で実施
令和4年8月29日（月）	市民生委員・児童委員 17人	
令和4年9月29日（木）	市地域福祉計画策定委員会委員 12人	第3回地域福祉計画策定委員会内で実施

(5) 意見募集（パブリックコメント）の実施

令和5年1月31日から2月20日まで、計画の原案に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しましたが、ご意見等はありませんでした。

《総論》 第2章 地域福祉に関する現状と課題

1 人口の構造など

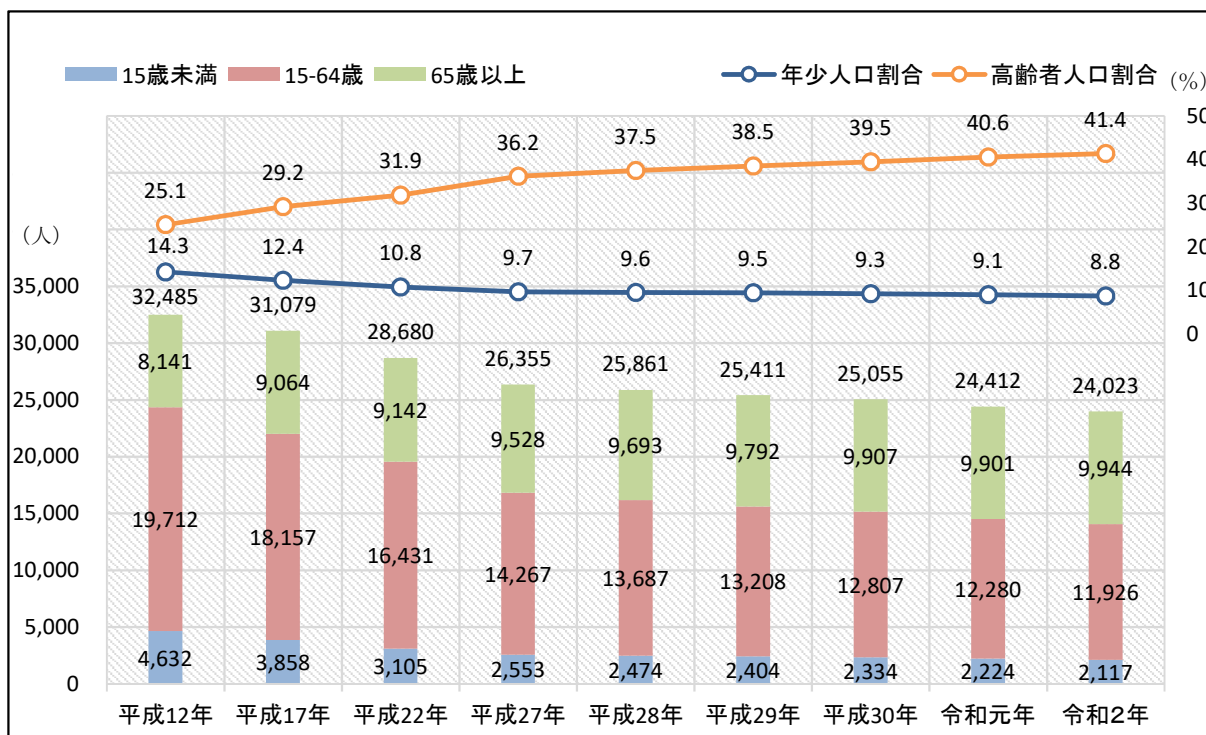
(1) 人口の推移及び推計

日本の総人口は、平成20年を境にして減少局面に入っており、この減少傾向はさらに加速するものと予測されています。

本市の人口は、合併した平成17年は31,079人でしたが、その時点で既に減少傾向を呈しており、以来減少が続いています。

また、本市の年齢三区分別の人口推移は次のとおりで、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加していることから、3町村が合併し八幡平市となった平成17年に29.2%であった高齢化率は15年後の令和2年には41.4%になっています。

❖ 年齢三区分別総人口のこれまでの推移

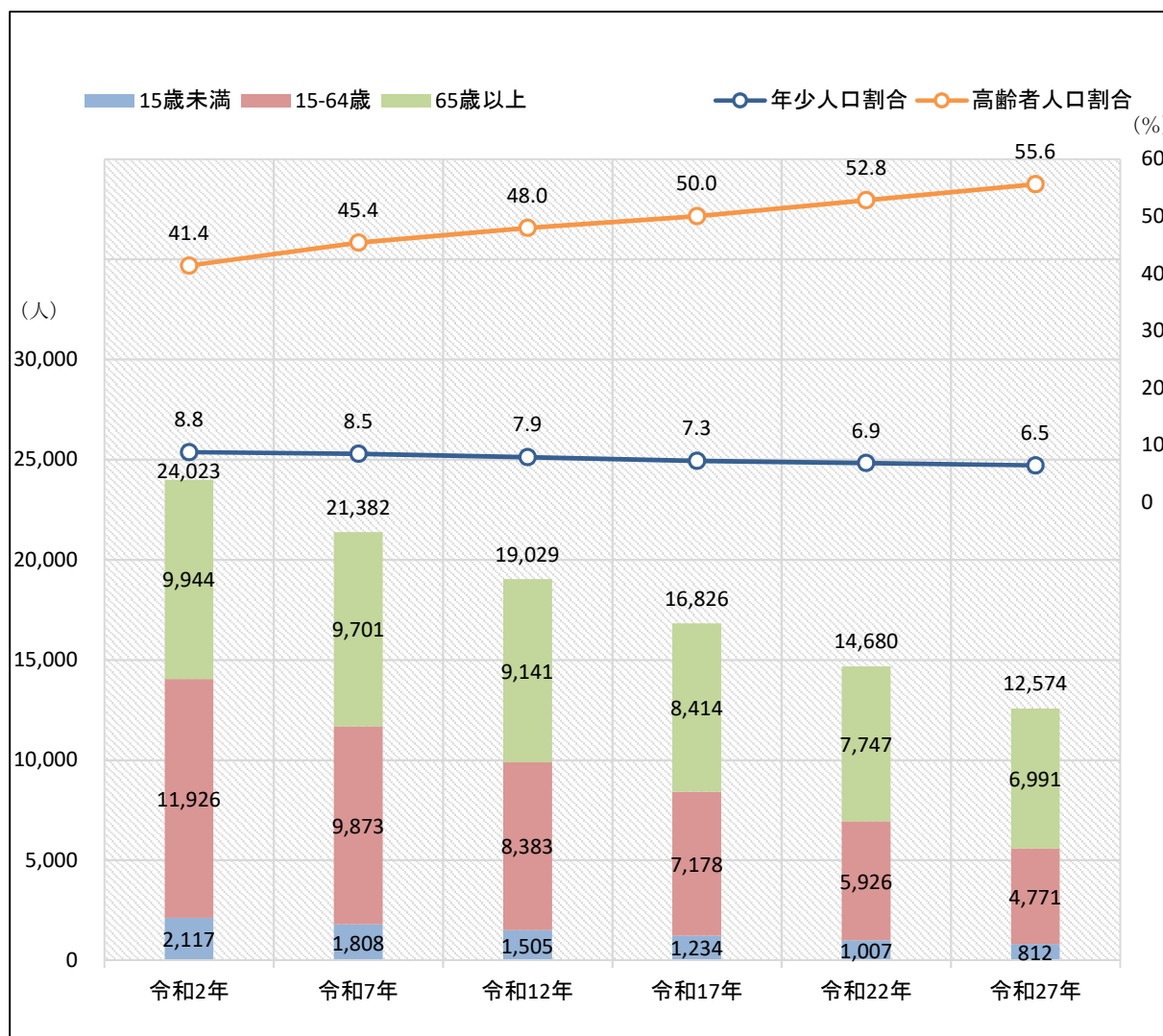


出典：平成12～27年・令和2年は「国勢調査」、平成28年～令和元年は「岩手県保健福祉年報」

※ 人口の合計には、年齢不詳の人数を含む。

また、「国立社会保障・人口問題研究所[※]」の人口推計によると、出生数と人口はさらに減少し、高齢者人口も令和2年が最多で、その後は減少に転じますが、少子化により高齢化率はさらに上昇すると見込まれています。

❖ 年齢三区分別総人口の今後の推計

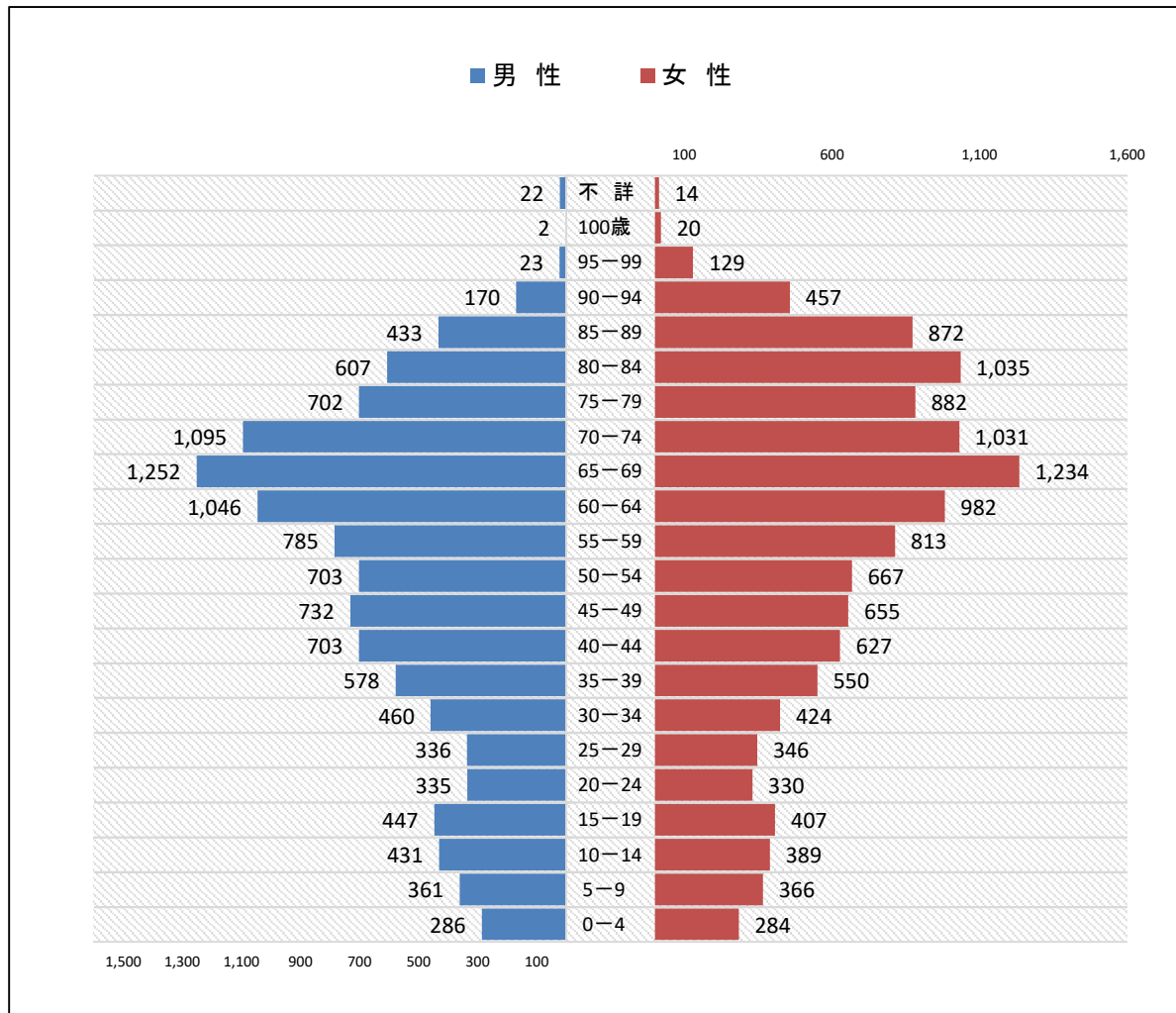


※ 出典：「八幡平市人口ビジョン（改定版）」

(2) 人口構成

令和2年10月1日現在の人口構成をみると、65歳から69歳までの年代が最も多い、「壺型」と呼ばれる形になっています。今後さらに高齢者の割合が増加し、現役世代の減少が進むものと予測されます。

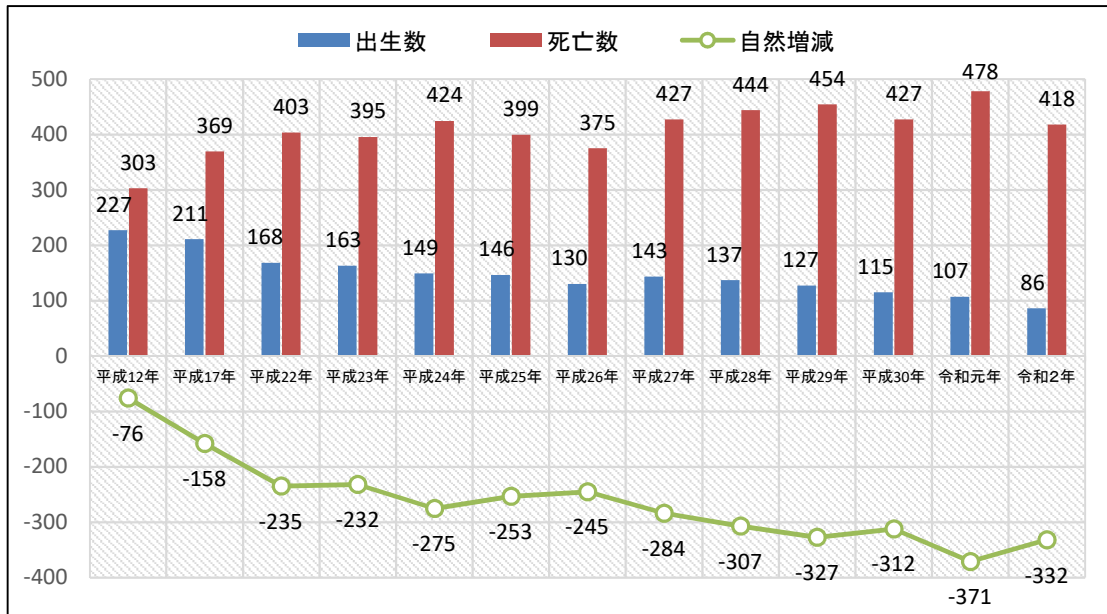
❖ 人口構成（令和2年）



※ 出典：令和2年「国勢調査」

(3) 出生数と死亡数、自然増減の推移

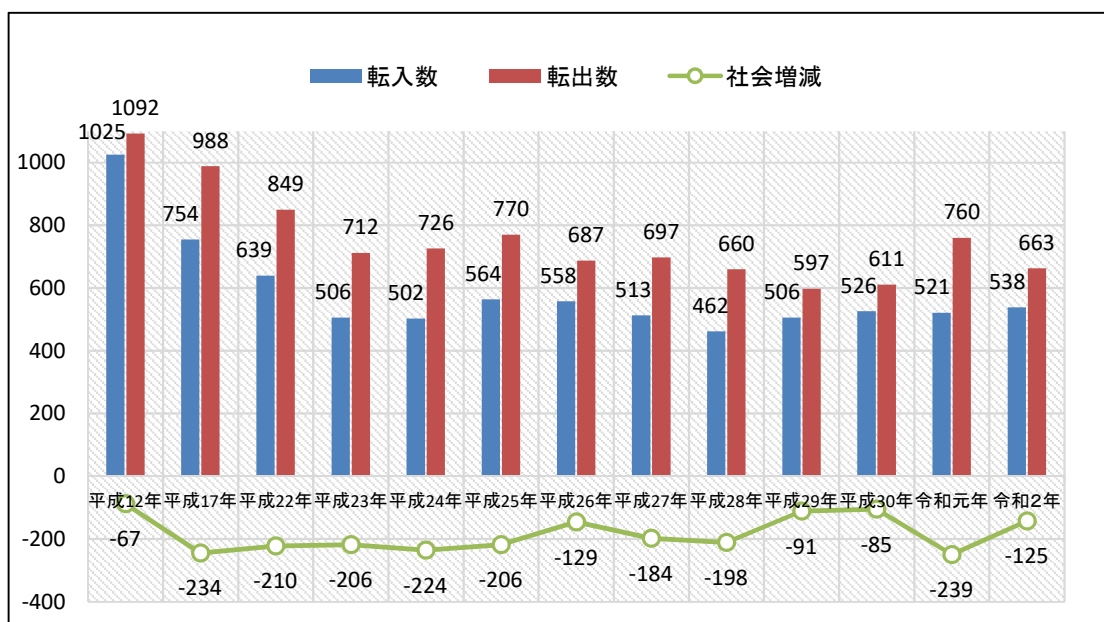
本市は平成7年以降、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いており、各年の減少数は年々大きくなる傾向にあります。



※ 出典：「岩手県保健福祉年報」

(4) 転入数と転出数、社会増減の推移

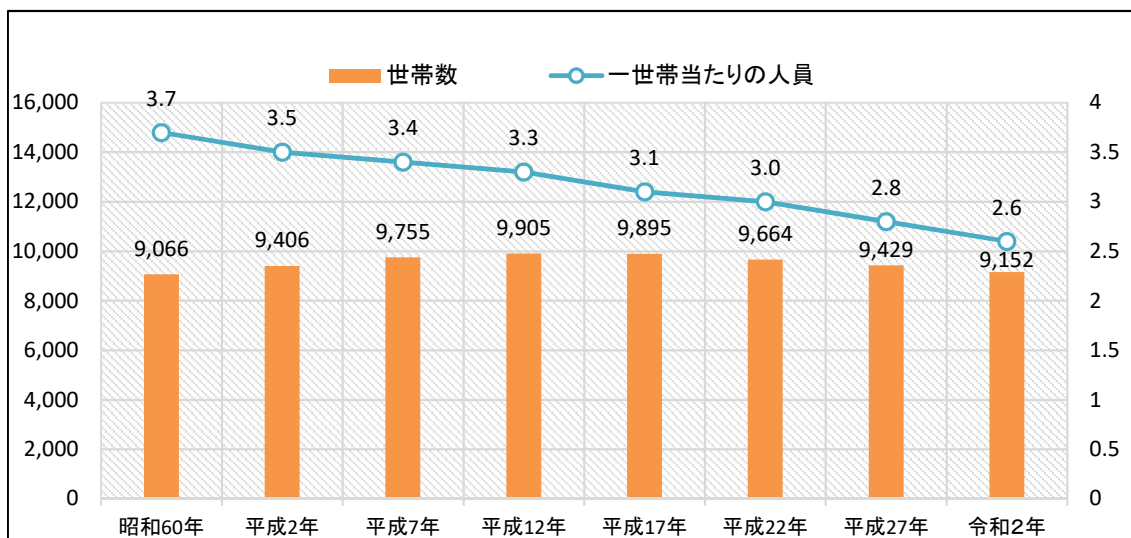
本市の転入数と転出数を比較すると、転出数が転入数を上回る社会減の状態が続いていますが、各年の減少数はおおむね横ばいとなっています。



※ 出典：「住民基本台帳人口移動報告年報（総務省）」

(5) 世帯数及び1世帯当たりの人員の推移

本市の世帯数を昭和60年以降の国勢調査年で比較すると、平成12年をピークとして減少が続いています。一世帯当たりの人員は昭和60年以降減少が続いており、令和2年には2.6人となっています。



※ 出典：「国勢調査」

(6) 一人暮らし世帯数、65歳以上夫婦のみ世帯数の推移

一人暮らし世帯、65歳以上の夫婦のみの世帯は、年々増える傾向にあります。

❖ 一人暮らし世帯数

年	世帯数
平成12年	1,826
平成17年	1,944
平成22年	2,110
平成27年	2,255
令和2年	2,528

※ 出典：「国勢調査」

❖ 65歳以上夫婦のみ世帯数

年	世帯数
平成12年	655
平成17年	902
平成22年	955
平成27年	1,090
令和2年	1,327

※ 出典：「国勢調査」

2 地域福祉を支える各種団体などの状況

(1) 自治会・町内会

自治会や町内会は、住民が自分たちのために、自分たちで作っている自治組織で、地域住民にとって最も身近でつながりが深い組織です。

「自助・互助・共助・公助」のうち、地域福祉の原点である自助と互助を推進するため、そして「地域共生社会^{*}」を実現するため、地域、その中でも特に自治会・町内会の重要性は、ますます高まっていくものと思われます。

令和4年4月1日現在の自治会・町内会の数は、西根地区 52、松尾地区 26、安代地区 67 となっています。

(2) 民生児童委員及び主任児童委員

令和4年12月1日現在、市内では105人の民生児童委員^{*}（定数106人。うち7人は、主に児童福祉に関する相談支援を専門とする主任児童委員^{*}）が、厚生労働大臣から委嘱を受けて活動しています。

民生児童委員は、地域の身近な相談役として生活や福祉に関する相談等を行っており、住民と行政や関係機関とのつなぎ役として地域福祉の推進に力を注いでいます。

(3) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は社会福祉法に基づく公共的な性格をもった、営利を目的としない団体で、地域福祉の推進役として中心的な役割を担っています。

八幡平市社会福祉協議会は、「八幡平市地域福祉活動計画」を策定し、地域、行政、関係機関・団体等と連携しながら活動を展開しています。活動内容は、小地域福祉活動^{*}の推進、相談・生活支援事業、高齢者の生きがづくり事業、福祉団体支援など多岐にわたり、まさに地域福祉の牽引役といえます。

(4) ボランティア団体・NPO法人

ボランティア団体は、社会福祉、教育、まちづくり、文化活動など、多種多様な分野でのボランティア活動を通じて社会貢献をしています。

NPO法人^{*}は、特定非営利活動促進法に基づいて特定の公益的・非営利活動を行う法人で、ボランティア団体とともに、地域福祉活動の担い手として期待が寄せられています。

令和3年度末現在、市内には8つのNPO法人があります。また、市社会福祉協議会の八幡平市ボランティア活動センターに登録して活動をしているのは16の団体と46人の個人です。

3 第3期計画の取組状況と課題

平成30年度から令和4年度までを計画期間とする第3期計画では、3つの基本目標に基づき、取り組みを進めてきましたが、第4期計画の策定に当たり、第3期計画における主な取り組みの状況と課題について整理しました。

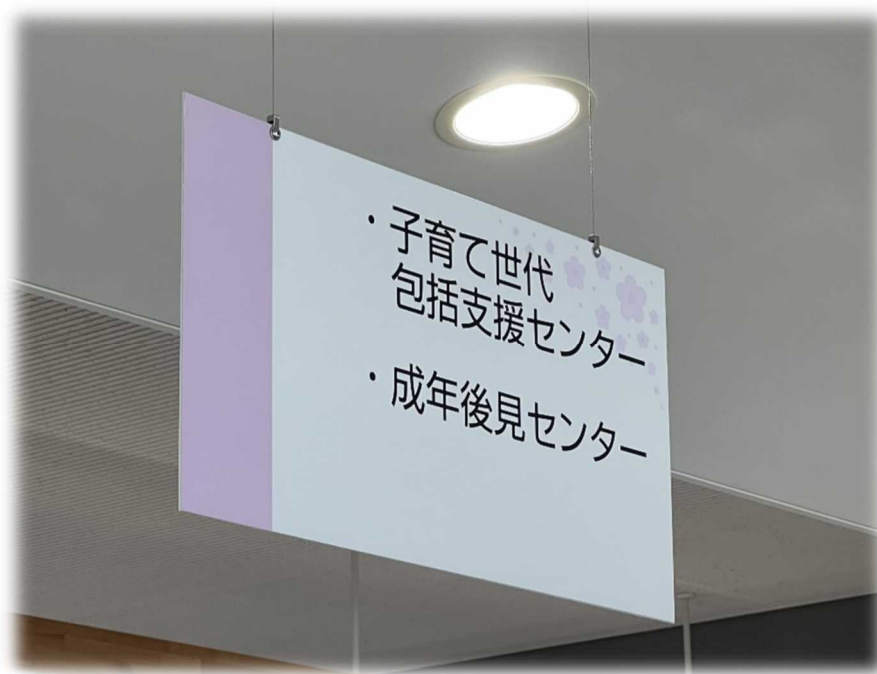
『基本目標1 福祉サービスで安心して暮らせる体制づくり』

■これまでの主な取組

- ・ 各課及び関係窓口等での相談・支援業務の充実に努めました。
- ・ ガイドブックや市ホームページ、広報紙等を活用し、福祉の制度やサービスについて周知を図りました。
- ・ 「地域包括支援センターブランチ^{*}」を各地区に設置し、高齢者の迅速な実態把握と相談対応に努めました。
- ・ 「八幡平市成年後見センター^{*}」を設置し、虐待防止の啓発や成年後見制度^{*}の周知を図り、高齢者や障がい者に関する権利擁護^{*}の普及・促進に努めました。
- ・ 子ども医療費助成の対象を高校生まで拡充するとともに、医療機関等の窓口でも申請手続きができるようにするなど利便性の向上を図りました。
- ・ ふれあい相談を実施し、心配ごとの相談や法律等の専門的な相談を受けました。【市社会福祉協議会】
- ・ 「子育て世代包括支援センター^{*}」を設置し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、他機関と連携しながら、必要な情報提供・助言・保健指導を行いました。
- ・ 「子ども家庭総合支援拠点^{*}」を設置し、要支援児童及び要保護児童などへの支援業務に取り組むとともに、関係機関との連携を強化しました。
- ・ 地域生活支援事業^{*}を実施し、障がい者の日常生活支援に努めました。
- ・ 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がい福祉サービス及び補装具等の提供を行いました。
- ・ 生活困窮者について、一人一人の状況に応じた相談・支援を行い、自立の促進を図りました。
- ・ 緊急連絡用システム^{*}の貸与や配食サービス^{*}、在宅要介護者等への紙おむつ給付等の実施により、高齢者福祉サービスの充実に努めました。
- ・ 高齢者などの交通手段を確保するため、定時定路線型のコミュニティバス^{*}を運行（田山地域は予約型と混合運行）し、利用者の利便性向上に努めました。

■課題

- ・ 個別分野を超えた包括的な相談支援体制の整備が必要です。
- ・ 福祉サービスを利用しようとする人だけではなく、多くの人に分かりやすい情報を提供することが重要です。
- ・ 高齢者の権利擁護*については相談件数が増加傾向にありますが、障がい者の権利擁護に関する相談は少ないことから、周知に努める必要があります。
- ・ 既存の公的な福祉サービスに加え、地域住民の支援等を活用した地域包括ケアシステム*の推進が求められています。
- ・ 地域公共交通の利便性について、更なる向上が求められています。
- ・ 障がい福祉サービスの提供を行う組織や団体などの体制強化が求められています。



『基本目標2 地域で共に支えあう仕組みづくり』

■これまでの主な取組

- ・ 各地区の社会福祉推進協議会やボランティア団体等の事業実施を通じ、地域福祉の向上に努めました。【市社会福祉協議会】
- ・ 市内の小・中学校、高等学校と連携し、募金やボランティアなどの福祉活動に継続して取り組みました。【市社会福祉協議会】
- ・ ボランティア活動、地域福祉活動の主体となる人材を育成するため、運営費の助成を行いました。【市社会福祉協議会】
- ・ 地域活動支援センター※「ふらっと」で、定期的な情報交換会を行い、利用者の情報共有に努めました。
- ・ ふれあいいいききサロン※のリーダーに対する研修を継続して実施し、人材育成を図りました。【市社会福祉協議会】
- ・ 介護の知識や技術の向上のための教室や、介護をしている人の元気回復を図るための交流会開催、リーフレットによる情報提供を行いました。
- ・ 地域ケア会議※を開催し、関係者による情報交換、医療・介護・福祉の連携強化に努めました。
- ・ 民生児童委員※に小地域ネットワーク活動※の周知を行いました。【市社会福祉協議会】
- ・ 福祉標語の募集や、出前福祉講座での高齢や障がい等の疑似体験を行う福祉学習を通じて、福祉意識の向上を図り、思いやりの心を育みました。【市社会福祉協議会】
- ・ 市防災訓練において、避難行動要支援者（災害等の発生の際に自力での避難が困難な人）への対応を想定した訓練を実施し、災害対応力の向上に努めました。

■課題

- ・ 地域で共に支えあう体制と互助、共助の基盤づくりが必要です。
- ・ ボランティア活動の場所や内容がわからない人もいるため、ボランティア活動への関心を促し、会員を増やすための情報発信が必要です。
- ・ ボランティア団体等のリーダーのみではなく、一般の住民向けに研修や講座を実施することで、広く人材育成を図ることが必要です。
- ・ 災害が発生した際、避難に支援が必要な高齢者や障がい者等について、普段から見守り支えあう体制と、いざという時に地域で支えあう体制が必要です。

『基本目標3 思いやりの心で楽しく暮らせるまちづくり』

■これまでの主な取組

- ・ スノーバスターズ*での巡回に併せて、声かけと見守りを行いました。【市社会福祉協議会】
- ・ 地域の身近な相談役である民生児童委員*について、担当地区や役割、地域での活動の様子などを、市広報紙で定期的に紹介しました。
- ・ 妊娠期からの一貫した支援として、健診事業や各教室の開催、医療費、健診費用、不妊治療費用を助成し、母子保健の増進に取り組みました。
- ・ 地域子育て支援拠点事業*や、つどいの広場*事業を実施し、子育て家庭の交流の場を提供し、子育てに関する相談・支援を行いました。
- ・ 公立保育所の統合、入所定員の見直しを行い、待機児童対策を強化しました。
- ・ 高齢者の長寿を祝して地域団体が行う敬老事業を支援し、住民の敬老意識や高齢者の生きがいの向上に努めました。
- ・ 健診（検診）が受けやすいように、健診（検診）体制の見直しを行いました。
- ・ こころの健康づくりと自殺予防を目的に、各事業を実施しました。対象者を広げてうつスクリーニングを実施し、うつ病の早期発見と予防に努めました。
- ・ 障がい者に対する偏見や差別意識をなくすため、窓口にパンフレットを配架するほか、障がい者等への理解を深めるため研修会を開催しました。
- ・ 高齢者の医療、介護、健診の情報について、システムを活用し、健康課題の分析や対象者把握を行い、庁内関係部局が連携して、高齢者の保健事業と介護予防の普及啓発に努めました。
- ・ 任意接種であるおたふくかぜとインフルエンザ（1歳から中学生まで）ワクチン接種費用を一部助成することにより、予防接種を受けやすくし、健康づくりの支援を行いました。

■課題

- ・ 少子高齢化、価値観や生活様式の多様化に加え、新型コロナウイルス感染症対策による「新しい生活様式」の実践など、さまざまな要因で地域活動やご近所付き合いが減ってきています。
- ・ 高齢化により、冬期間の除雪だけではなく、農作業や草刈り、買い物、ゴミ出しなど身近な生活行動への支援が必要となっています。
- ・ 自殺者は減少傾向にあるものの、予防対策は今後も継続して取り組むべき課題となっています。

《総論》 第3章 計画の基本方向

1 計画の基本理念

基本理念

人と人が自然に支えあうまちづくり

— みんなが笑顔になる思いやりの地域を目指して —

全ての人々が住み慣れた場所で、共に支え合い、みんなが笑顔でその人らしい生活を送ることができるように、そして、一人一人が思いやりをもち、健康で安心して暮らせる地域を目指します。また、第3期計画において取り組んだ基本理念と基本目標を踏襲しつつ、これまで取り組みが進んでいない点、新たな課題を踏まえ、第4期計画を推進します。



2 計画の基本目標

《基本目標1 福祉サービスで安心して暮らせる体制づくり》

住み慣れた地域で安心して、自分らしく生きがいを持って暮らすためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスなど、必要な支援を継続的に受けられることが重要です。

そのためには、気軽に相談できる環境づくりや、支援の必要性を把握して適切に対応できる仕組みづくりが重要であり、高齢・障がい・児童などの分野を超えた包括的な支援が可能となるような体制を目指すとともに、福祉サービスの充実を図ります。

《基本目標2 地域で共に支えあう仕組みづくり》

私たちの暮らしの基本は地域にあり、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域での人々のつながりや支えあいが重要です。地域の福祉課題を地域の住民が『我が事』として捉え、コミュニケーションが希薄になったことにより孤立した人たちを生み出している現状の改善を図ります。

また、地域の人と人が出会い、人間関係を深め、地域や関係機関・団体が世代や分野を超えて『丸ごと』つながり、そのつながりを深めることにより、住民相互のコミュニケーションが活性化することを目指します。

《基本目標3 思いやりの心で楽しく暮らせるまちづくり》

地域福祉を推進するためには、お互いを尊重し思いやる心が必要です。地域行事や世代間交流事業等により、高齢者と子どもたちの交流が図られ、地域の歴史や文化の継承と併せて、お互いを思いやる心が育まれるよう、地域見守り活動をはじめとした高齢者団体活動や伝統芸能の継承活動などによる世代間交流を促進します。

本計画の策定に当たり地域の課題を把握するため、アンケート調査及び八幡平市地域福祉計画策定委員及び民生児童委員*によるワークショップを開催しました。

次の5点が、多くの方から課題として提言されたものです。

課題1 人口減少と高齢化について

本市の人口は減少を続けており、人口減少と高齢化に関することは、多くの方が課題と捉えています。人口が減ることで商店が少なくなる、列車やバスの本数が減る、職場も少なくなる等、日常生活の利便性が悪くなり、さらに人口減少につながるという負の循環になっています。これは、当市だけの課題ではありませんが、買い物への支援、移動手段に対する支援の必要性が高まっています。

また、高齢になると、ごみ出しや草刈り、除雪などの日常の作業も、次第に困難となってくるため、新たな支援を求める声もありました。

課題2 近所付き合いや地域活動について

新型コロナウイルス感染症がまん延し、近所付き合いや地域での交流がますます希薄になり、地域での活動自体が減っているという意見がありました。これに関連して、ワークショップでは、定期的な集まりを開催することで交流の機会が増える、または、小学校などで行われている地域活動に積極的に参加することで、世代間交流が図られるという声がありました。

課題3 地域での避難支援について

アンケート調査の、質問「自分や家族が高齢や障がい、子育てなどで困った時に地域の方からしてほしい手助け」について、一番多かったのが「災害等緊急時の手助け」との回答でした。また、「災害発生時に住民が支えあう地域づくりには何が必要か」では「自力で避難することが難しい方がどこに住んでいるか一目でわかるような地図作り」と、「普段から顔が見える関係を作るための地域行事や共同作業への参加」があげられています。

地域行事や共同作業への参加者が増えるようにすること、地域で支えあう仕組みを作ることが必要です。

課題4 社会保障・福祉サービスの充実について

アンケート調査の「市が取り組むべき福祉施策で重要と思う取り組み」で、「社会保障制度（年金・医療・介護）の充実」の62.0%に次いで回答が多かったのは、「多様なニーズに対応したサービスの充実」の31.7%でした。

相談者の属性（高齢者、障がい者、子どもの保護者等）を問わず、だれもが相談でき、課題の解決を地域ぐるみで支援することができる重層的な支援体制を整備していくことが必要と考えられます。望まれるサービスの多様化に対し、制度や分野を超えた適切なサービス提供が必要となっています。

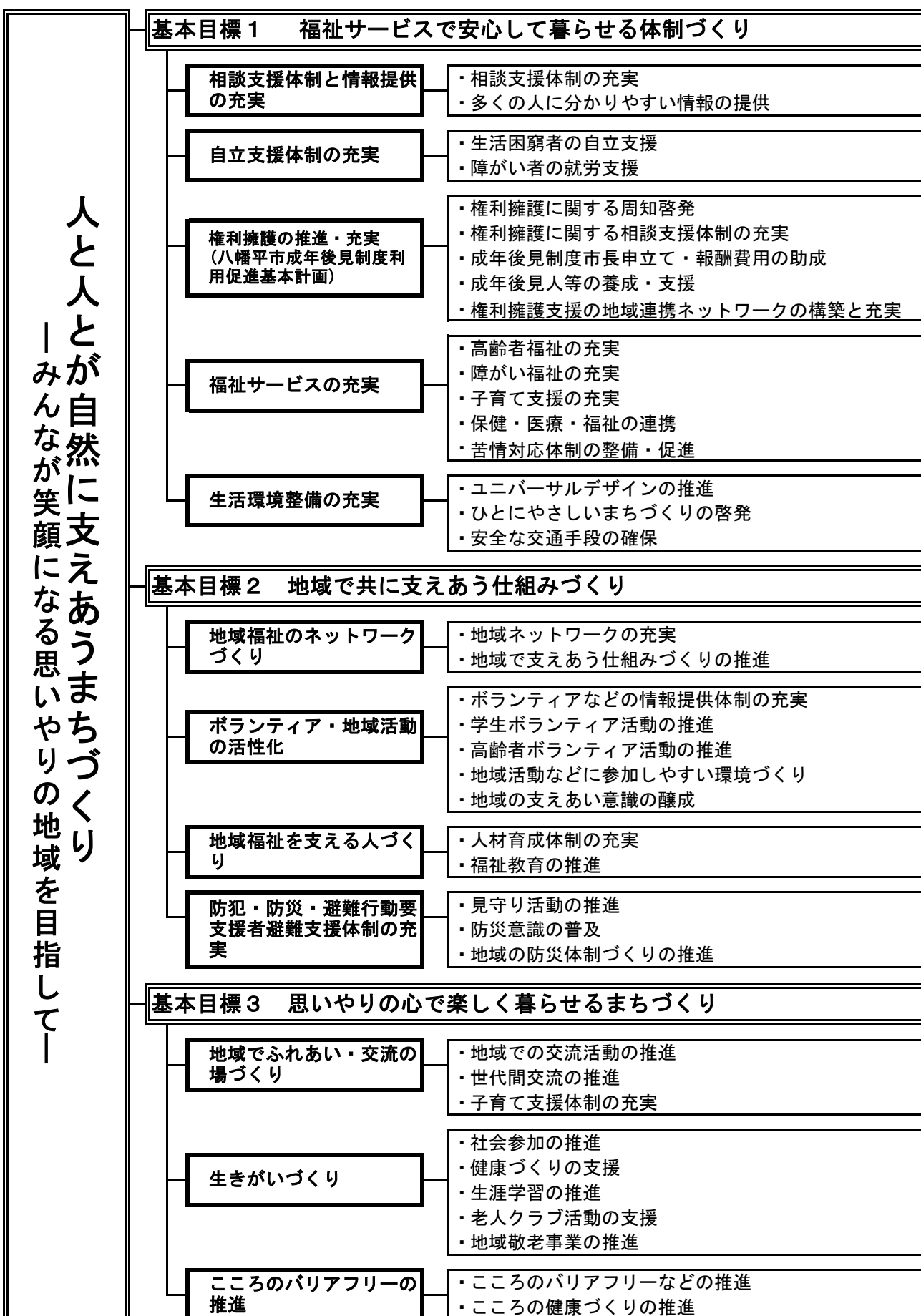
課題5 生活環境等の整備について

アンケート調査及びワークショップで、老人福祉関連施設や専門科の医療機関が不足しているというご意見や、コミュニティバス^{*}の充実を求めるご意見がありました。

また、歩道が狭かったり、歩きにくかったりと歩道整備を訴える声もあり、できるだけすべての人が利用しやすいようにユニバーサルデザイン^{*}に配慮した生活環境の整備が必要です。

◆本計画は、3つの基本目標のほか、これらの5つの課題も踏まえ、22ページの「施策の体系」のとおり、関連する施策を推進していくこととします。

3 施策の体系



《各論》 第1章 福祉サービスで安心して暮らせる体制づくり

1 相談支援体制と情報提供の充実

【SDGsのゴール】



【現状と課題】

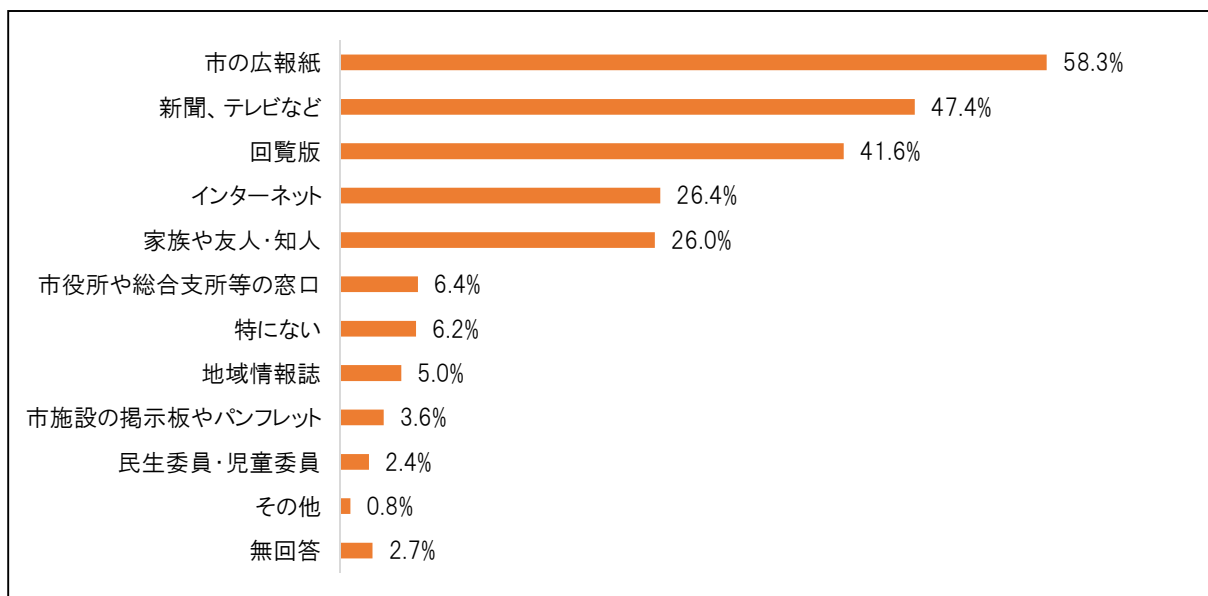
高齢者支援や障がい者支援、子育て支援など、さまざまな課題に対応するための相談支援は、市や市社会福祉協議会、地域包括支援センター※、地域子育て支援センター※、つどいの広場※、各福祉施設・福祉サービス事業者などで行われています。今後、さらに多様化・複雑化する生活課題や福祉課題を解決するため、関係部署との連携を図り、必要な情報を共有し合いながら、早い段階で課題を把握して対応できるように専門的な相談窓口のほか、なんでも相談できる体制も重要となります。

地域活動の減少やプライバシー意識の高まりなどにより、人間関係が希薄化し、住民が抱える福祉課題が潜在化するなど、支援に結びつきにくいケースが増加することが心配されます。また、アンケート調査でも、「相談したいが、どこに相談したらいいのかわからない」という声があることから、住民が気軽に相談できる環境をつくり、抱えている課題の的確な把握に努める必要があります。

地域では、厚生労働大臣から委嘱された民生児童委員※が、地域住民の最も身近な相談役として地域福祉の最前線で活動し、関係機関へのつなぎ役を担っています。業務量が多く、活動の負担が増している状況にありますが、やりがいを持って活動できるよう、研修等を充実しつつ、地域住民に民生児童委員活動を理解してもらうことで、より相談しやすい環境を整えていく必要があります。

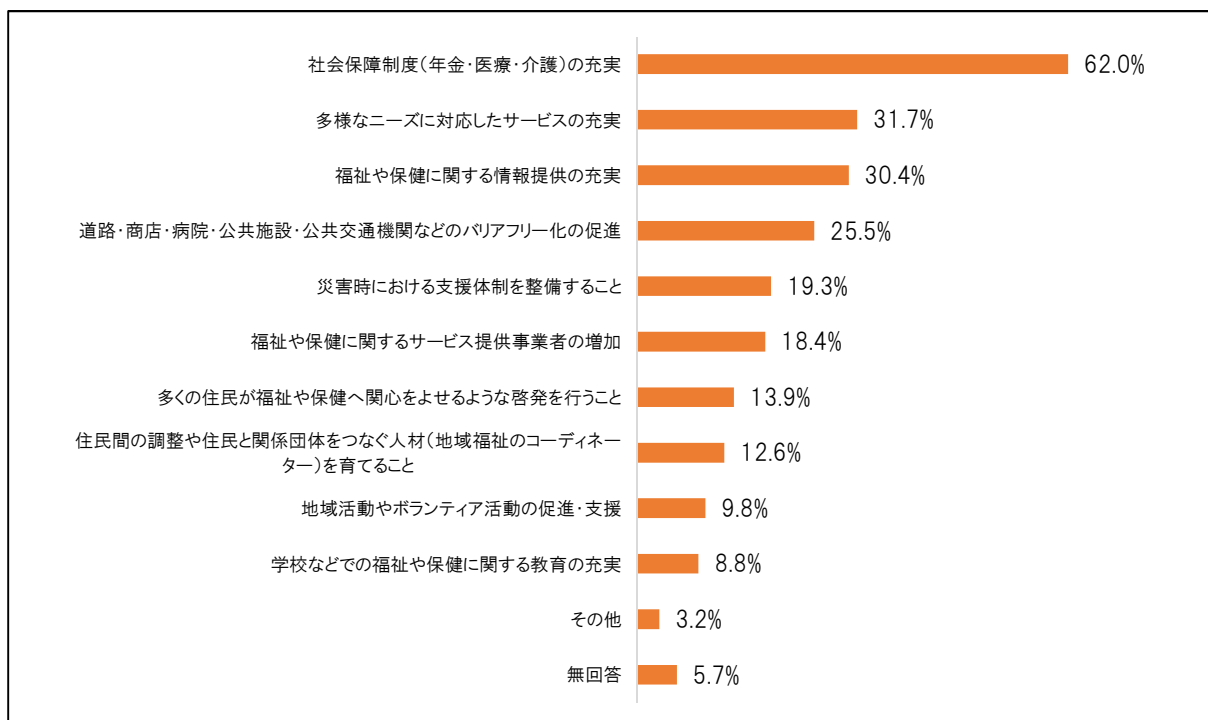
保健・医療・福祉に関する市からの情報は、主に市広報紙や市公式LINE、市ホームページなどで提供し、分野ごとのガイドブックやパンフレットを作成しています。アンケートの調査結果によると、インターネットから情報を得ているという回答は26.4%で、全体の中では多くはありませんが、割合は増加しており、回答者を年代別で見ると、若い年代だけではなく幅広い年齢層になっています。また、スマホアプリ導入の要望や高齢者が分かりやすい情報提供を望む声があり、より多くの媒体によって情報を発信することが効果的だと考えられます。

問 あなたは普段、保健・医療・福祉に関する情報を何から得ていますか。（3つまで）



また、アンケート調査で、市が取り組むべき福祉施策を尋ねたところ、「社会保障制度（年金・医療・福祉）の充実」がトップで、抜本的な対策を求める声が一番多くなっています。

問 今後、市が取り組むべき福祉施策として、重要だと思う取り組みはなんですか。（3つまで）



【施策の方向】

➤ 相談支援体制の充実

地域に暮らす障がい者、高齢者、生活困窮者、子育て世帯等の多様化・複雑化・複合化する課題を解決するため、多種多様な相談を総合的に受ける窓口の設置を検討するとともに、分野を超えた包括的な支援体制の整備を検討します。

また、市広報紙等により民生児童委員*活動について理解の促進を図るとともに、市民生児童委員協議会や市社会福祉協議会との連携を深めながら、活動の負担軽減を図り、活動しやすい環境づくりを推進します。

➤ 多くの人に分かりやすい情報の提供

市の福祉サービスの内容などについて、市広報紙で積極的に周知するほか、市公式LINEを活用し、より多くの人に素早く情報が届くよう、スピード感のある情報発信を進めます。

また、ガイドブックやパンフレット、市ホームページの更新や充実を図り、分かりやすい情報を提供するよう努めます。



2 自立支援体制の充実

【現状と課題】

経済困窮や就労、介護などをはじめとして、生活困窮者の抱える課題は複合化しています。そのような状況にある生活困窮者のさまざまな課題に対して、生活を立て直して自立できるように、包括的な支援を行う必要があります。

障がい者が、一人一人の能力や適性に応じて働くことができるということは、本人の自立と社会参加のため、また地域社会においても大きな意義があります。障がい者一人一人に合った就労の場を確保するための支援体制が必要であり、雇用機会の創出や就労環境の向上には、本人の努力も大切ですが、事業主の理解も欠かせません。

【施策の方向】

➤ 生活困窮者の自立支援

複合的な問題を抱えている生活困窮者や生活保護受給者について、2015年に国が策定した生活困窮者自立支援法の趣旨に基づき、関係機関と連携して支援に努めます。

➤ 障がい者の就労支援

就労を希望する障がい者が、その能力や適性に応じて働くことができるよう、関係機関や事業所と連携を図りながら情報提供や相談等の支援に努めます。また、障がい者個々の心身の状況について理解と配慮をしながら、事業主が積極的に雇用に取り組むことができるよう、引き続き障がい者の雇用に対する理解促進に取り組みます。

3 権利擁護の推進・充実（八幡平市成年後見制度利用促進基本計画）

【現状と課題】

権利擁護*支援を必要としている人は、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気付くことができない場合もあり、支援体制を整える必要があります。

本市においては、高齢者や障がい者に対する虐待の相談件数が増加傾向にあり、権利擁護の重要性が高まっています。また、成年後見制度*の対象と見込まれる方（認知症高齢者*、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者）は、1,947名（令和4年3月末時点）となっておりますが、被後見人等の制度利用者は、21名（令和3年12月末時点）であり、潜在的なニーズがあると考えられます。このような状況を踏まえ、成年後見制度の利用促進を担うための機関として、令和3年4月、市役所内に「八幡平市成年後見センター*」を開設しました。

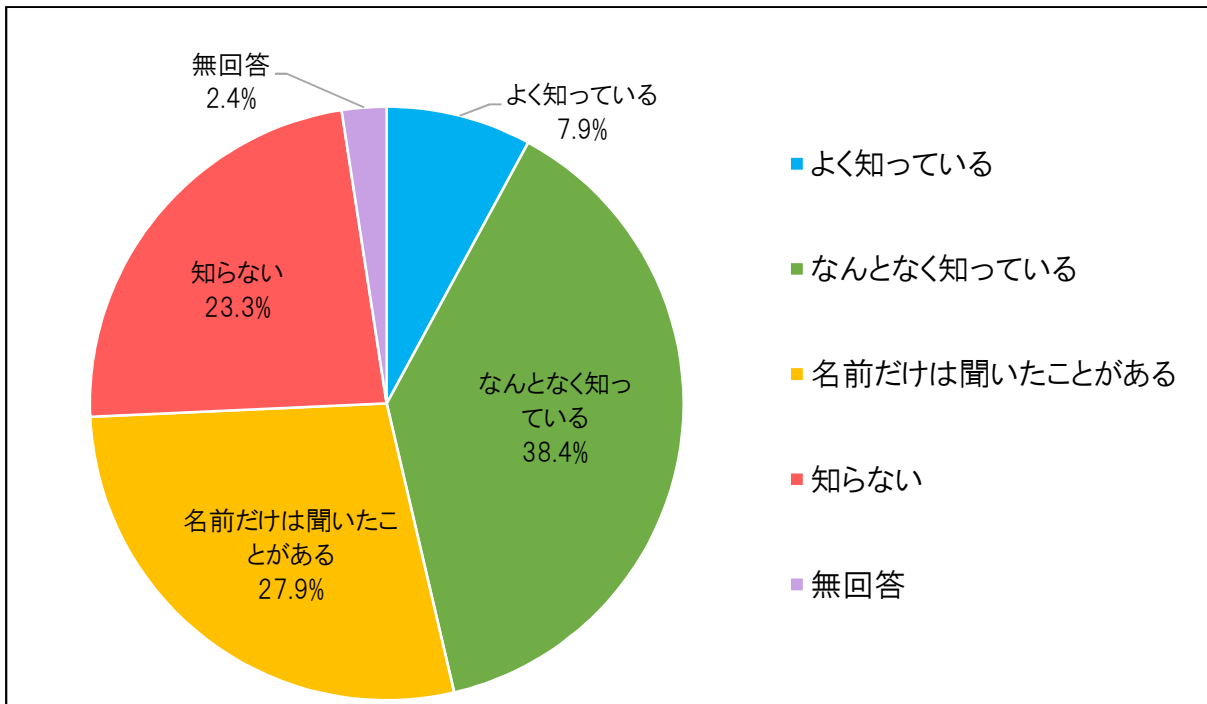
アンケート調査で、成年後見制度について尋ねたところ、「名前だけは聞いたことがある」、「知らない」と答えた方が半数以上を占め、成年後見制度の相談窓口については、「知っている」の14.6%に対し、「知らない」の回答が82.0%と圧倒的に多く、制度、相談窓口ともに認知度が低い状況です。

成年後見制度の課題として、その制度自体がわかりにくいこと、申立て手続きが煩雑であること、成年後見人等の多くを担う専門職人材に限りがあるため、担い手の確保が難しいことなどが挙げられます。

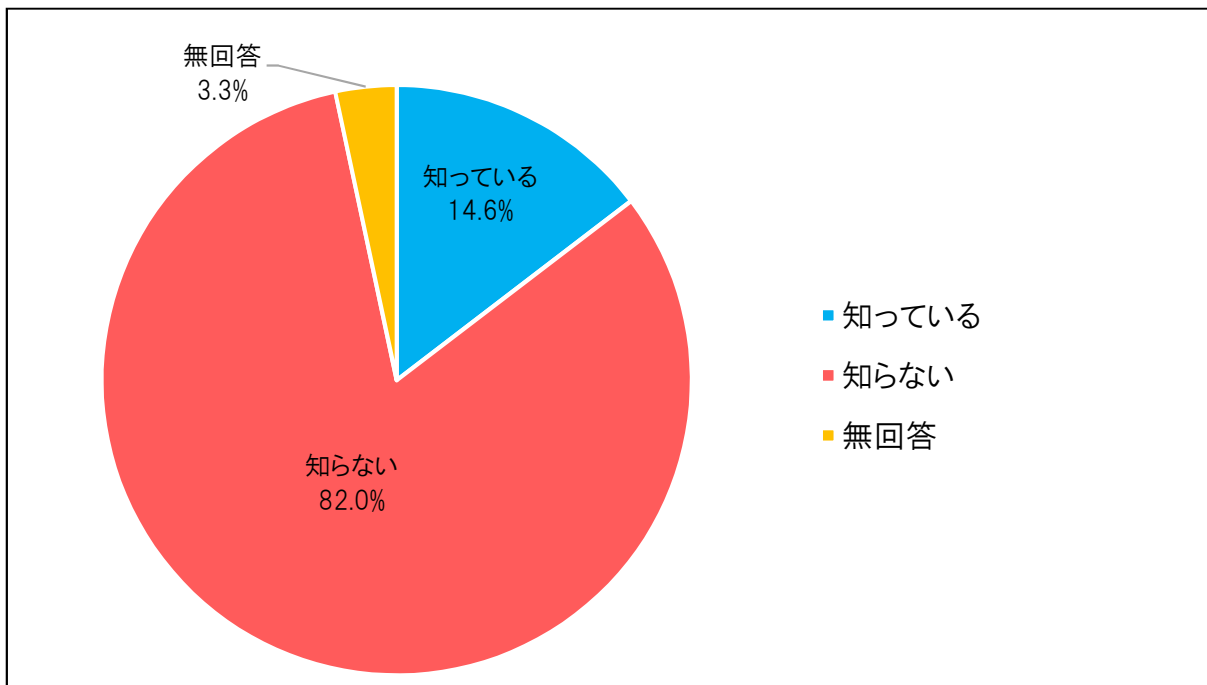
権利擁護支援を必要な方が必要な時に支援等を受けられるよう、地域の関係機関のネットワークを構築する必要があります。

本市では、本項目を「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画『八幡平市成年後見制度利用促進基本計画』として位置付け、権利擁護支援体制の充実と成年後見制度の利用促進に向けた施策等を定め、総合的かつ計画的に取り組みます。

問 あなたは、成年後見制度[※]を知っていますか。



問 あなたは、成年後見制度の相談窓口を知っていますか。



【施策の方向】

➤ 権利擁護に関する周知啓発

地域共生社会^{*}の実現に向け、地域で暮らすあらゆる人が尊厳のある自分らしい生活を継続し、地域社会に参加できるよう、権利擁護^{*}に関する理解の促進と制度の周知に努めます。

また、相談窓口である「八幡平市成年後見センター^{*}」について、より一層の周知を行い、後見制度を必要とする人の利用促進を図ります。

➤ 権利擁護に関する相談支援体制の充実

権利擁護を必要としている本人や家族、またそれを手助けする方が、適切な支援を受けられるように関係機関と連携を図り、相談支援体制の強化に努めます。

➤ 成年後見制度市長申立て・報酬費用の助成

経済的な問題や、申立て手続きを行う支援者がいない等の理由で、成年後見制度^{*}を利用することが困難な方を支援するため、成年後見等開始審判申立てを市長が行い、その申立てに要する費用及び成年後見人等への報酬費用の助成（成年後見制度利用支援事業）を行います。

➤ 成年後見人等の養成・支援

成年後見人等の担い手として期待される市民後見人等を養成し、後見活動を支援します。

市内の社会福祉法人が後見活動を円滑に行えるように、成年後見人等候補者を調整するための成年後見人等候補者調整会議や後見活動の確認、相談、支援機能をもつ法人後見連絡会を開催し、盛岡北部成年後見ネットワーク事業^{*}を推進します。

➤ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築と充実

地域において権利擁護の必要な人が、必要に応じて相談でき、適切な支援につながるよう、地域の保健・医療、福祉、司法の連携体制の構築に努めます。盛岡北部成年後見ネットワーク会議を開催し、八幡平市成年後見センターで受ける相談の動向や事例を共有し、市内での成年後見制度の利用を促進するための課題の検討を行い、関係機関がお互いに支援が必要な人を積極的に支えあう地域づくりを目指します。

4 福祉サービスの充実

【現状と課題】

市は、支援を必要とする人が適切に福祉サービスの利用ができるよう、一人一人の需要に合わせたケアプラン^{*}やサービス等利用計画^{*}の作成など、介護保険法や障害者総合支援法に基づいた支援体制の整備を図ってきました。

子育てについては、保育料の大幅な軽減、学童保育クラブの無料開設、高校生までの医療費の無料化に加え、医療費の現物給付による助成の促進、通学定期購入費の一部助成、第1子からの出産祝い金の支給、幼児のインフルエンザ予防接種への助成など、子育て世帯に対する経済的支援を行い、子育て環境の充実に努めています。

人口減少と少子高齢化は今後も進む見込みで、高齢者の福祉サービスの需要も増えていくことが見込まれます。また、価値観や生活様式の多様化などから、障がい者や子育て世帯に対する福祉サービスも多様性が求められています。

これからは、公的な分野ごとの福祉サービスにとどまらず、制度や分野を超え、ボランティアの活用など、さまざまなサービスを組み合わせることにより、支援を必要とする人に対して、適切にサービスを提供することが必要です。

また、福祉サービスを提供する事業所が、多様化する利用者の需要に対応するため、独自の取り組みを行えるよう、支援することが必要です。

【施策の方向】

➤ 高齢者福祉の充実

市高齢者福祉計画に基づき、本格的な高年齢社会に対応するために、生涯を通じていきいきとした暮らしを営むことができるよう、保健・医療・福祉の連携による、高齢者福祉の充実に努めます。

➤ 障がい福祉の充実

市障がい者計画（第3次）、市第6期障がい福祉計画、市第2期障がい児福祉計画に基づき、一人一人が生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、障がい福祉の充実に努めます。

➤ **子育て支援の充実**

市子ども・子育て支援事業計画に基づいて、子育て支援を充実させるとともに、子どもの保護者が、妊娠から出産、その後の子育てで、喜びや生きがいを感じることができるよう、行政だけではなく地域社会全体で支援・協力ができるような環境づくりを推進します。

➤ **保健・医療・福祉の連携**

必要な医療を受けることは、地域で安心して生活をするための基本であり、必要不可欠なことです。保健・医療・福祉の連携を図ることにより、病気の予防と併せて必要な医療が受けられる体制を強化し、安心して暮らせるよう支援をします。

➤ **苦情対応体制の整備・促進**

利用者が適切な福祉サービスを受けるためには、苦情対応体制が整っていることが必要です。そのためには、市が直接相談や苦情を受け付けるほか、社会福祉法人に対し、福祉サービス第三者評価^{*}の利用を促します。

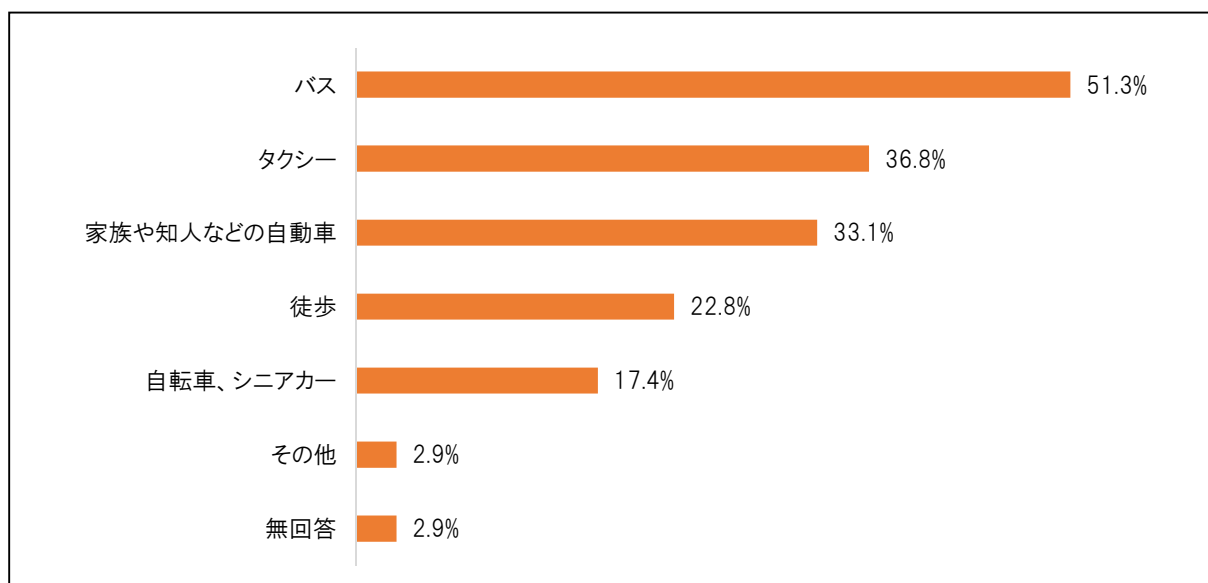
5 生活環境整備の充実

【現状と課題】

市が公共施設を建設又は改修する際は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律^{*}」や「岩手県ひとにやさしいまちづくり条例^{*}」に基づき、高齢者や障がい者など全ての人利用しやすい施設になるよう、ユニバーサルデザイン^{*}に配慮しています。また、多くの人利用する市内の主な施設について、スロープや車いす対応トイレの設置状況などを市ホームページに掲載するとともに、バリアフリー^{*}マップを作成、更新しています。

市では現在、コミュニティバス^{*}9路線と幹線バス^{*}1路線を運行し、買い物や通院などの日常生活が円滑にできるよう交通の確保を図っていますが、アンケート調査では、地域公共交通の更なる利便性を求める声も多く聞かれました。また、将来、自動車を運転できなくなった場合に利用したい交通手段は、バスが51.3%ともっとも多く、今後、さらに高齢者が増加していくことが見込まれている中、自家用車以外の移動手段であるコミュニティバス等による地域公共交通の利便性の向上は、今後の地域のあり方にも関わる重要な課題です。

問 将来、あなたが自動車を運転できなくなった場合（運転免許のない方も含む）、日常生活に必要な外出時の交通手段は、何を利用したいですか。



【施策の方向】

➤ ユニバーサルデザインの推進

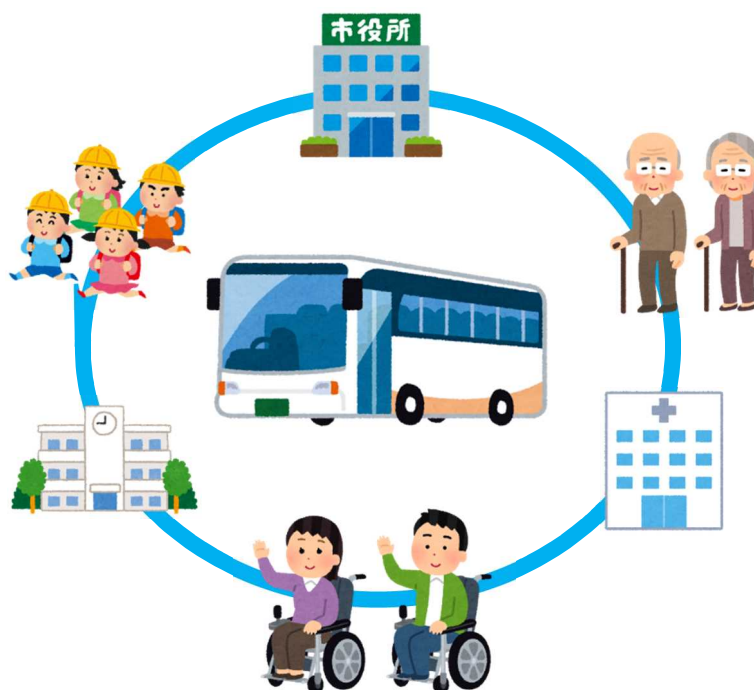
公共施設や多くの人が利用する施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザイン※に配慮した取り組みがなされるよう、関係機関と連携を図ります。

➤ ひとにやさしいまちづくりの啓発

ひとにやさしいまちづくりは、全ての人にとって暮らしやすいまちづくりでもあります。施設整備者が行う建設や工事などのハード面での推進はもとより、こころの障壁を取り除き、誰もが暮らしやすい生活環境の整備が図られるよう、啓発活動を促進します。

➤ 安全な交通手段の確保

地域、特に高齢者や障がい者にとって生活上の大きな役割を担っているコミュニティバス等地域公共交通について、市総合計画後期基本計画に基づき、より多くの住民が利用しやすく、かつ、安全な地域公共交通ネットワークの構築を目指します。



《各論》 第2章 地域で共に支えあう仕組みづくり

1 地域福祉のネットワークづくり

【SDGsのゴール】



【現状と課題】

市社会福祉協議会は、地域福祉を推進するうえで重要な役割を担っており、地域、行政、関係機関・団体等と連携しながら活動を展開しています。活動の一つに見守り協力者による小地域ネットワーク活動*があり、民生児童委員*・消防・警察等関係機関と連携を図りながら、一人暮らし高齢者の見守りを行っています。

日常的に見守り支援が必要な高齢者等は、今後も増えていくことが見込まれ、見守り協力者等の確保が課題となっています。

市では、介護保険の実施に当たり、地域ケア会議*を開催し、医療・介護・福祉の関係者間での情報交換や、個別の課題についてグループワーク等を行うことで、連携を図っています。また、障がい者、子育て、医療など、介護保険以外の分野にも協議機関を設置し、福祉施策等を実施するための協議を行っています。それぞれの協議結果に基づき、さまざまな取り組みを進めていますが、近年の多様化・複雑化する問題の中には、複数の分野に及ぶ内容も多く、個別分野ごとの対応だけでは解決が難しいケースも現れてきました。

【施策の方向】

➤ 地域ネットワークの充実

市社会福祉協議会の小地域ネットワーク活動の充実を図るため、市社会福祉協議会や地域とともに協力者の確保等の課題解決に向けた取り組みを行います。

➤ 地域で支えあう仕組みづくりの推進

個人が抱える課題が、福祉サービスの利用だけでは解決が難しいものであっても、その中には、地域でお互いに支え合うことで解決に結びつく場合もあると考えられます。そのためには、地域の課題について話し合う場を持ち、当事者意識を持って解決に当たることが必要です。福祉活動を通じて地域づくりが積極的に

行われ、共助や互助の基盤づくりとなるよう、地域共生社会^{*}の理念をもとに地域で支え合う仕組みづくりを推進します。

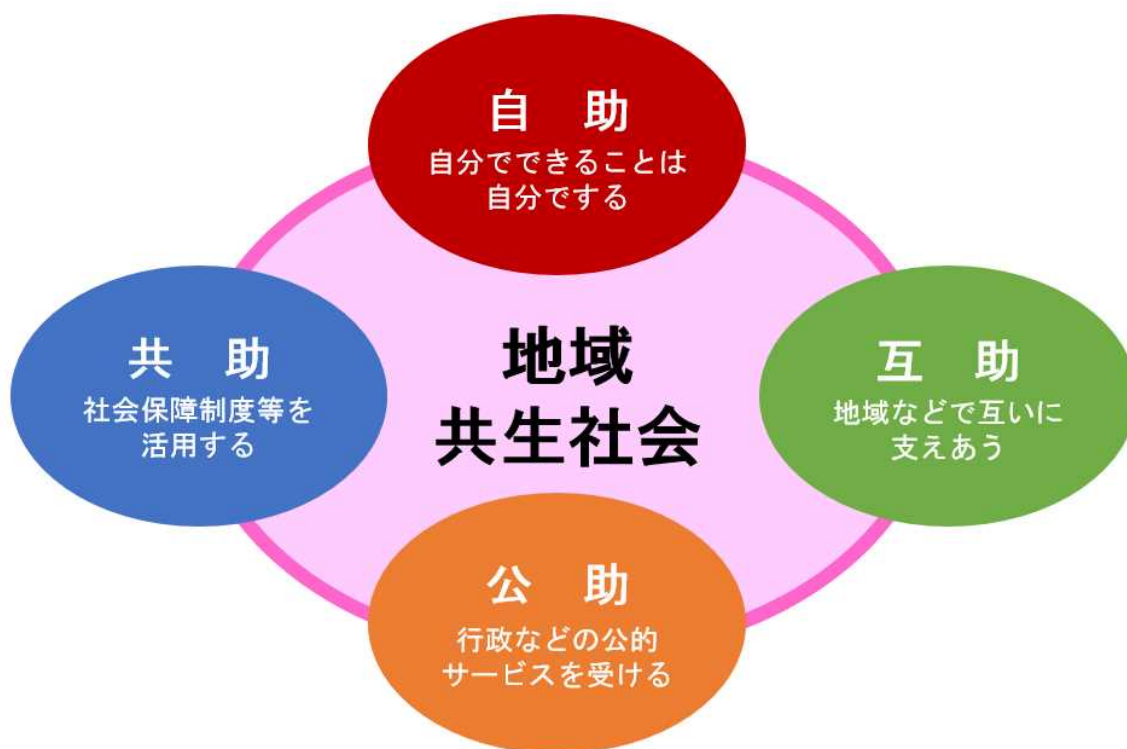
自助・互助・共助・公助の考え方

【自助】

日常生活において、自分でできる範囲のことは自分で行い、住民一人一人が豊かな生活を送るために努力すること。

【互助】

近隣の人との日頃の声掛けや見守りをはじめ、住民組織での活動やボランティアなど、住民同士が助け合い、支え合うこと。



【共助】

医療保険、年金、介護保険や社会保険といった制度化された相互扶助のこと。

【公助】

公による負担（税による負担）で成り立ち、住民活動への支援、人権擁護に関する取り組みや虐待防止など、行政施策として行うこと。

2 ボランティア・地域活動の活性化

【現状と課題】

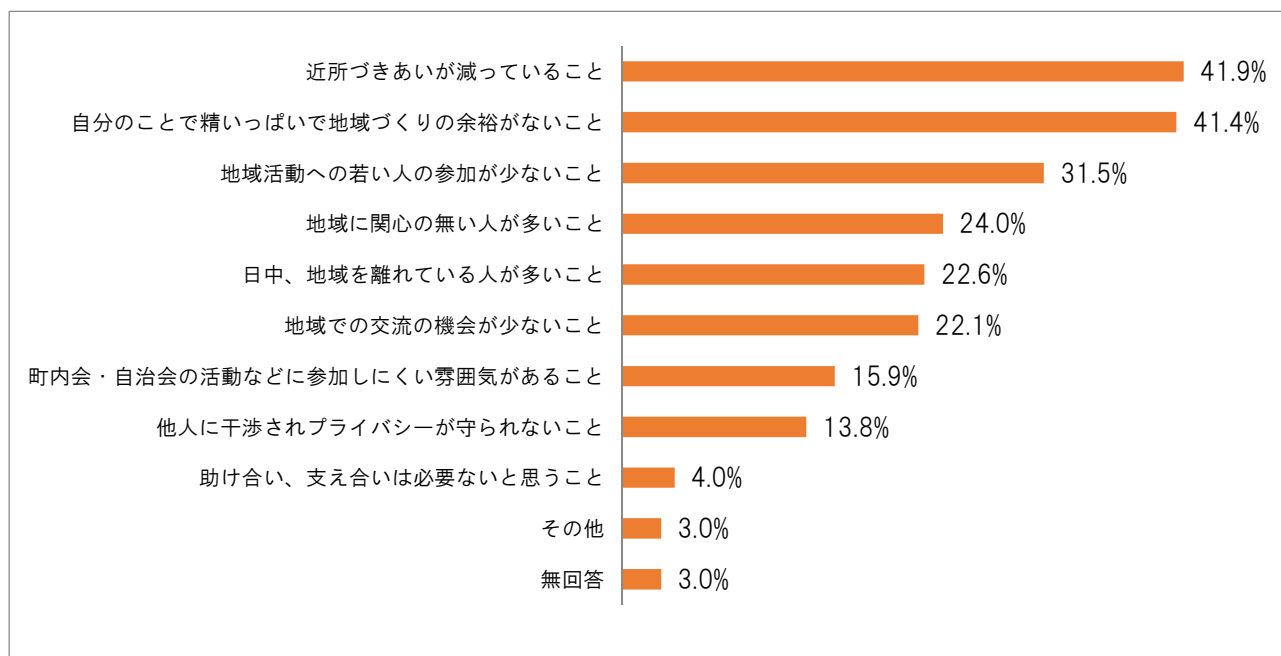
地域における福祉課題は年々複雑化し、多様で複合的な内容が多くなっていることから、福祉サービスの提供だけでは対応が困難な事例も多くなっています。

地域福祉の推進には行政の支援と合わせて、社会福祉法人やNPO法人^{*}等が運営する事業所及び地域で暮らす住民の協力が欠かせません。

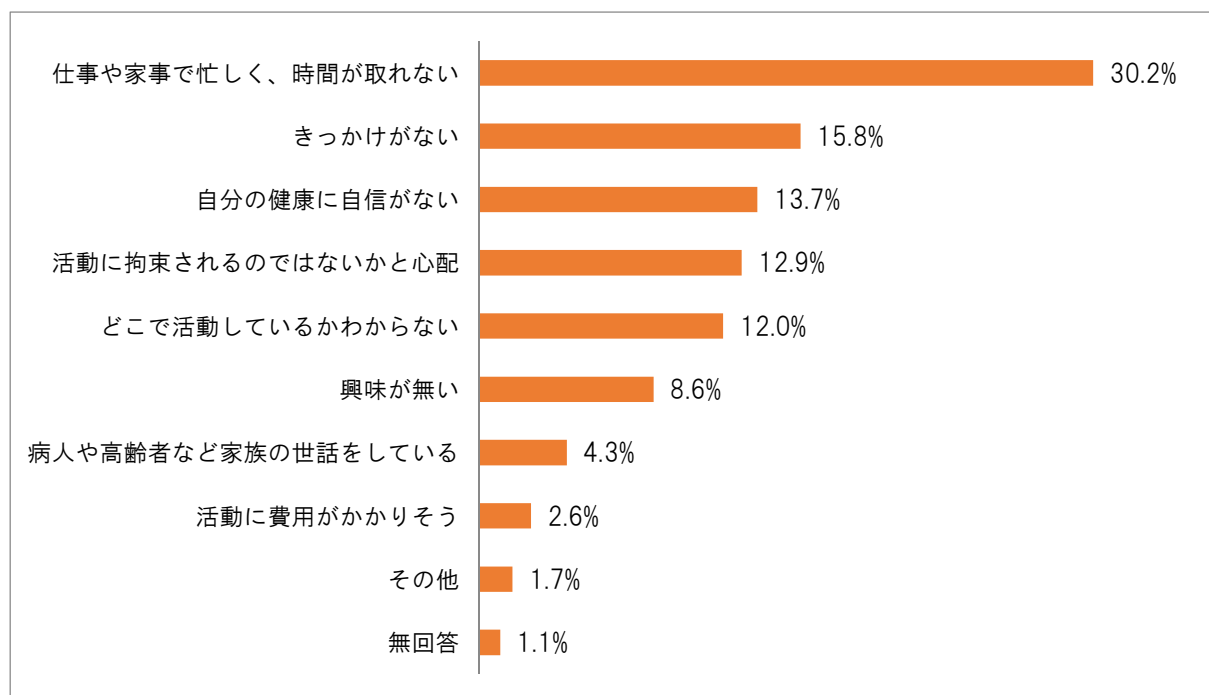
アンケート調査によると、住みよい社会を実現していくうえでの問題になること上位に、「近所づきあいが減っている」に加え、「自分のことで精いっぱい地域づくりの余裕がない」が上位にあげられています。また、地域活動やボランティア活動に参加していない理由としては、「仕事や家事で忙しく、時間が取れない」という回答が多く見られました。

多くの人が住みよい社会を実現するためには、地域活動等が重要と考えながらも、参加できないことが課題となっています。

問 あなたは、地域の人々がお互いに力を合わせて、住みよい地域社会を実現していくうえで、問題となることはなんだとお考えですか。（3つまで）



問 地域活動やボランティア活動に参加していない理由について教えてください。(全て)



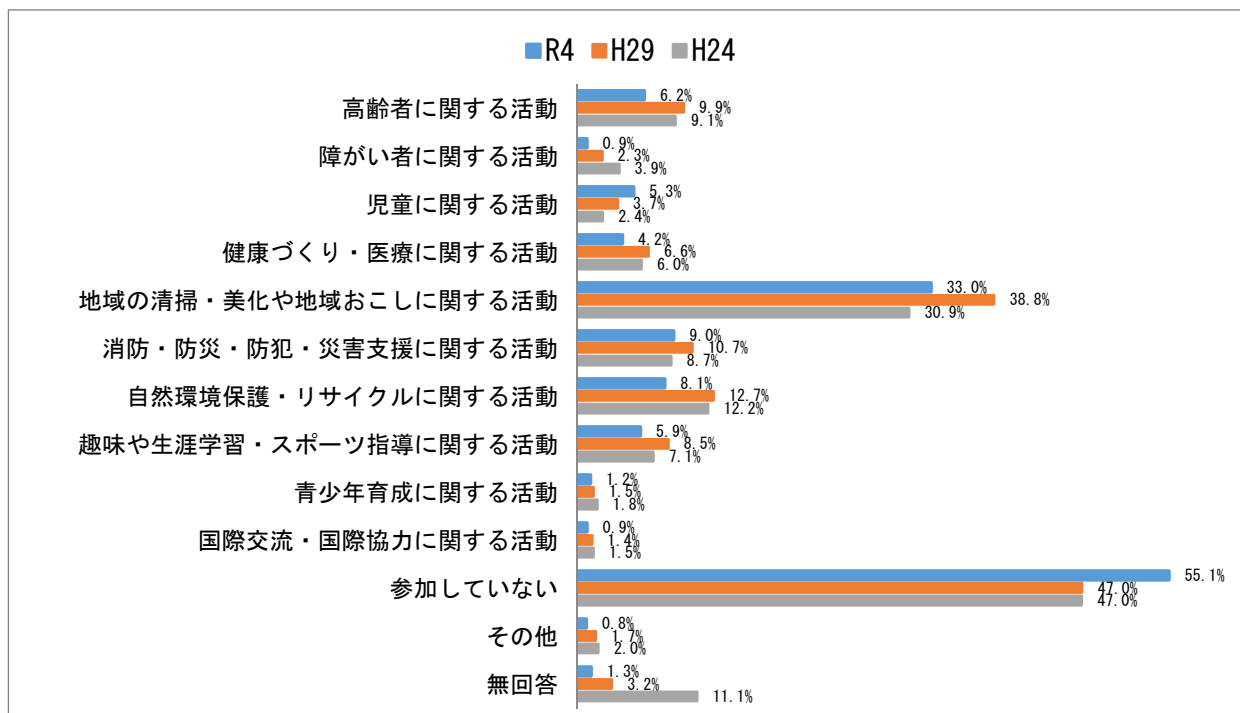
ボランティア活動や地域活動は、活動を通じて地域のことを知るきっかけとなり、住民同士の交流も図られます。多くの方が主体的に活動に参加し関わることで、今後の地域づくりには必要です。

市内で活動するボランティア団体の多くは、市社会福祉協議会の八幡平市ボランティア活動センターに登録し活動しています。団体の会員は高齢化、減少傾向にあることから、ボランティア活動を今後も継続かつ普及するためには、活動への関心や意欲を高め、会員数を増やすことが重要と考えられます。

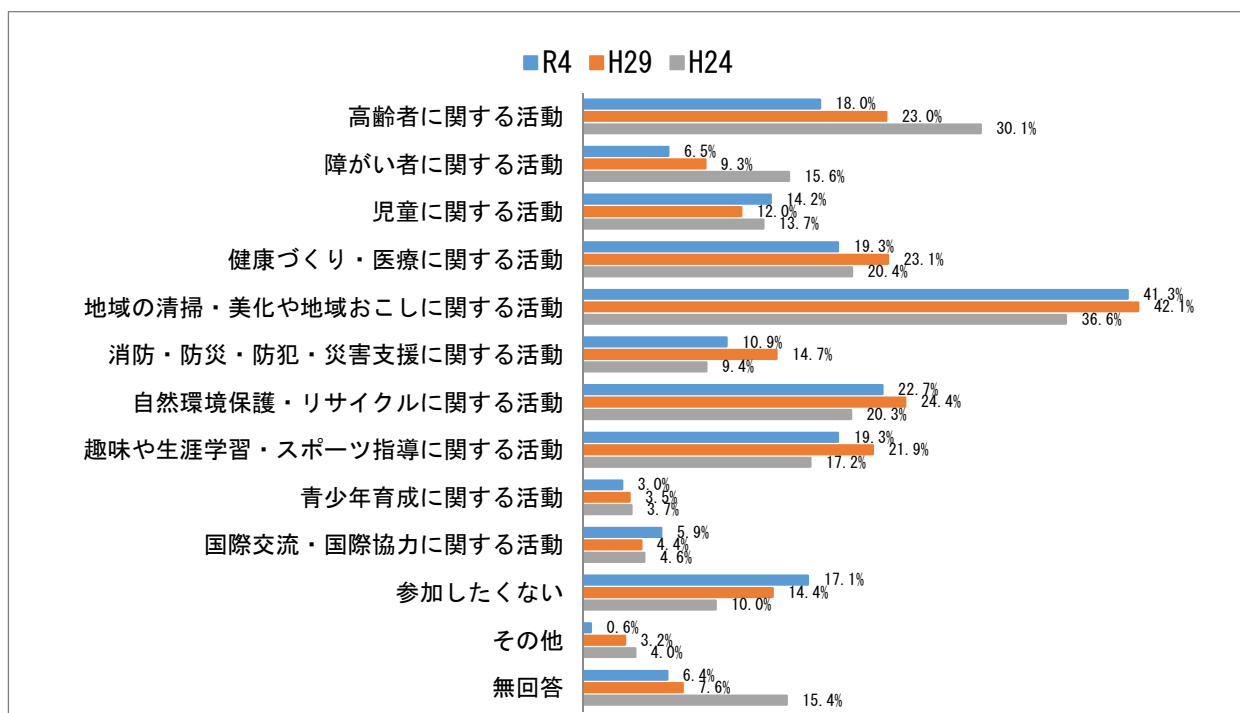
また、アンケート調査では、地域活動やボランティア活動に参加していない理由として「きっかけがない」、「どこで活動しているかわからない」と回答している人もあることから、わかりやすい情報発信に努め、興味や関心がある方を実際の活動につなげることが必要です。

アンケート調査で、参加しているボランティア活動と、参加できるボランティア活動を尋ねたところ、「地域の清掃・美化や地域おこしに関する活動」と答えた人が多い結果となりました。

問 あなたは、現在、次の地域活動やボランティア活動に参加していますか。(全て)



問 あなたが地域活動やボランティア活動に参加できるとしたら、どんな活動がしたいですか。(3つまで)



【施策の方向】

➤ ボランティアなどの情報提供体制の充実

ボランティア団体について、会員募集や活動内容の紹介など効果的な情報発信の機会を増やし、ボランティア活動を通じて地域福祉に関心を持つ人が増えるよう、市社会福祉協議会とともに、情報提供の充実を図ります。

➤ 学生ボランティア活動の推進

小学生・中学生・高校生・大学生といった次代を担う若い世代が、それぞれの段階に応じてボランティア活動に興味を持って取り組むことにより、将来的な地域活動への参加につながるように、関係機関と連携して学生ボランティア活動の更なる推進を図ります。

➤ 高齢者ボランティア活動の推進

高齢者が持っている豊かな知識と経験を地域の活性化につなげるため、高齢者のボランティア活動者を養成する研修や、地域で活用できるような体制づくりを進め、社会参加活動の場の創出に努めます。

➤ 地域活動などに参加しやすい環境づくり

ボランティア活動や地域活動をしていない人にとっては、参加するきっかけが必要です。活動に関心を持っている人が、気軽に参加できる環境づくりと情報発信に努めます。

➤ 地域の支えあい意識の醸成

認知症を正しく理解した「応援者」（認知症サポーター）の養成講座を開催し、地域に応援者を増やし、支えあいの意識を醸成します。

また、サポーター養成講座の修了者向けに、ステップアップ講座を開催し、実際のボランティア活動につなげることを目指します。

併せて、学齢期から認知症への正しい知識と理解を深めることで、高齢者にやさしい地域づくりを推進するため、小・中学校を対象とした「孫世代のための認知症講座」を継続して開催します。

3 地域福祉を支える人づくり

【現状と課題】

地域における福祉課題が年々多様化・複雑化・複合化しており、誰もが安心して暮らしていく社会を実現させるためには、福祉に関する経験や知識を持つ人材と、地域活動の担い手となる地域リーダーの存在が欠かせません。

これまで、地域において福祉活動の担い手として長年活躍してきた人の中には、自身が高齢となり、その負担が大きくなっていると感じる人もいます。新たなリーダーの育成が急務となっていますが、人口減少等の影響で、世代交代が難しい地域もあります。

地域で暮らす一人一人が主体的に地域活動に関わり、その活動を通して新しい担い手の育成や、活動をサポートする環境づくりが大切です。

【施策の方向】

➤ 人材育成体制の充実

誰でも気軽に福祉に関わりを持てるよう、各種講座や福祉に関連する研修会を開催し、その成果を地域活動につなげ、継続しやすい環境の整備を図ります。

➤ 福祉教育の推進

誰もが住み慣れた地域で共に生活し、それぞれが「支える側」であり、「支えられる側」であるという共通の認識を持ち、自分以外の他者に関心を向け、お互いを理解することが大切です。

多くの人々が福祉に関心を寄せ、身近な福祉課題について理解を深められるように、また、相互理解が地域の活性化につながるよう、各世代に対応した福祉教育を推進します。

4 防犯・防災・避難行動要支援者避難支援体制の充実

【現状と課題】

近年の犯罪は、インターネットを悪用したものや、特殊詐欺のように複雑で広域的な事件も増えており、高齢者や障がい者、子どもなどが巻き込まれて被害にあうことも少なくありません。

特殊詐欺は、手口が巧妙で被害額も高額になるなど、大きな社会問題となっています。高齢者や障がい者などが被害にあわないよう、地域と関係機関が協力して啓発を行う体制が必要です。

市は、避難行動要支援者避難支援計画により、避難行動要支援者名簿を作成し、民生児童委員^{*}等に情報提供しています。また、市内の13施設と福祉避難所の協定を締結し、災害への備えを進めています。要介護認定者や障がい者などは、災害発生時に自力で避難することが困難なため、地域における避難支援等関係者の育成を図り、災害時の支援体制を整え、防災や避難に対する意識を高めておくことが重要です。

避難行動要支援者避難支援計画に基づく避難行動要支援者個別避難計画^{*}は、災害が起きた際の避難経路や緊急連絡先などが記載されるもので、災害時の避難支援等への実効性が高まると考えられており、早期の策定が必要です。また、計画策定後も避難訓練等を通じ、内容の改善を図っていくことが望まれます。

【施策の方向】

➤ 見守り活動の推進

高齢者や障がい者、子どもなどが犯罪などの被害にあわないように、地域や関係機関と連携を図り、日頃の見守り活動を推進します。

➤ 防災意識の普及

市総合防災訓練における避難行動要支援者、関係団体による避難訓練に参加し、災害対応力を高めるとともに、自分たちの地域は自分たちが守るという防災意識を啓発します。

➤ 地域の防災体制づくりの推進

自治会や自主防災組織、民生児童委員と連携し、個別避難計画の策定を推進します。

《各論》 第3章 思いやりの心で楽しく暮らせるまちづくり

1 地域でふれあい・交流の場づくり

【SDGsのゴール】



【現状と課題】

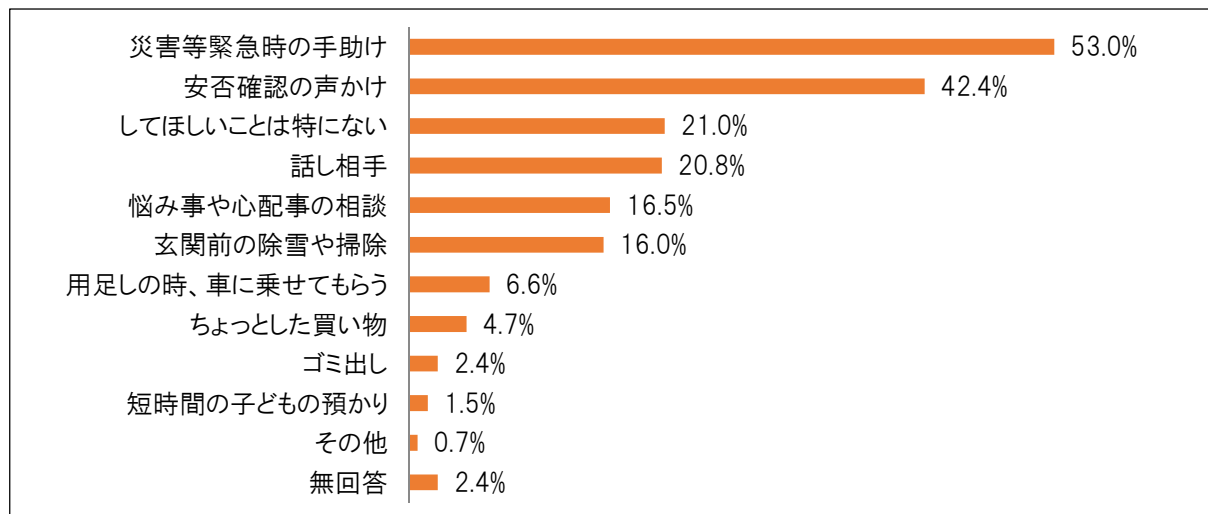
地域には多くの方が暮らし、お互いに関わりを持ちながら日々の生活を送っています。価値観や生活様式も家庭ごとに異なり、世帯構成も年齢も異なる人たちによって一つの地域が構成されています。地域の中で、お互いにプライバシーを尊重しながら、必要な時には助け合いの手を差し伸べあえる関係が、地域福祉を進めるに当たっては重要です。

人口減少と少子高齢化に伴い、地域コミュニティのあり方が重要視されるようになってきました。アンケート調査やワークショップでも、近所付き合いが減っていることや地域での関わりが希薄になっていることが課題としてあげられています。

地域行事や共同作業に参加するなど、普段から顔が見える関係性を築くことは、日常の助け合いの場面でも、災害等の非常時においても不可欠です。コロナ禍やプライバシー意識の高まりなどから人間関係が希薄化し、地域内でのコミュニケーション不足が深刻となっていることも踏まえ、地域において、世代を越えた交流の場やふれあいの場を持つことがより一層重要となっています。

アンケート調査では、地域の人からしてほしい手助けへの回答に、「災害等緊急時の手助け」、「安否確認の声かけ」のほか、「草刈り」や「除雪」等の作業がありました。これらは、公的な福祉サービスだけでは対応が難しいもので、地域における課題の一つでもあります。

問 あなたやご家族が、困ったり悩んだりした時は、地域の方からどのような手助けをしてほしいと思いますか。(3つまで)



【施策の方向】

➤ 地域での交流活動の推進

各地域にはそれぞれ歴史や文化があります。地域ごとの特性が発揮されるよう、また、行事などにより幅広い年代の多くの人が交流を図れるよう支援します。

➤ 世代間交流の推進

地域活動や行事などでの交流により、世代間の相互理解や融和を図るとともに、先人の知恵や経験を受け継ぎ、若い世代からは新しい知識を取り入れ、活力や癒やしにつながられるよう、地域資源の有効活用を図り、幅広い交流を促進します。

➤ 子育て支援体制の充実

つどいの広場*や子育て世代包括支援センター*など、子育て中の親子が身近な地域で気軽に交流や相談ができる場所を提供することで、子育てに関する不安や悩みをはじめ、子育てへの負担感の緩和を図るとともに、市内の社会福祉法人やNPO法人*等、地域の子育て支援関係団体との連携強化を図ります。

また、学校や保育所・保育園・認定こども園・幼稚園・学童保育クラブ等だけでなく、地域に暮らす人がみんな地域の子どもを見守り育てる意識の醸成に努め、安心して子育てができるような地域づくりを目指します。

2 生きがいづくり

【現状と課題】

本市の人口に占める高齢者の割合は、合併した平成17年には29.2%でしたが、10年後の平成27年には36.2%、さらに令和2年には41.4%と増加を続けています。高齢者は地域の歴史や伝統などに詳しく、長年地域活動を牽引してきた経験もあり、就労やボランティア活動などで活躍を続ける人も多くいます。

高齢者が、これまで培ってきた知識や経験を活かして地域行事に参画することで、世代間交流とコミュニティの活性化が図られることから、多くの高齢者が、地域で活気に満ちた活動ができるような環境づくりが必要です。

老人クラブは、老後を健康で豊かなものにするために高齢者自身の自主的な活動を通じて、会員同士の親睦を図るとともに自らの生きがいづくりや健康づくりのための活動を行っています。

一方、加入できる年齢である60歳は現役で就労している人も多いため、市内の老人クラブの中には、新規加入者、会員数ともに減少しているクラブがあります。

【施策の方向】

➤ 社会参加の推進

高齢者が、地域社会と関わりを持ちながら生きがいを持って自分らしい生活を送ることができるように、市社会福祉協議会や市シルバー人材センターなどと連携し、地域活動への参加や、就労への取り組みを支援します。

➤ 健康づくりの支援

誰もが健康で、いきいきとした生活を送ることができるように、保健・医療・福祉の連携による病気予防と、健康づくり事業の充実を図ります。また、スポーツ等を通じた地域での交流と健康増進に取り組みます。

➤ 生涯学習の推進

各地域振興協議会を中心として、芸術や音楽、郷土芸能などの得意な分野を持つ高齢者の協力のもと、さまざまな事業を展開し、生涯学習の推進を図ります。

➤ **老人クラブ活動の支援**

高齢者の生きがいをづくりや社会参加を促進し、その活動が円滑に行われるように老人クラブへの助成を通じ、活動を支援します。また、事務の軽減についても支援します。

市広報誌で老人クラブの活動を定期的に紹介するなど、加入していない人が活動に興味を持ち、新規加入につながる取り組みを継続して行います。

➤ **地域敬老事業の推進**

長寿を敬う意識の醸成と高齢者の生きがいを高めるため自治会、地域振興協議会等が実施する地域敬老事業を支援し、地域全体で支え合う仕組みづくりの構築を推進します。



3 こころのバリアフリーの推進

【現状と課題】

公共施設の建設や改修においては、障がいがある人もない人も共に生きる社会を実現するため、段差解消など、できるだけ全ての人が利用しやすいように、ユニバーサルデザイン*に配慮した対策がとられています。

一方で、障がいのある人や高齢者が街で困っている様子を見かけても、声のかけ方が分からない、あるいは、どのように手を差し伸べていいのかが分からないといった、こころの障壁が存在しています。

いくら施設整備などハード面でのバリアフリー*が進んだとしても、街なかで困っている人との関わり方がわからない、また、関わり方に自信が持てず何となく疎遠にする、困っている人を見て見ぬふりをするのでは、安心して外出し、社会参加できる環境が整ったとは言えません。人々の意識の中にあるバリアを取り除く「こころのバリアフリー*」に関する啓発活動も大切です。

地域にさまざまな立場の人が生活していることを理解することが、自分たちにもできる「ちょっとした配慮」や行動につながっていくと考えられます。

こころの障壁が存在する原因として、障がいそのものや障がいを持つ人、認知症の人に対して誤解や偏見があると考えられます。こころのバリアフリーについての理解を促進し、こころの障壁を取り除くことが必要です。また、病気が原因で日常生活に困難を抱えている人も多いことから、病気による症状や行動の特性に対する理解を深めることが必要です。

【施策の方向】

➤ こころのバリアフリーなどの推進

地域で暮らす人同士が、お互いを理解し尊重し合いながら生活できるように、広報紙等を活用してこころのバリアフリーについて周知を図ります。また、講座等の開催により心の病気や障がい、認知症などに対する正しい知識の普及を図ります。

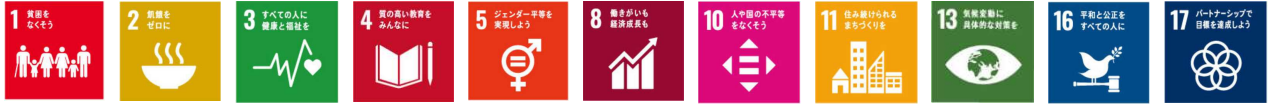
➤ こころの健康づくりの推進

さまざまな原因で自殺に追い込まれる人がいることから、深刻な事態に陥る前に相談できる体制を作り、家庭訪問の実施や関係機関との連携で、自殺予防対策を推進します。また、健康教室や自殺予防啓発キャンペーン等を通じて、こころの健康について多くの人の理解が進むよう、取り組みます。

《各論》 第4章 計画の推進にあたって

1 重点的取組事項

【SDGsのゴール】



(1) 地域での避難支援体制の確立

地域で暮らしていくうえで多くの人が心配だと考えていることは、災害時の声かけや支援を受けられるかということです。自治会や自主防災組織、民生児童委員*など地域と連携して、避難行動要支援者個別避難計画*の策定を推進します。

避難行動要支援者個別避難計画を策定します		
【指標】	基準値(R3)	目標値(R9)
避難行動要支援者個別避難計画策定地域数	0 地区	5 地区

(2) 地域共生社会の実現に向けて

高齢者、障がい者、子どもなど制度や分野ごとの『縦割り』や、「支える側(支え手)」「支えられる側(受け手)」という関係を超えて、「人と人」、「人と資源」が相互に支え合うことで、地域課題解決力の向上を目指します。また、地域に暮らす住民が自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら、暮らしにおける安心感と生きがいを生み出すことのできる仕組みを構築していきます。

(3) 包括的支援体制の構築に向けて（重層的支援体制整備事業）

多様化、複合化する福祉課題の解決には、制度の狭間にあって適切な支援が受けられていない人を把握し、相談や必要な支援につなげ、年齢や分野を超えた相談体制、地域団体や関係機関が連携して対応する包括的な支援体制の整備が必要となります。地域住民の複雑な地域生活課題や支援ニーズに対応するため、断らない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援について相互の連携を深め、体制を充実させていきます。

- ❖ 市は、地域のさまざまな実情に応じた包括的な支援体制を整備するために、以下の3項目について充実を目指します。

① 断らない相談支援

「丸ごと」受け止める、多機関協働による断らない相談支援体制づくり

② 参加支援

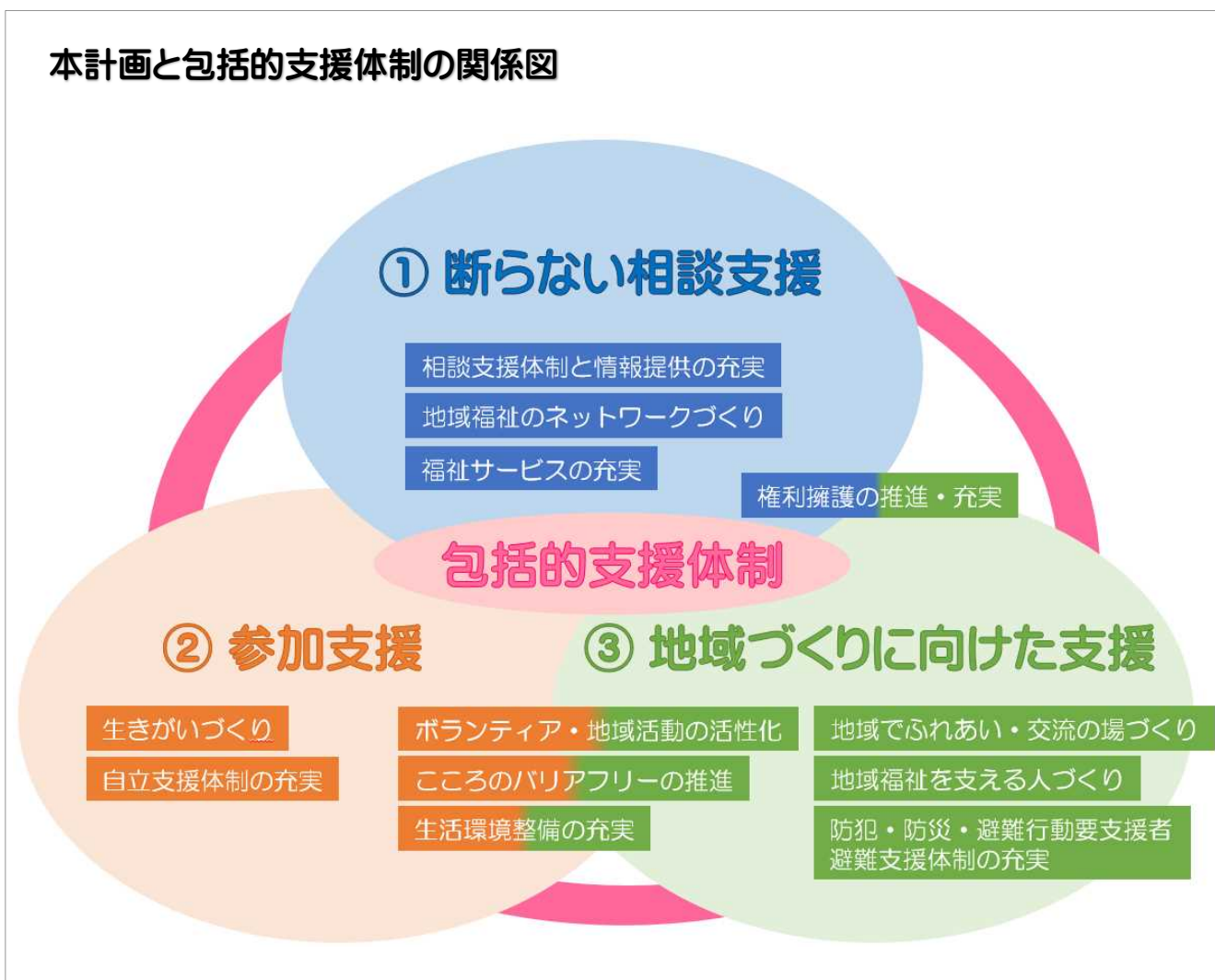
就労支援、住居支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援

③ 地域づくりに向けた支援

地域やコミュニティにおける多様なつながりを育てる支援

地域づくりのコーディネート機能の整備や場の提供

本計画と包括的支援体制の関係図



2 計画の推進体制及び評価

(1) 計画の推進体制

本計画は、基本理念である「人と人とが自然に支えあうまちづくり」の実現を目指して、「自助・互助・共助・公助」それぞれの主体となる住民、各種団体、福祉サービス事業者等と連携し、それぞれの役割を果たすことにより、取り組んでいくものです。

計画推進にあたっては、地域の課題について話し合う場を持つなど、住民の主体性を最大限に尊重し、地域福祉の取り組みを進めていきます。

■ 期待される住民の役割

地域福祉を推進していくためには、住民一人一人が福祉に対する理解を深め、主体的に地域福祉活動に参加していくことが重要です。地域での助け合い、支え合いの関係を作っていくとともに、地域課題を自らの課題として受け止め、地域福祉の担い手として、声かけや手伝いなど、個々の人がすぐにでも取り組めることをきっかけに、具体的な地域福祉活動へつなげていくことが期待されます。

そのため、各種研修や講座、地域活動、ボランティア活動への積極的な参加や、自分に合った生きがいを作り、健康でいきいきとした生活を送ることが望まれます。

■ 期待される各種団体等の役割

地域福祉の推進には、住民の身近にある地域振興協議会や自治会、町内会、ボランティア団体、NPO法人*等の活動が果たす役割は大きいと考えられます。

住民への積極的な情報発信を行うとともに、各種団体等における交流を図り、福祉活動と地域づくりが相乗効果を生み出し、共助や互助の基盤づくりにつながるよう活動を推進していくことが望まれます。

■ 期待される社会福祉法人の役割

社会福祉法人は、特別養護老人ホームや保育施設などを運営し、最前線で福祉サービスを提供し、地域や住民と密着した事業を展開しています。

近年増えている、地域福祉をめぐる多様化・複雑化する福祉課題の解決に当たっては、制度や分野の枠にとらわれない公益的な取り組みと活動が望まれます。地域福祉を推進していく公益性の高い法人として、質の高いサービスの提供と、さらなる地域貢献が期待されます。

■ 市社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、これまでも地域福祉の中心的な役割を担う団体として、地域福祉を目的とする普及、啓発、人材育成などの事業を展開してきました。

本計画においても地域における福祉関係機関や団体との連携により、新たな地域福祉活動の担い手をつくるための各種講座等の開催や、小地域ネットワーク活動^{*}の充実を図るなど、地域福祉の牽引役として活動することが期待されます。

■ 市の役割

市は公的な福祉サービスの提供だけでなく、住民ニーズを十分に把握し、福祉施策を効率的・効果的かつ総合的に実施していきます。

全庁的な連携体制を一層強化し、横断的な視点で各事業を実施するとともに、市社会福祉協議会をはじめとする関係機関、各種団体の活動を支援し、相互に連携しながら、本計画を推進していきます。

(2) 計画の評価

個別の施策や事業については、市や社会福祉協議会の担当部署において進捗管理と事業評価を行うとともに、必要に応じて住民アンケート調査などを行い、住民の意向を把握したうえで、計画の点検・評価を行っていきます。

《資料編》

1 策定経過

開催年月日	内容
令和4年1月20日(木)	第1回八幡平市地域福祉計画策定作業幹事会 八幡平市地域福祉計画の見直しについて 外
令和4年2月9日(水)	第1回八幡平市地域福祉計画策定委員会 (1) 委員長及び副委員長の選任について (2) 八幡平市地域福祉計画策定の進め方について
令和4年3月3日(木)～ 3月27日(日)	八幡平市地域福祉計画アンケート調査実施 配布数3,000通、回収数1,314通、回収率43.8%
令和4年3月22日(火)	第2回八幡平市地域福祉計画策定作業幹事会 第1回策定委員会について(報告) 外
令和4年7月4日(月)	第3回八幡平市地域福祉計画策定作業幹事会 第2回策定委員会協議事項について 外
令和4年7月19日(火)	第2回八幡平市地域福祉計画策定委員会 (1) アンケート調査の結果について (2) 事業評価の結果について (3) 地域福祉計画策定スケジュールの変更について (4) ワークショップの実施
令和4年8月29日(月)	八幡平市地域福祉計画策定ワークショップ実施 民生委員・児童委員を対象に開催、17人参加
令和4年9月22日(木)	第4回八幡平市地域福祉計画策定作業幹事会 ワークショップ開催結果について 外
令和4年9月29日(木)	第3回八幡平市地域福祉計画策定委員会 ワークショップ開催後の深掘りグループディスカッションの実施
令和4年11月24日(木)	第5回八幡平市地域福祉計画策定作業幹事会 ワークショップ実施結果について 外
令和4年12月5日(月)	第6回八幡平市地域福祉計画策定作業幹事会 第4期八幡平市地域福祉計画(素案)について 外
令和4年12月19日(月)	第4回八幡平市地域福祉計画策定委員会 第4期八幡平市地域福祉計画(素案)について

資料編

令和5年1月31日（火）～ 2月20日（月）	第4期八幡平市地域福祉計画（案）に対する意見募集の 実施
令和5年2月24日（金）	第7回八幡平市地域福祉計画策定作業幹事会 第4期八幡平市地域福祉計画（案）について 外
令和5年3月1日（水）	第5回八幡平市地域福祉計画策定委員会 （1）計画の原案に対する意見募集結果について （2）第4期八幡平市地域福祉計画（案）について

2 八幡平市地域福祉計画策定委員会委員名簿

委嘱期間：令和4年2月9日から令和5年3月31日まで
(順不同、敬称略)

氏名	所属等	摘要
岡田 久	八幡平市社会福祉協議会	副委員長
田村 市郎	八幡平市西根地区民生児童委員協議会	
八幡 竹男	八幡平市松尾地区民生児童委員協議会	
立花 義弘	八幡平市安代地区民生児童委員協議会	
工藤 園子	八幡平市民生児童委員協議会	
勝又 紘一	八幡平市老人クラブ連合会	
関 昇一	八幡平市身体障害者福祉協会	
遠藤 一子	八幡平市保健推進員協議会	
高橋 京一	八幡平市ボランティア連絡協議会	
佐藤 哲郎	岩手県立大学社会福祉学部	委員長
宮野 朋士	八幡平市教育委員会	
熊谷 睦子	八幡平市男女共同参画ネットワーク	
前澤 明子	盛岡広域振興局保健福祉環境部	
工藤 民一	八幡平市地域振興協議会代表者連絡会	
畑 孝夫	八幡平市地域振興協議会代表者連絡会	
大森 力男	八幡平市地域振興協議会代表者連絡会	
藤村 和憲	公募委員	

※ 所属等は、就任日時点です。

3 アンケート調査結果

1 調査の目的

誰もが住みなれた地域の中で安心して自分らしい生活を送ることができる社会を目指し、住民の皆さまのお考えやお住まいの地域の現状等を伺い、課題の整理を行うことを目的として実施しました。

2 調査の内容

- (1) 地域に関する調査
- (2) 地域活動やボランティア活動について
- (3) 今後の福祉施策について

3 調査の対象

市内在住の、令和3年4月1日現在の年齢が18歳以上80歳未満の人（住民基本台帳より居住地域、男女比及び年齢構成により抽出）

抽出数 3,000人 回答数 1,314人（回収率43.8%）

4 調査方法

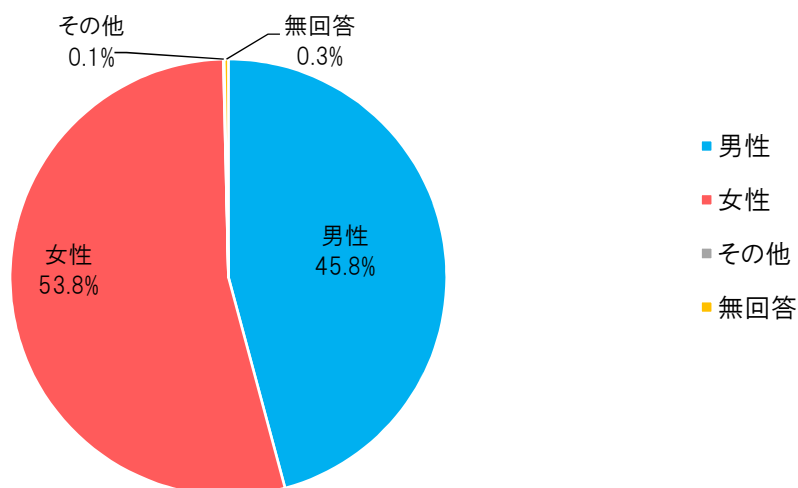
郵送により送付し、返信用封筒（郵送）により回収

5 調査の時期

令和4年3月3日から3月27日まで

【問 1】 性別をお答えください。

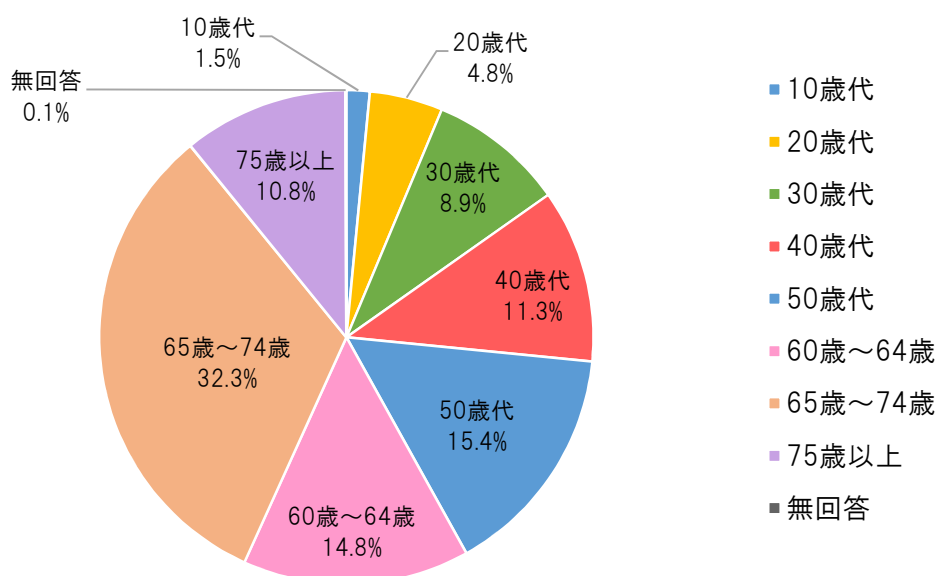
	男性	女性	その他	無回答	計
人数(人)	602	707	1	4	1,314
%	45.8	53.8	0.1	0.3	100



- ◆ 回答者の総数は 1,314 人で、「女性」が 53.8%、「男性」が 45.8%で女性が男性を 8.0 ポイント上回っています。

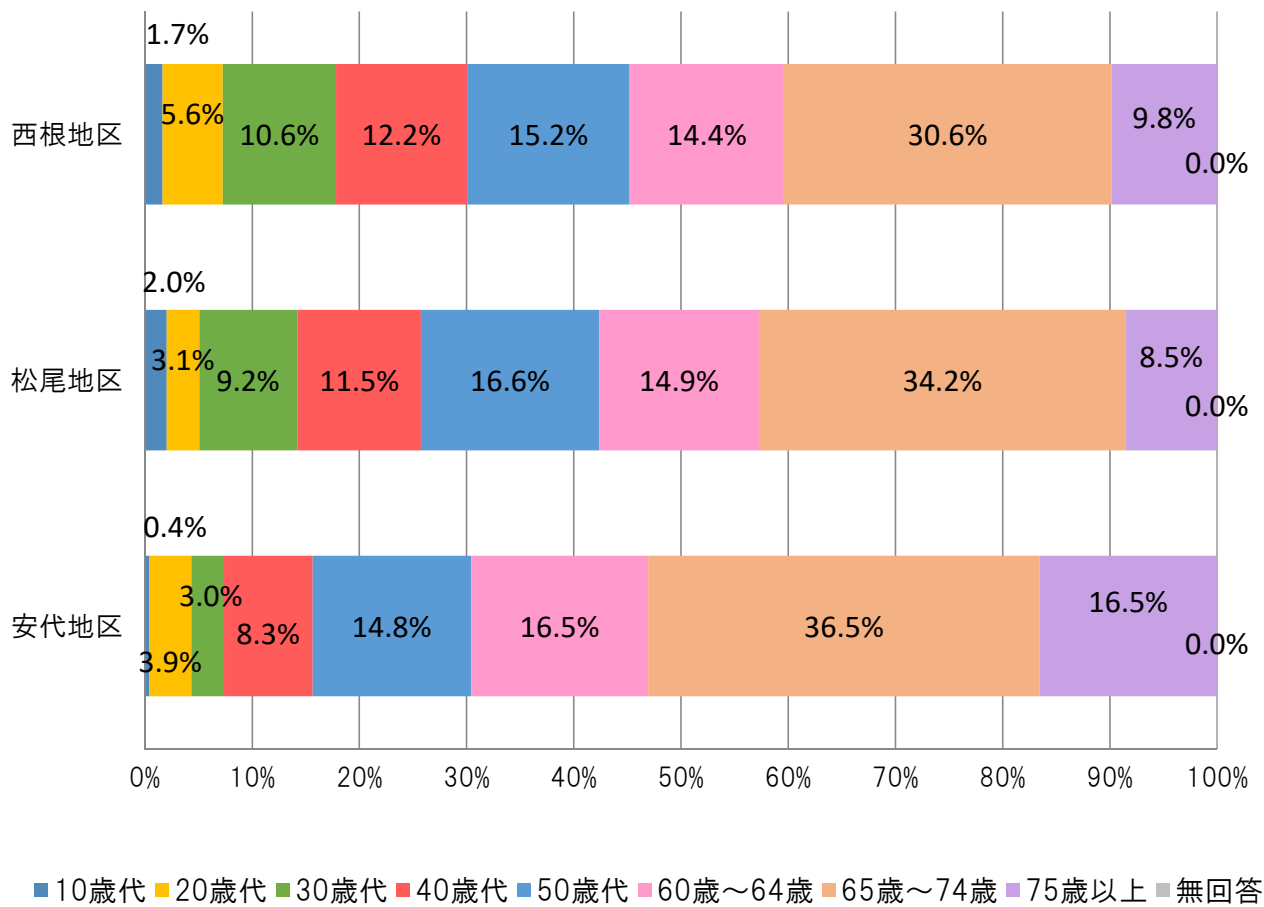
【問 2】 年齢をお答えください。

	10 歳代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳～ 64 歳	65 歳～ 74 歳	75 歳 以上	無回答	計
人数(人)	20	63	117	149	202	195	425	142	1	1,314
%	1.5	4.8	8.9	11.3	15.4	14.8	32.3	10.8	0.1	100



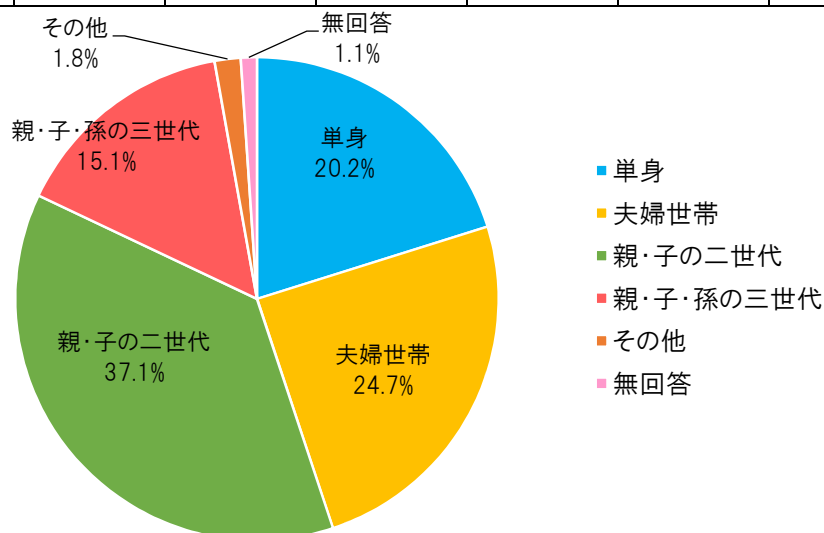
- ◆ 回答者の年代は 60 歳代以上が、全体の半数以上を占めています。

地区ごとの年齢構成割合



【問 3】 家族構成をお答えください。

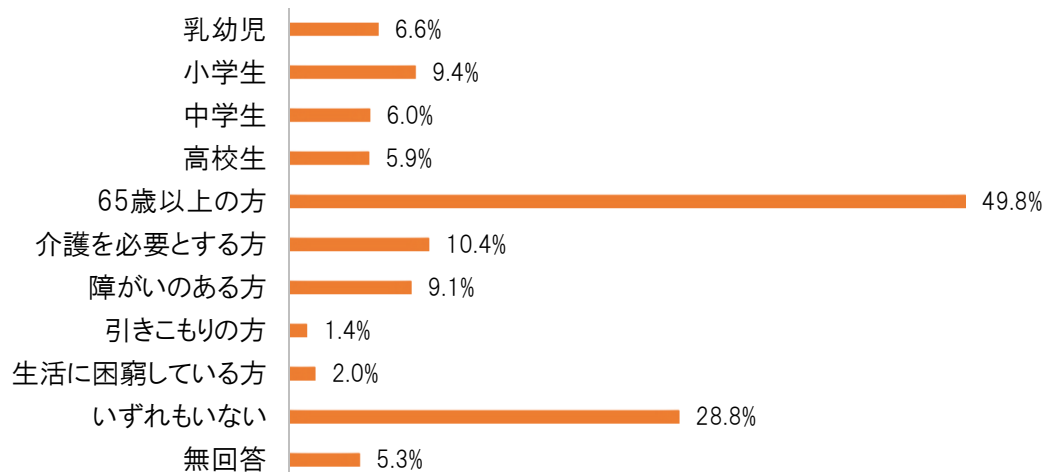
	単身	夫婦世帯	親・子の二世帯	親・子・孫の三世帯	その他	無回答	計
人数(人)	265	325	488	199	23	14	1,314
%	20.2	24.7	37.1	15.1	1.8	1.1	100



◆ 家族構成については、「親・子の二世帯」が 37.1%と最も多くなっています。次いで、「夫婦世帯」の 24.7%となっています。

【問 4】 あなたと一緒に住んでいるご家族の中に、あなた自身も含め、次に該当する方はおられますか。(全て)

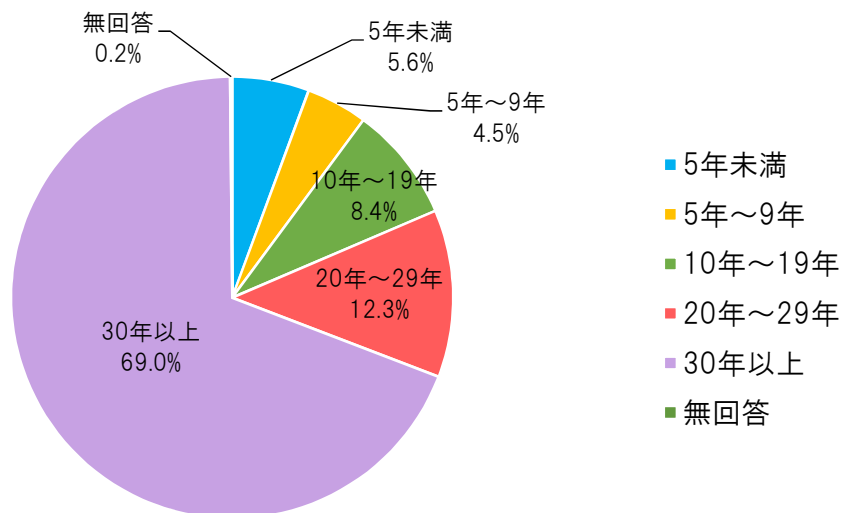
	乳幼児	小学生	中学生	高校生	65歳以上の方	介護を必要とする方	障がいのある方	引きこもりの方	生活に困窮している方	いずれもない	無回答
人数(人)	87	123	79	78	655	136	119	18	26	378	69
%	6.6	9.4	6.0	5.9	49.8	10.4	9.1	1.4	2.0	28.8	5.3



◆ 家族の構成では「65歳以上の方」がいるとの回答が 49.8%と最も多くなっています。

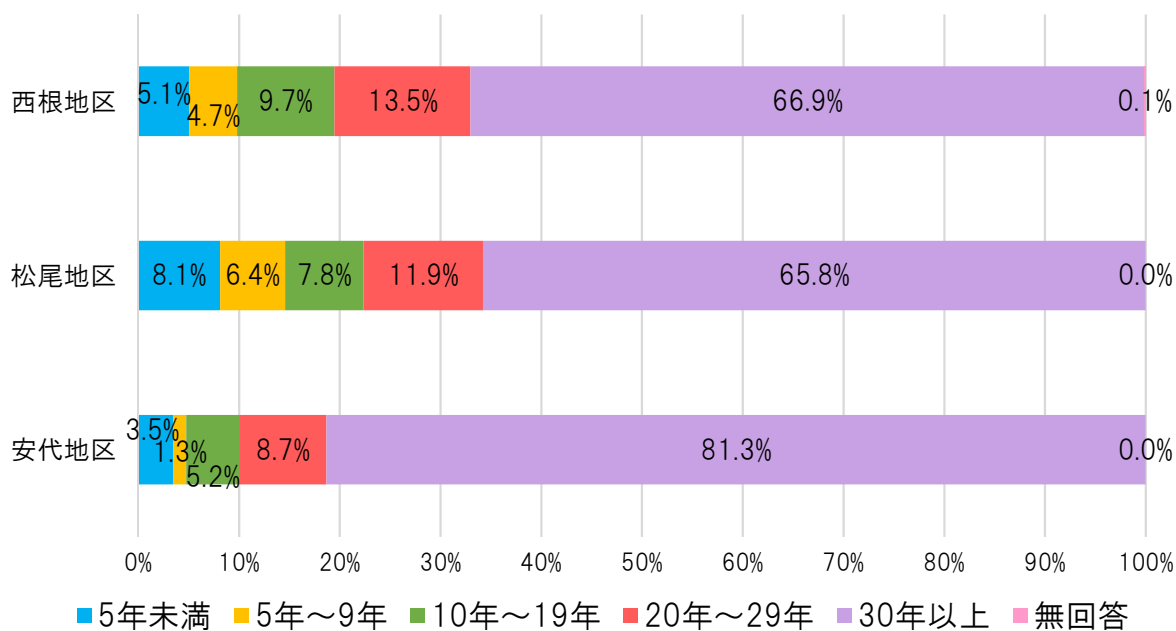
【問 5】 八幡平市(合併前の旧町村を含む)に住み始めて何年になりますか。

	5年未満	5年～9年	10年～19年	20年～29年	30年以上	無回答	計
人数(人)	74	59	111	161	907	2	1,314
%	5.6	4.5	8.4	12.3	69.0	0.2	100



◆ 居住年数については、「30年以上」が69.0%と最も多く、次いで「20年～29年」が12.3%となっています。

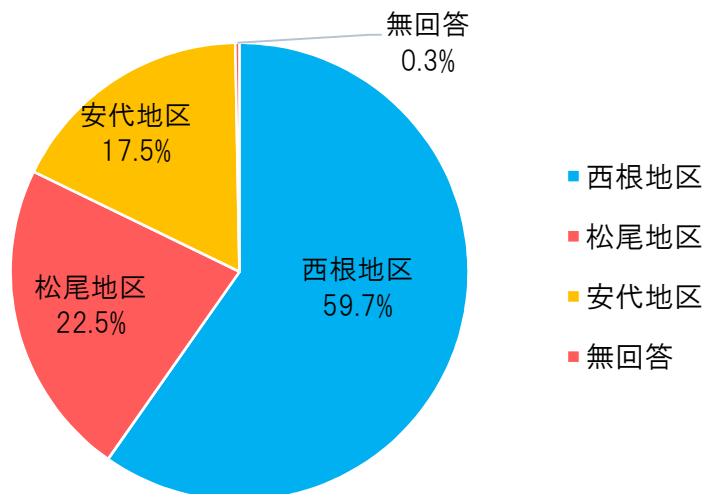
地区ごとの居住年数割合



◆ 「30年以上」の居住年数の割合が多い順は、地区別に安代地区、西根地区、松尾地区となっています。

【問 6】 どちらの地区にお住まいですか。

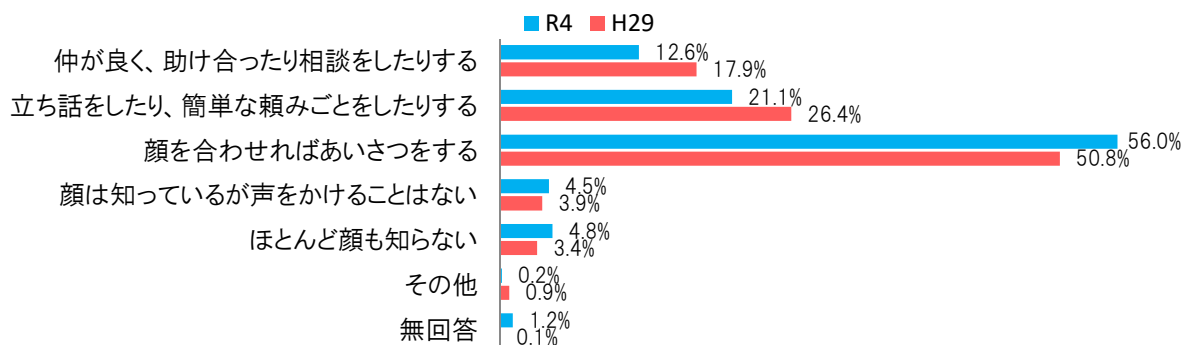
	西根地区	松尾地区	安代地区	無回答	計
人数(人)	785	295	230	4	1,314
%	59.7	22.5	17.5	0.3	100



◆ 居住地区は、西根地区が 59.7%と最も多くなっています。

【問 7】 あなたは、地域の人とどのようなつきあい方をしていますか。(1つ)

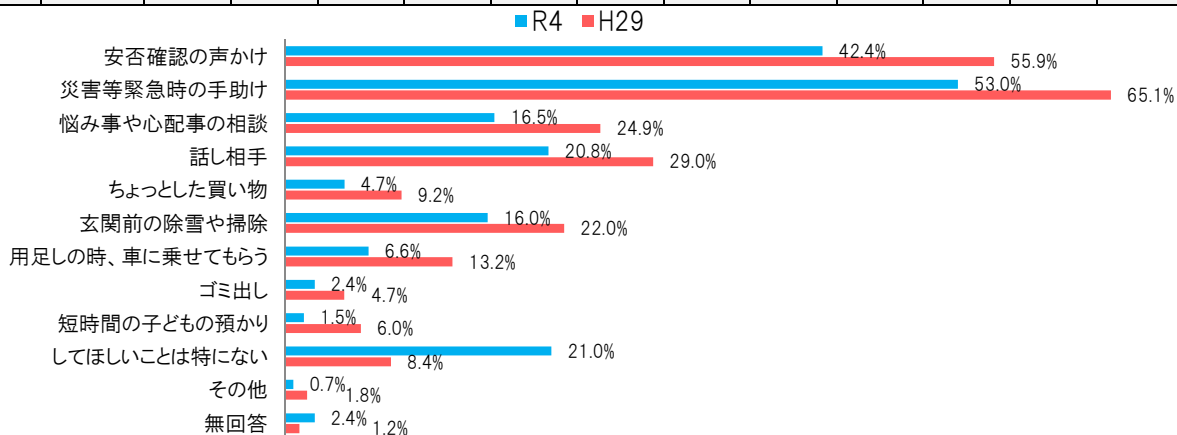
		仲が良く、助け合ったり相談をしたりする	立ち話をしたり、簡単な頼みごとをしたりする	顔を合わせればあいさつをする	顔は知っているが声をかけることはない	ほとんど顔も知らない	その他	無回答	計
		R4	人数(人)	166	277	736	59	63	3
	%	12.6	21.1	56.0	4.5	4.8	0.2	1.2	100
H29	人数(人)	262	388	745	57	50	13	1	1,467
	%	17.9	26.4	50.8	3.9	3.4	0.9	0.1	103



◆ 地域の人とどのようなつきあい方をしているかでは、「顔を合わせればあいさつをする」が 56.0%で最も多くなっています。「立ち話をしたり、簡単な頼みごとをしたりする」は 21.1%、「仲が良く、助け合ったり相談をしたりする」は 12.6%となっています。

【問 8】 あなたやご家族が、困ったり悩んだりした時は、地域の方からどのような手助けをしてほしいと思いますか。(3つまで)

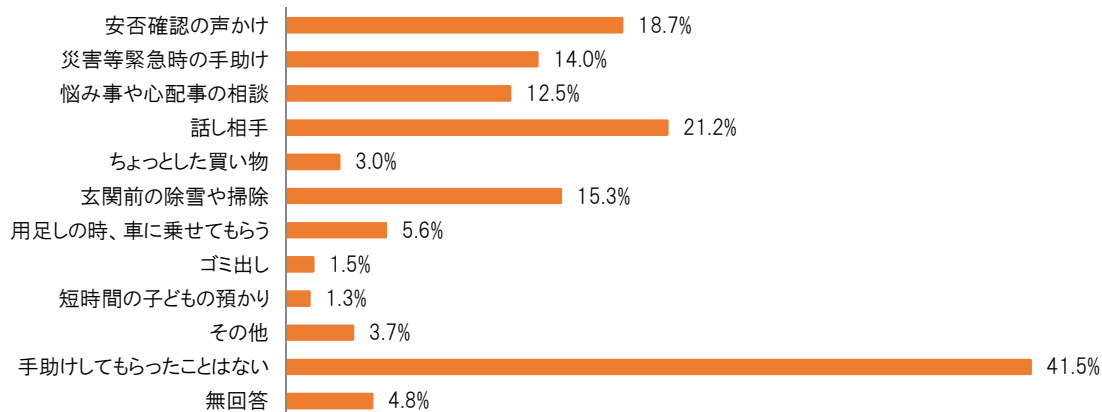
		安否確認の 声かけ	緊急時の 手助け	災害等 相談	悩み事や 心配事の 相談	話し相手	ちょっとした 買い物	玄関前の 除雪や 掃除	玄関前の 除雪や 掃除	用足しの 時、車に乗 せてもらう	ゴミ出し	子どもの 預かり	短時間の 子どもの 預かり	してほしい ことは特に ない	その他	無回答
R4	人数(人)	557	697	217	273	62	210	87	31	20	276	9	31			
	%	42.4	53.0	16.5	20.8	4.7	16.0	6.6	2.4	1.5	21.0	0.7	2.4			
H29	人数(人)	820	955	365	426	135	323	194	69	88	123	26	17			
	%	55.9	65.1	24.9	29.0	9.2	22.0	13.2	4.7	6.0	8.4	1.8	1.2			



◆ 地域の方からどのような手助けをしてほしいかでは「災害等緊急時の手助け」が53.0%と最も多く、次いで「安否確認の声かけ」が42.4%となっています。

【問 9】 あなたやご家族が、困った時に、地域の方から実際にどんな事を手助けしてもらいましたか。(全て)

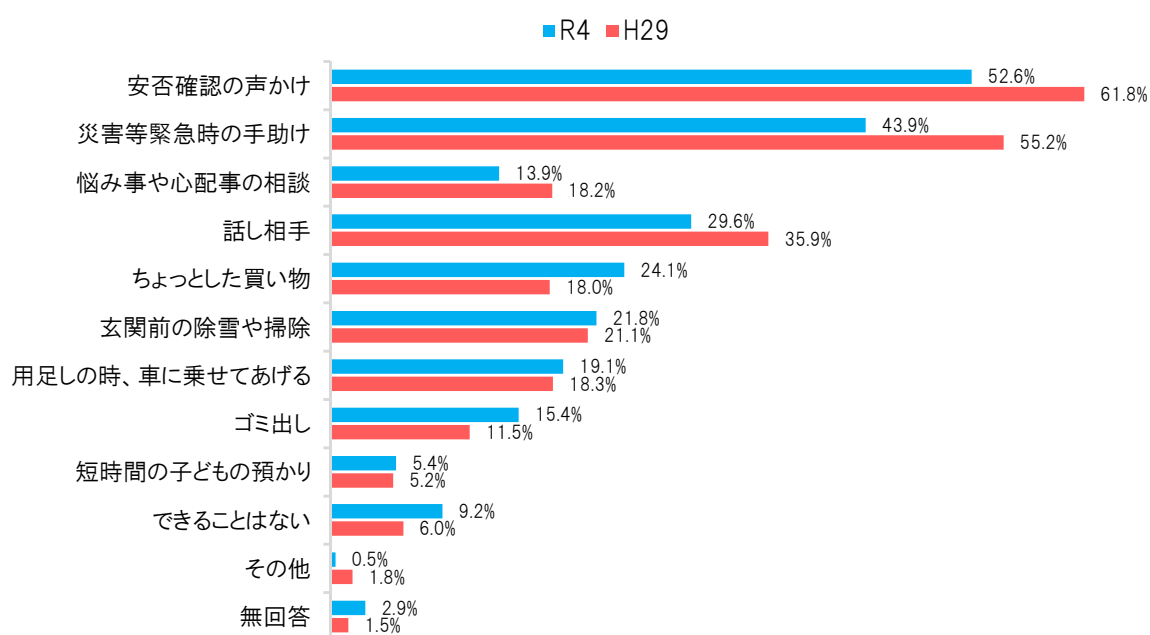
	安否確認の 声かけ	緊急時の 手助け	災害等 相談	悩み事や 心配事の 相談	話し相手	ちょっとした 買い物	玄関前の 除雪や 掃除	玄関前の 除雪や 掃除	用足しの 時、車に乗 せてもらう	ゴミ出し	子どもの 預かり	短時間の 子どもの 預かり	その他	手助けして もらったこ とはない	無回答
人数(人)	246	184	164	279	39	201	73	20	17	49	545	63			
%	18.7	14.0	12.5	21.2	3.0	15.3	5.6	1.5	1.3	3.7	41.5	4.8			



◆ 実際に受けたことがある手助けでは「話し相手」が21.2%と最も多く、次いで「安否確認の声かけ」が18.7%となっています。

【問 10】 お住まいの地域に、高齢や病気、事故などで日常生活が不自由となったり、子育てなどで困ったりしているご家庭があった場合、あなたが手助けできることはどのようなことですか。(3つまで)

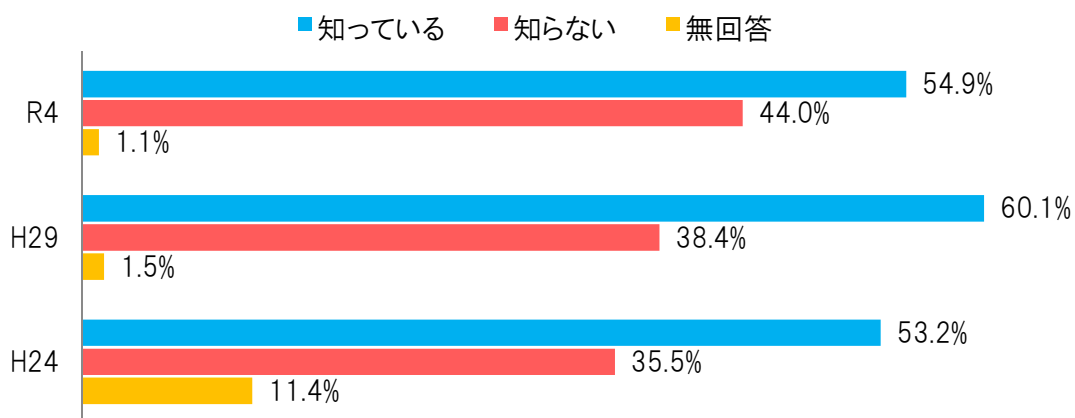
		安否確認の 声かけ	災害等緊急 時の手助け	悩み事や心 配事の相談	話し相手	ちょっとした 買い物	玄関前の 除雪や掃除	用足しの時、 車に乗せて あげる	ゴミ出し	短時間の 子どもの預 かり	できること はない	その他	無回答
R4	人数(人)	691	577	182	389	317	287	251	203	71	121	6	38
	%	52.6	43.9	13.9	29.6	24.1	21.8	19.1	15.4	5.4	9.2	0.5	2.9
H29	人数(人)	907	810	267	527	264	310	268	168	76	88	27	22
	%	61.8	55.2	18.2	35.9	18.0	21.1	18.3	11.5	5.2	6.0	1.8	1.5



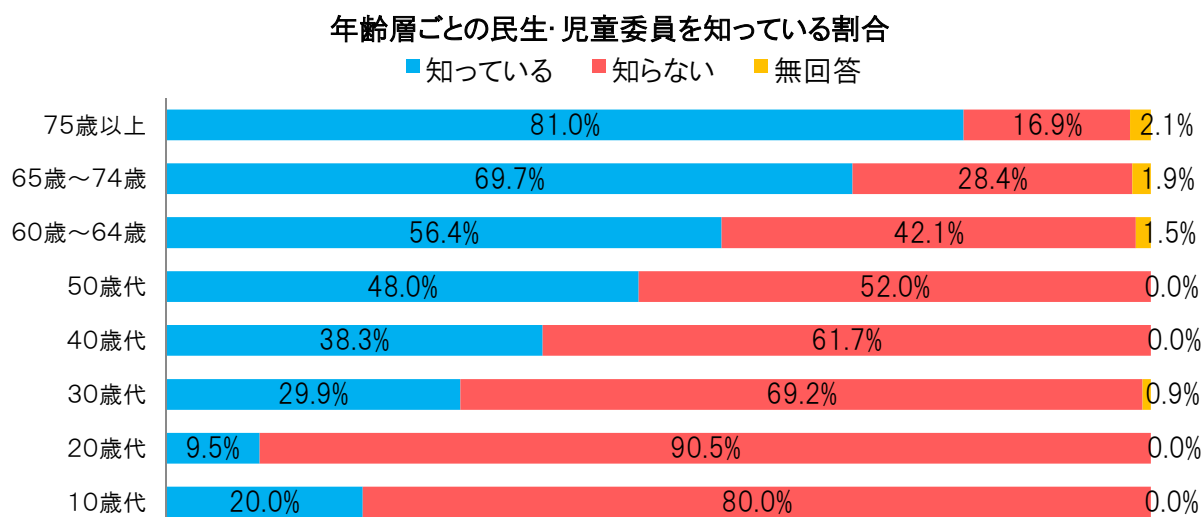
◆ 地域の方にどのような手助けができるかでは「安否確認の声かけ」が52.6%と最も多く、次いで「災害等緊急時の手助け」が43.9%となっています。

【問 11】 あなたは、お住まいの地区の担当民生・児童委員を知っていますか。

		知っている	知らない	無回答	計
R4	人数(人)	721	578	15	1,314
	%	54.9	44.0	1.1	100
H29	人数(人)	881	564	22	1,467
	%	60.1	38.4	1.5	100
H24	人数(人)	926	618	198	1,742
	%	53.2	35.5	11.4	100



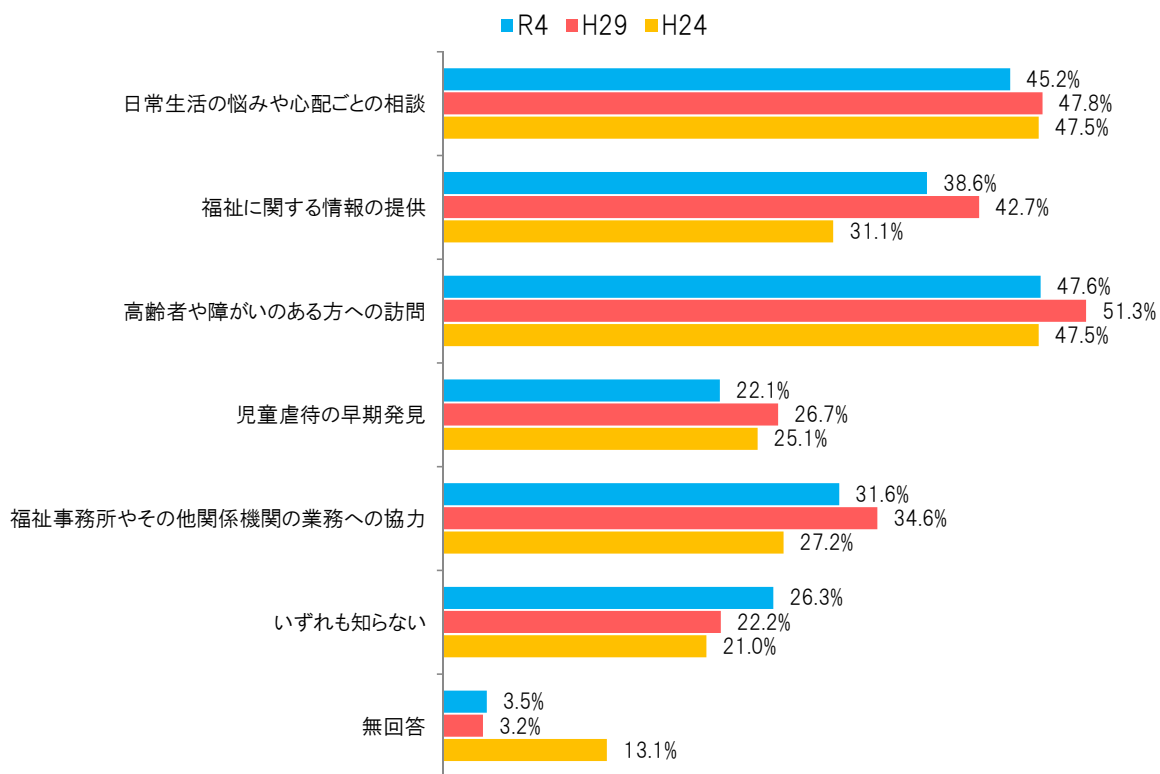
◆ 地区の民生・児童委員については「知っている」が 54.9%となっており「知らない」の 44.0%を 10.9 ポイント上回っています。



◆ 年代別にみると、75歳以上で81.0%の人が「知っている」と回答していて、年代が下がるほど「知っている」割合が少なくなる傾向にあります。

【問 12】 民生・児童委員の活動について、知っている活動はなんですか。(全て)

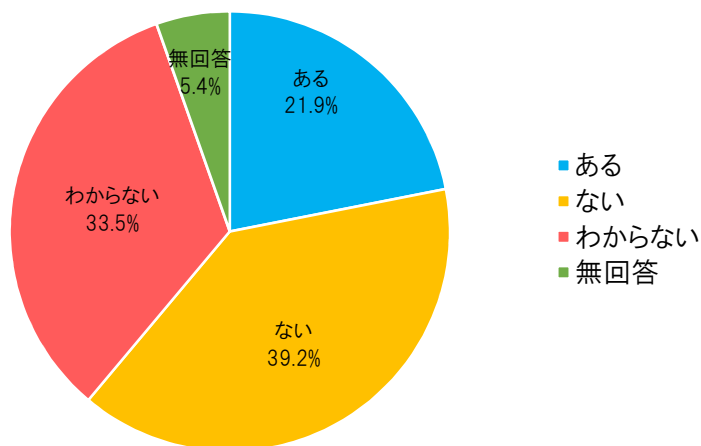
		日常生活の悩みや心配ごとの相談	福祉に関する情報の提供	高齢者や障がいのある方への訪問	児童虐待の早期発見	福祉事務所やその他関係機関の業務への協力	いずれも知らない	無回答
R4	人数(人)	594	507	626	290	415	346	46
	%	45.2	38.6	47.6	22.1	31.6	26.3	3.5
H29	人数(人)	701	627	752	392	508	325	47
	%	47.8	42.7	51.3	26.7	34.6	22.2	3.2
H24	人数(人)	827	542	827	437	473	366	228
	%	47.5	31.1	47.5	25.1	27.2	21.0	13.1



- ◆ 民生・児童委員の活動で知っている活動は「高齢者や障がいのある方への訪問」が47.6%と最も多く、次いで「日常生活の悩みや心配ごとの相談」となっています。

【問 13】 あなたは、地域に支えられた(助けられた)と感じたことはありますか。

	ある	ない	わからない	無回答	計
人数(人)	288	515	440	71	1,314
%	21.9	39.2	33.5	5.4	100



- ◆ 地域に支えられた(助けられた)と感じたことが「ある」人は「ない」又は「わからない」人より割合が少ない結果となっています。

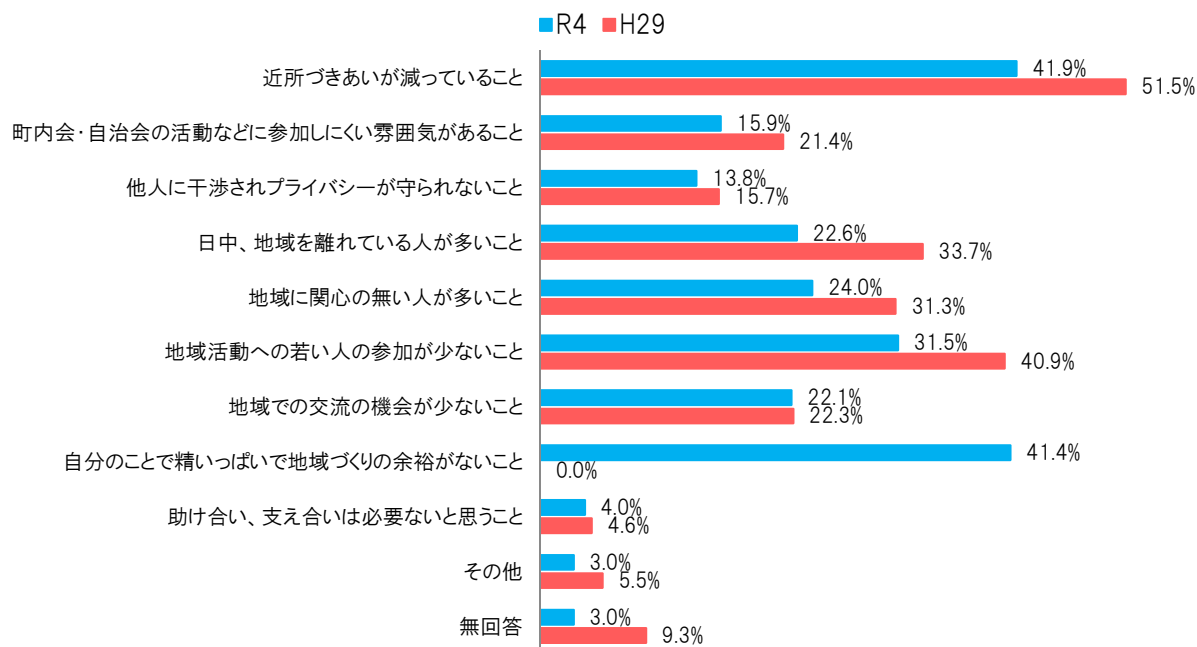
【問 14】 問 13 で「ある」を選んだ方にお伺いします。支えられた(助けられた)と感じたのはどんな時でしたか。ご記入ください。

自由に記載していただきました。多かった回答は次のとおりです。

「除雪」や「農作業や草刈り」など作業の手伝い、「家族が亡くなった時」や「災害時」、「緊急時」などの手伝いのほか、「悩みや心配ごとの相談にのってもらった」、「地域での普段からの声かけ」、「登下校時の児童への声かけ・見守り」などでした。

【問 15】 あなたは、地域の人々がお互いに力を合わせて、住みよい地域社会を実現していくうえで、問題となることはなだとお考えですか。(3つまで)

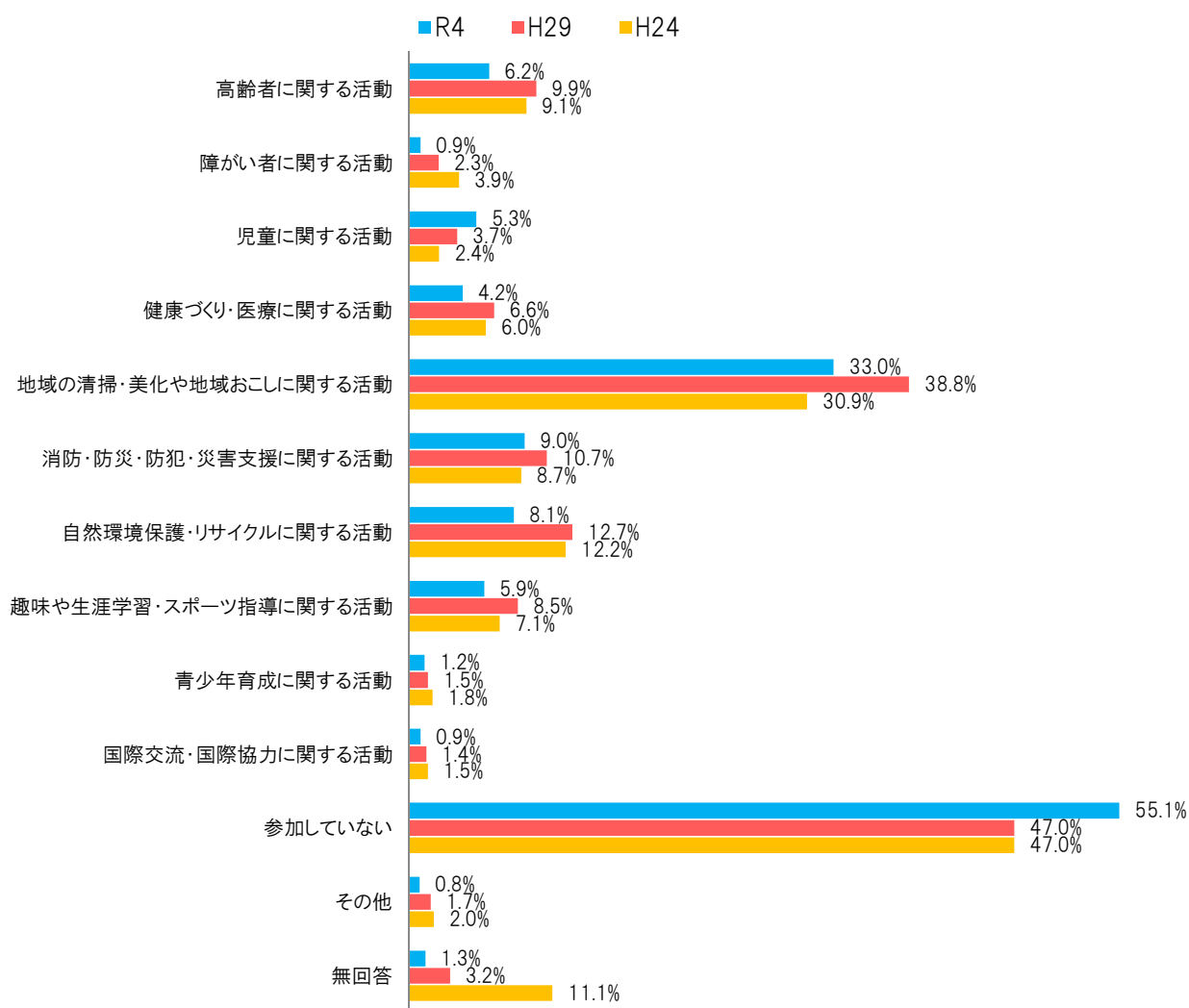
		近所づきあいが減っていること (R4)	町内会・自治会の活動などに参加しにくい雰囲気があること	他人に干渉されプライバシーが守られないこと	日中、地域を離れている人が多いこと	地域に関心の無い人が多いこと	地域活動への若い人の参加が少ないこと	地域での交流の機会が少ないこと	自分のことで精いっぱい地域づくりの余裕がないこと	助け合い、支え合いは必要ないと思うこと	その他	無回答
R4	人数(人)	551	209	181	297	315	414	291	544	52	39	39
	%	41.9	15.9	13.8	22.6	24.0	31.5	22.1	41.4	4.0	3.0	3.0
H29	人数(人)	756	314	231	494	459	600	327	-	67	81	137
	%	51.5	21.4	15.7	33.7	31.3	40.9	22.3	-	4.6	5.5	9.3



◆ 人々がお互いに力を合わせて、住みよい地域社会を実現していくうえで問題になることは、「近所づきあいが減っていること」が41.9%と最も多い結果となりました。僅差で、「自分のことで精いっぱい地域づくりの余裕がないこと」が続いています。

【問 16】 あなたは、現在、次の地域活動やボランティア活動に参加していますか。(全て)

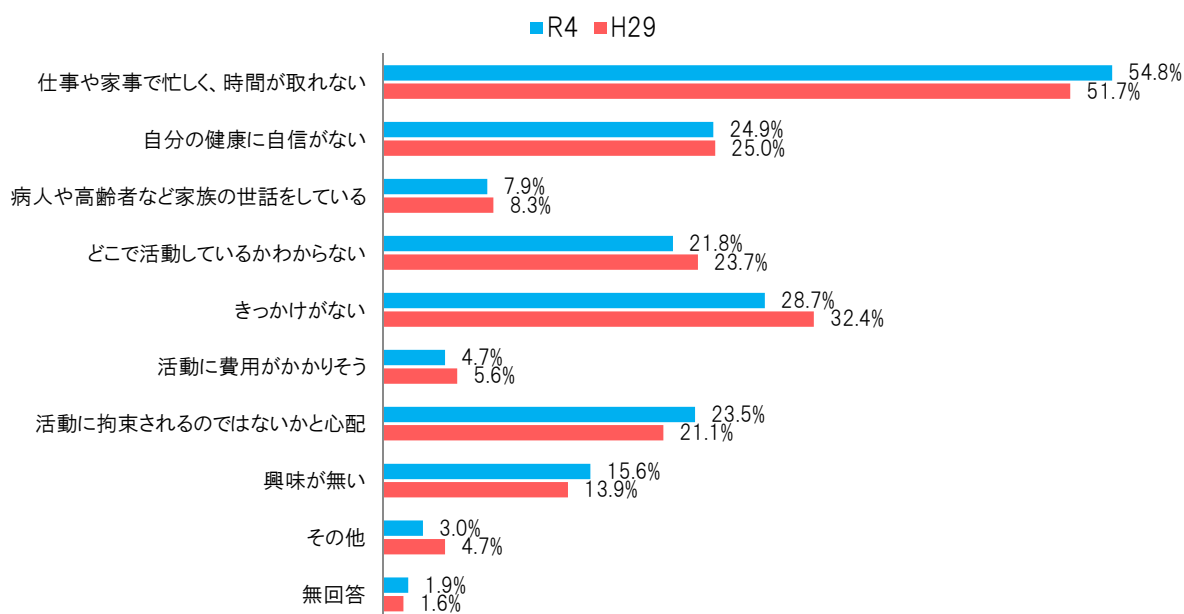
		高齢者に関する活動	障がい者に関する活動	児童に関する活動	健康づくり・医療に関する活動	地域の清掃・美化や地域おこしに関する活動	消防・防災・防犯・災害支援に関する活動	自然環境保護・リサイクルに関する活動	趣味や生涯学習・スポーツ指導に関する活動	青少年育成に関する活動	国際交流・国際協力に関する活動	参加していない	その他	無回答
R4	人数(人)	82	12	69	55	433	118	107	77	16	12	724	11	17
	%	6.2	0.9	5.3	4.2	33.0	9.0	8.1	5.9	1.2	0.9	55.1	0.8	1.3
H29	人数(人)	145	34	55	97	569	157	186	124	22	20	689	25	47
	%	9.9	2.3	3.7	6.6	38.8	10.7	12.7	8.5	1.5	1.4	47.0	1.7	3.2
H24	人数(人)	159	68	41	104	538	152	212	123	32	26	818	34	194
	%	9.1	3.9	2.4	6.0	30.9	8.7	12.2	7.1	1.8	1.5	47.0	2.0	11.1



◆ 参加している地域活動や、ボランティア活動で最も多かったのは「地域の清掃・美化や地域おこしに関する活動」でした。過去 2 回のアンケートでも同じ傾向です。また、この項目での結果では「参加していない」が最も多く、55.1%となっています。

【問 17】 問 16 で「参加していない」を選んだ方にお伺いします。地域活動やボランティア活動に参加していない理由について教えてください。(全て)

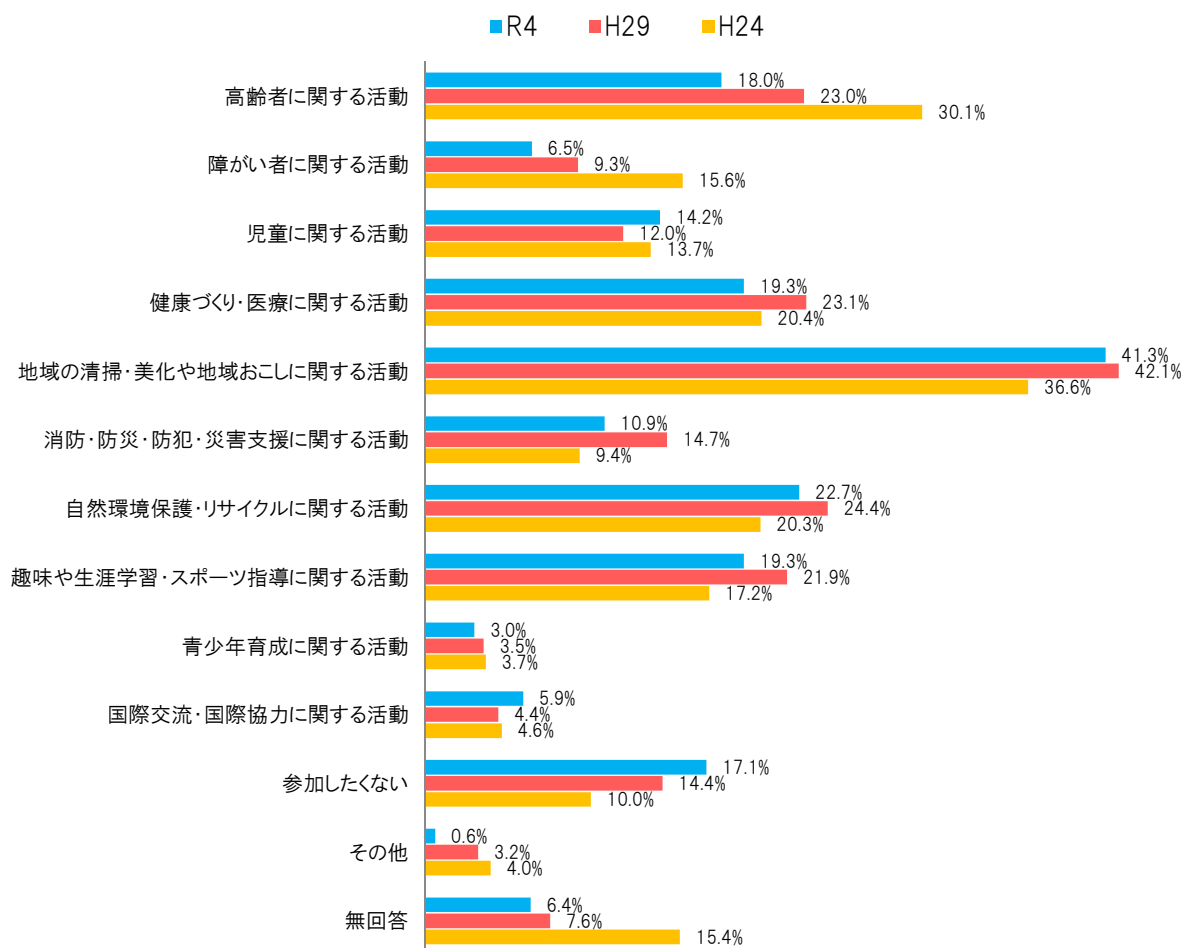
		仕事や家事で忙しく、時間が取れない	自分の健康に自信がない	病人や高齢者など家族の世話をしている	どこで活動しているかわからない	きっかけがない	活動に費用がかかりそう	活動に拘束されるのではないかと心配	興味が無い	その他	無回答
R4	人数(人)	397	180	57	158	208	34	170	113	22	14
	%	54.8	24.9	7.9	21.8	28.7	4.7	23.5	15.6	3.0	1.9
H29	人数(人)	397	192	64	182	249	43	162	107	36	12
	%	51.7	25.0	8.3	23.7	32.4	5.6	21.1	13.9	4.7	1.6



◆ 地域活動やボランティア活動に参加していない理由で最も多いのは、「仕事や家事で忙しく、時間が取れない」でした。次いで多いのは「きっかけがない」でした。

【問 18】 あなたが地域活動やボランティア活動に参加できるとしたら、どんな活動がしたいですか。(3つまで)

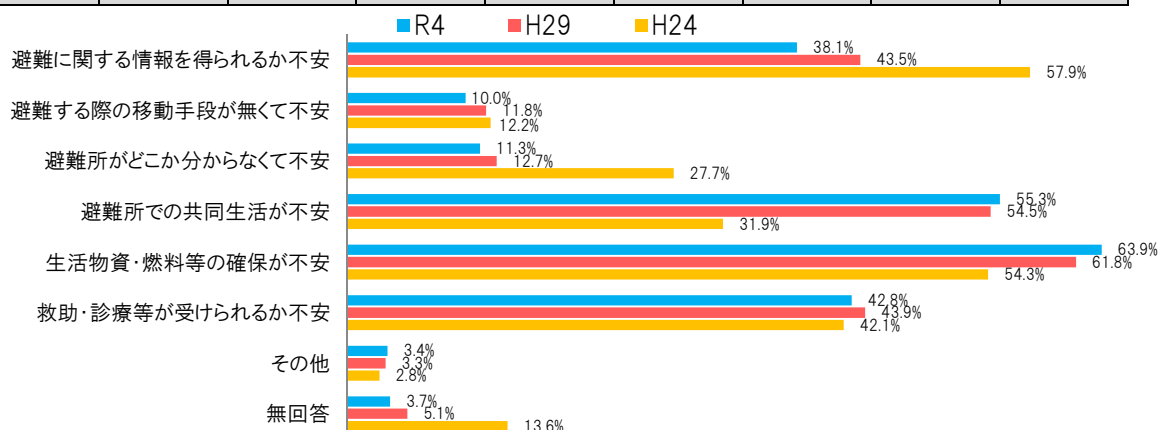
		高齢者に関する活動	障がい者に関する活動	児童に関する活動	健康づくり・医療に関する活動	地域の清掃・美化や地域おこしに関する活動	消防・防災・防犯・災害支援に関する活動	自然環境保護・リサイクルに関する活動	趣味や生涯学習・スポーツ指導に関する活動	青少年育成に関する活動	国際交流・国際協力に関する活動	参加したくない	その他	無回答
R4	人数(人)	236	85	187	254	542	143	298	254	39	78	224	8	84
	%	18.0	6.5	14.2	19.3	41.3	10.9	22.7	19.3	3.0	5.9	17.1	0.6	6.4
H29	人数(人)	337	136	176	339	617	215	358	322	52	65	211	47	111
	%	23.0	9.3	12.0	23.1	42.1	14.7	24.4	21.9	3.5	4.4	14.4	3.2	7.6
H24	人数(人)	525	272	238	355	637	163	354	300	64	81	175	69	269
	%	30.1	15.6	13.7	20.4	36.6	9.4	20.3	17.2	3.7	4.6	10.0	4.0	15.4



◆ 参加してみたい地域活動では、「地域の清掃・美化や地域おこしに関する活動」が最も多く41.3%となっています。次いで「自然環境保護・リサイクルに関する活動」「健康づくり・医療に関する活動」となっています。

【問 19】 災害発生時に、あなたが特に不安に思うことはなんですか。(3つまで)

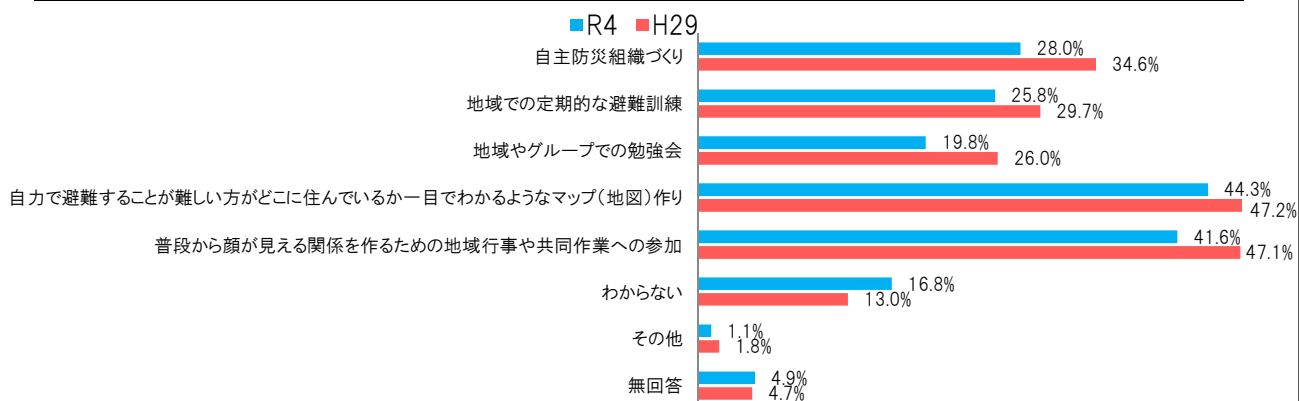
		避難に関する 情報を得られる か不安	避難する際の 移動手段が無く て不安	避難所がどこか 分からなくて 不安	避難所での共 同生活が不安	生活物資・燃 料等の確保が 不安	救助・診療等が 受けられるか 不安	その他	無回答
R4	人数(人)	501	132	148	727	840	562	45	48
	%	38.1	10.0	11.3	55.3	63.9	42.8	3.4	3.7
H29	人数(人)	638	173	186	800	906	644	48	75
	%	43.5	11.8	12.7	54.5	61.8	43.9	3.3	5.1
H24	人数(人)	1,008	212	482	555	946	733	48	237
	%	57.9	12.2	27.7	31.9	54.3	42.1	2.8	13.6



- ◆ 災害発生時に特に不安に思うことは、「生活物資・燃料等の確保が不安」が63.9%と最も多く、次いで「避難所での共同生活」「救助・診療等」の不安が多くなっています。

【問 20】 災害発生時に、住民が支え合う地域づくりには、何が必要だとあなたは考えますか。(3つまで)

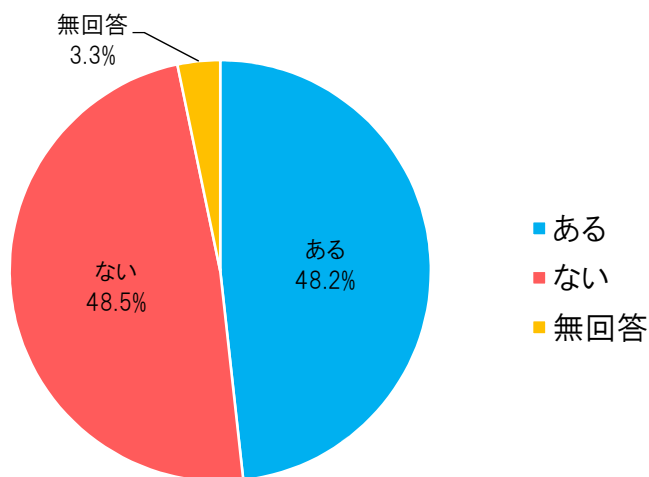
		自主防災 組織づくり	地域での 定期的な 避難訓練	地域やゲ ループでの 勉強会	自力で避難することが 難しい方がどこに住ん でいるか一目でわかる ようなマップ(地図)作り	普段から顔が見える 関係を作るための地域 行事や共同作業への 参加	わから ない	その他	無回答
R4	人数(人)	368	339	260	582	547	221	15	65
	%	28.0	25.8	19.8	44.3	41.6	16.8	1.1	4.9
H29	人数(人)	507	436	382	693	691	191	27	69
	%	34.6	29.7	26.0	47.2	47.1	13.0	1.8	4.7



- ◆ 災害発生時に必要と思うことは、「避難マップ作り」が44.3%と最も多く、次いで「普段からの地域行事等への参加」が41.6%となっています。

【問 21】 あなたは現在、日常生活で不安や悩みはありますか。

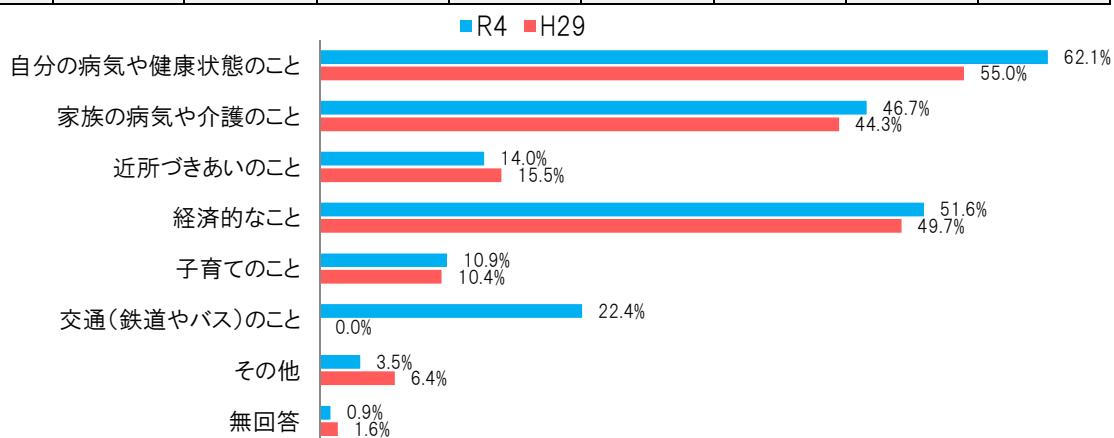
	ある	ない	無回答	計
人数(人)	634	637	43	1,314
%	48.2	48.5	3.3	100



- ◆ 日常生活で不安や悩みが「ある」と答えた人は 48.2%、「ない」と答えた人は 48.5%でほぼ同数となっています。

【問 22】 問 21 で「ある」を選んだ方にお伺いします。それはどんなことですか。(全て)

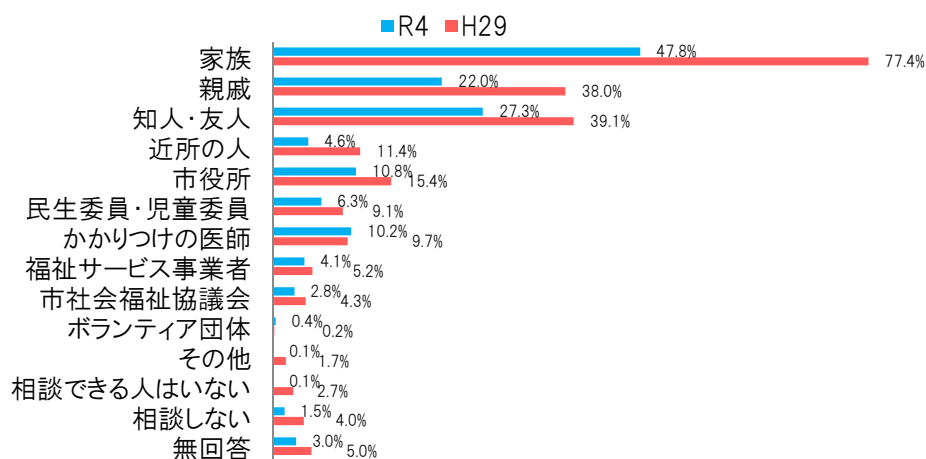
		自分の病気や健康状態のこと	家族の病気や介護のこと	近所づきあいのこと	経済的なこと	子育てのこと	交通(鉄道やバス)のこと	その他	無回答
R4	人数(人)	394	296	89	327	69	142	22	6
	%	62.1	46.7	14.0	51.6	10.9	22.4	3.5	0.9
H29	人数(人)	248	200	70	224	47	-	29	7
	%	55.0	44.3	15.5	49.7	10.4	-	6.4	1.6



- ◆ 日常生活で困っていることの中で「自分の病気や健康状態のこと」が 62.1%と最も多く、次いで「経済的なこと」が 51.6%、「家族の病気や介護のこと」が 46.7%と多くなっています。

【問 23】 日常生活で不安や悩みが出てきたときに、あなたは、誰に相談していますか。又は、誰に相談したいですか。(3つまで)

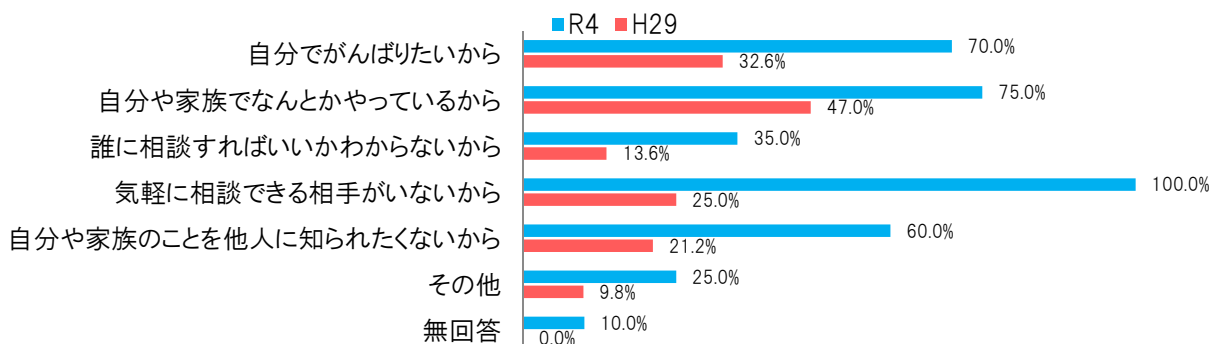
		家族	親戚	知人・友人	近所の人	市役所	民生委員・児童委員	かかりつけの医師	福祉サービス事業者	市社会福祉協議会	ボランティア団体	その他	相談できる人はいない	相談しない	無回答
R4	人数(人)	628	289	359	61	142	83	134	54	37	5	1	1	20	40
	%	47.8	22.0	27.3	4.6	10.8	6.3	10.2	4.1	2.8	0.4	0.1	0.1	1.5	3.0
H29	人数(人)	1,136	558	574	167	226	134	143	76	63	3	25	39	59	74
	%	77.4	38.0	39.1	11.4	15.4	9.1	9.7	5.2	4.3	0.2	1.7	2.7	4.0	5.0



◆ 困りごとの相談では「家族」が47.8%と最も多くなっています。次いで「知人・友人」「親戚」が27.3%、22.0%という結果でした。

【問 24】 問 23 で「相談しない」を選んだ理由はなんですか。(全て)

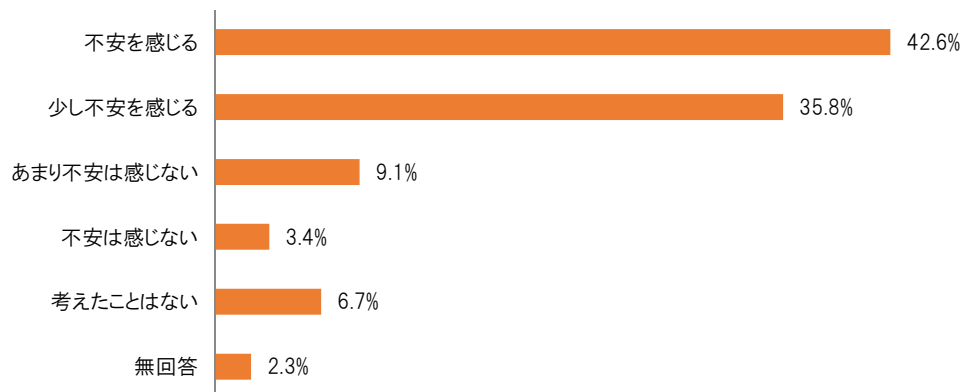
		自分がかんばりたいから	自分や家族でなんとかやっているから	誰に相談すればいいかわからないから	気軽に相談できる相手がないから	自分や家族のことを他人に知られたくないから	その他	無回答
R4	人数(人)	14	15	7	20	12	5	2
	%	70.0	75.0	35.0	100.0	60.0	25.0	10.0
H29	人数(人)	43	62	18	33	28	13	0
	%	32.6	47.0	13.6	25.0	21.2	9.8	0.0



◆ 困りごとの相談で「相談しない」と回答した人の理由では「気軽に相談できる相手がないから」が100.0%と最も多く、次いで「自分や家族でなんとかやっているから」が75.0%となっています。

【問 25】 あなたは、ご自身の老後の生活について、何か不安を感じていますか。

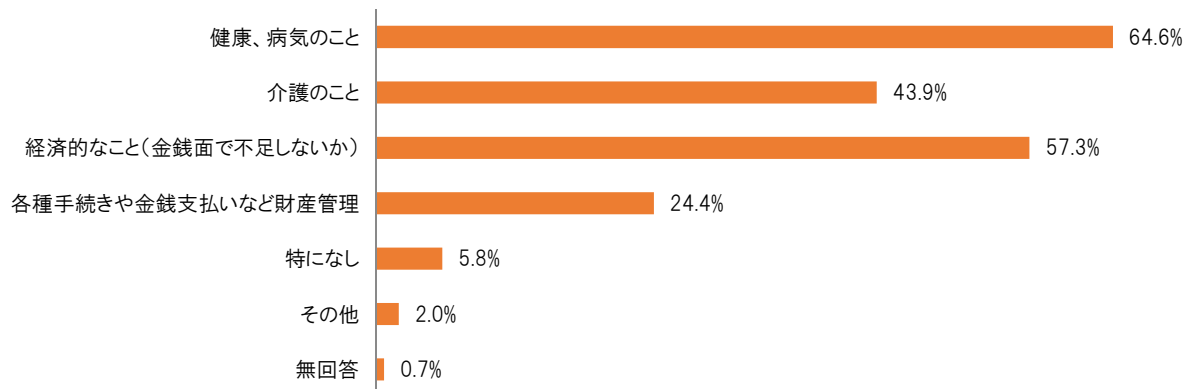
	不安を感じる	少し不安を感じる	あまり不安は感じない	不安は感じない	考えたことはない	無回答	計
人数(人)	560	471	120	45	88	30	1,314
%	42.6	35.8	9.1	3.4	6.7	2.3	100



- ◆ 老後の生活に「不安を感じる」と回答した人が 42.6%と最も多く、次いで「少し不安を感じる」が 35.8%となっています。

【問 26】 問 25 に関して、どんなことを不安に感じますか。(全て)

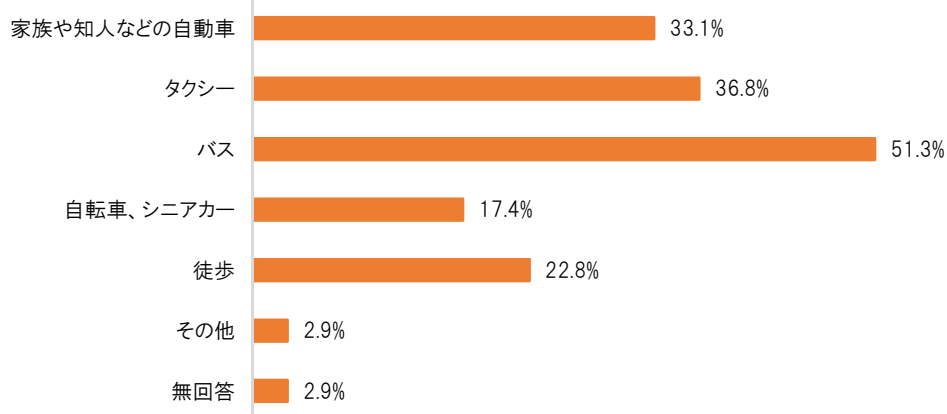
	健康、病気のこと	介護のこと	経済的なこと(金銭面で不足しないか)	各種手続きや金銭支払いなど財産管理	特になし	その他	無回答
人数(人)	849	577	753	320	76	26	9
%	64.6	43.9	57.3	24.4	5.8	2.0	0.7



- ◆ 老後の生活に「不安を感じる」と回答した理由で、「健康、病気のこと」が 64.6%と最も多く、次いで「経済的なこと」が 57.3%となっています。

【問 27】 将来、あなたが自動車を運転できなくなった場合(運転免許のない方も含む)、日常生活に必要な外出時の交通手段は、何を利用したいですか。

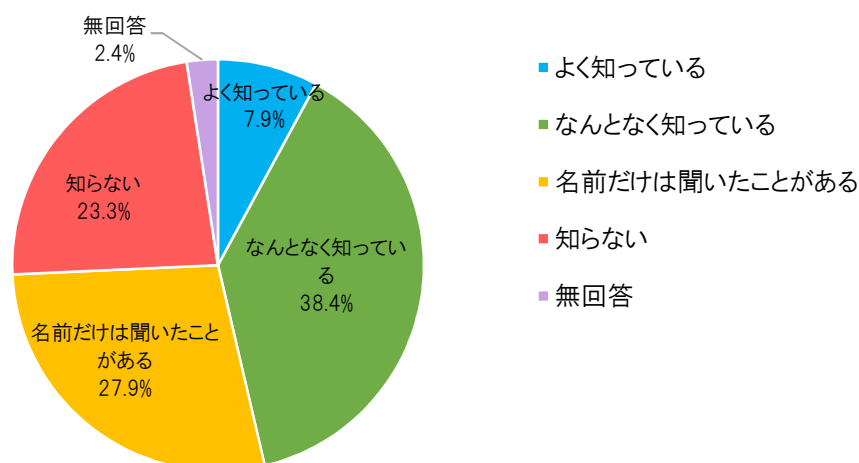
	家族や知人などの自動車	タクシー	バス	自転車、シニアカー	徒歩	その他	無回答
人数(人)	435	484	674	228	300	38	38
%	33.1	36.8	51.3	17.4	22.8	2.9	2.9



◆ 将来、日常生活の外出手段として利用したい交通手段は、「バス」が 51.3%と最も多く、次いで「タクシー」が 36.8%となっています。

【問 28】 あなたは、成年後見制度*を知っていますか。(＊認知症や知的障がい等により、物事を判断することが難しくなった場合、裁判所が選任した後見人等が、本人に代わって契約行為や財産管理を行う制度のこと。)

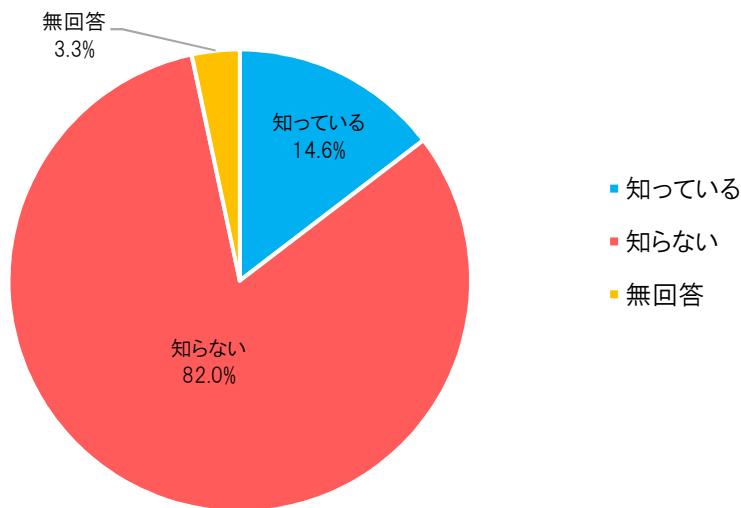
	よく知っている	なんとなく知っている	名前だけは聞いたことがある	知らない	無回答	計
人数(人)	104	505	367	306	32	1,314
%	7.9	38.4	27.9	23.3	2.4	100



◆ 成年後見制度については、「なんとなく知っている」が 38.4%と最も多く、次いで「名前だけは聞いたことがある」が 27.9%となっています。

【問 29】 あなたは、成年後見制度※の相談窓口を知っていますか。（*「八幡平市成年後見センター※」（八幡平市役所内）などがあります。）

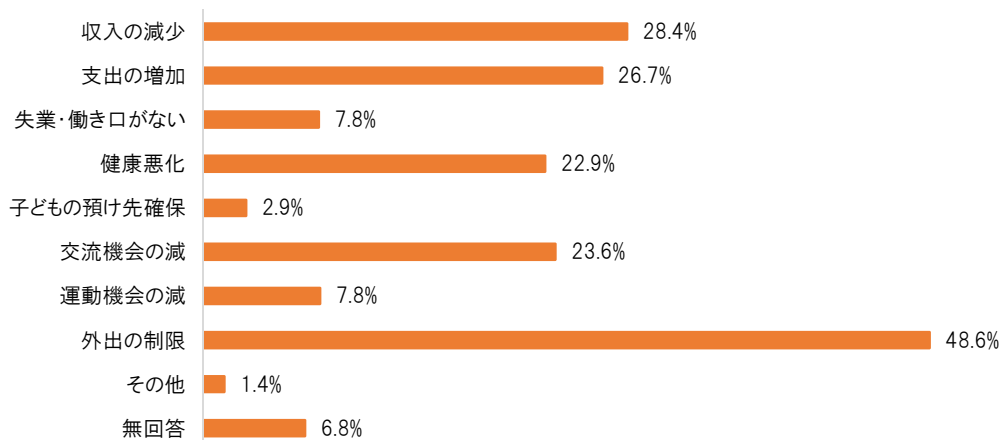
	知っている	知らない	無回答	計
人数(人)	192	1,078	44	1,314
%	14.6	82.0	3.3	100



◆ 成年後見制度の相談窓口を「知らない」と回答した人が 82.0%と、「知っている」の 14.6%を 67.4 ポイント上回っています。

【問 30】 コロナ禍の中で、現在あなたが困っていることと、今後、コロナ禍が続くと仮定したときに困ることは何ですか。

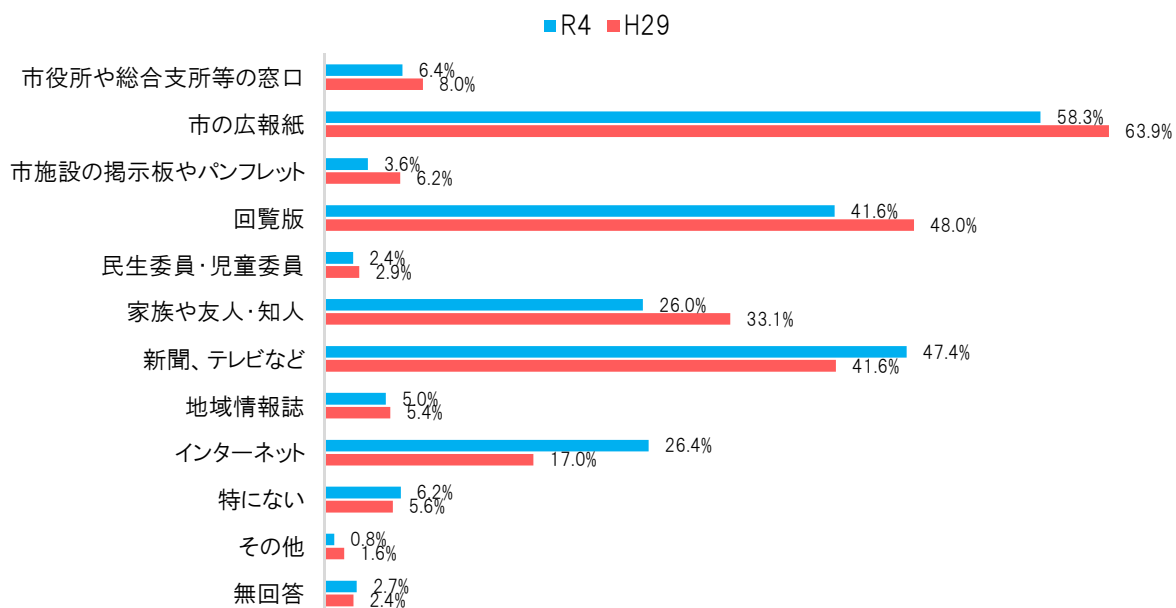
	収入の減少	支出の増加	失業・働き口がない	健康悪化	子どもの預け先確保	交流機会の減	運動機会の減	外出の制限	その他	無回答
人数(人)	373	351	102	301	38	310	103	639	19	90
%	28.4	26.7	7.8	22.9	2.9	23.6	7.8	48.6	1.4	6.8



◆ コロナ禍で困っていることは「外出の制限」と回答した人が 48.6%と最も多く、次いで「収入の減少」、「支出の増加」が 28.4%、26.7%となっています。

【問 31】 あなたは普段、保健・医療・福祉に関する情報を何から得ていますか。(3つまで)

		市役所や総合支所等の窓口	市の広報紙	市施設の掲示版やパンフレット	回覧版	民生委員・児童委員	家族や友人・知人	新聞、テレビなど	地域情報誌	インターネット	特にない	その他	無回答
R4	人数(人)	84	766	47	546	31	341	623	66	347	82	11	35
	%	6.4	58.3	3.6	41.6	2.4	26.0	47.4	5.0	26.4	6.2	0.8	2.7
H29	人数(人)	118	937	91	704	42	485	611	79	250	82	24	35
	%	8.0	63.9	6.2	48.0	2.9	33.1	41.6	5.4	17.0	5.6	1.6	2.4

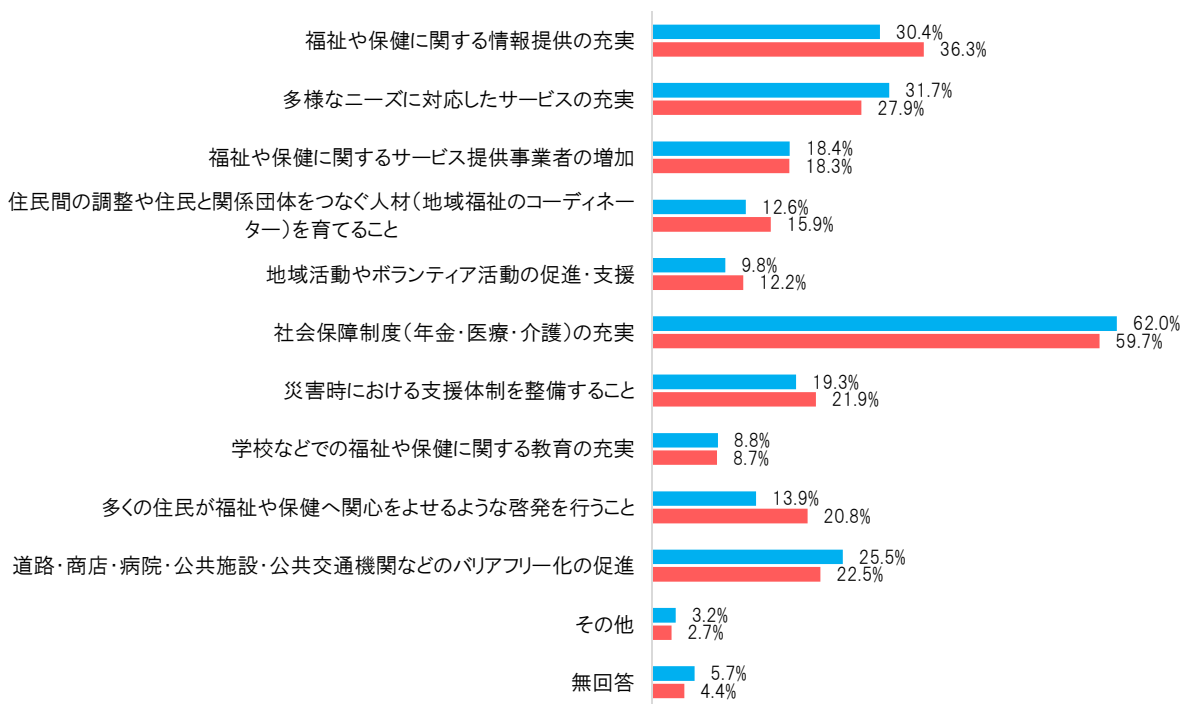


◆ 保健・医療・福祉情報を得る手段として「市の広報誌」が 58.3%と最も多く、次いで「新聞・テレビなど」、「回覧版」が 47.4%、41.6%となっています。

【問 32】 今後、市が取り組むべき福祉施策として、重要だと思う取り組みはなんですか。
(3つまで)

		福祉や保健に関する情報提供の充実	多様なニーズに対応したサービスの充実	福祉や保健に関するサービス提供事業者の増加	住民間の調整や住民と関係団体をつなぐ人材(地域福祉のコーディネーター)を育てること	地域活動やボランティア活動の促進・支援	社会保障制度(年金・医療・介護)の充実	災害時における支援体制を整備すること	学校などでの福祉や保健に関する教育の充実	多くの住民が福祉や保健へ関心をよせるような啓発を行うこと	道路・商店・病院・公共施設・公共交通機関などのバリアフリー化の促進	その他	無回答
R4	人数(人)	400	416	242	165	129	815	253	116	183	335	42	75
	%	30.4	31.7	18.4	12.6	9.8	62.0	19.3	8.8	13.9	25.5	3.2	5.7
H29	人数(人)	532	410	269	233	179	876	321	128	305	330	39	64
	%	36.3	27.9	18.3	15.9	12.2	59.7	21.9	8.7	20.8	22.5	2.7	4.4

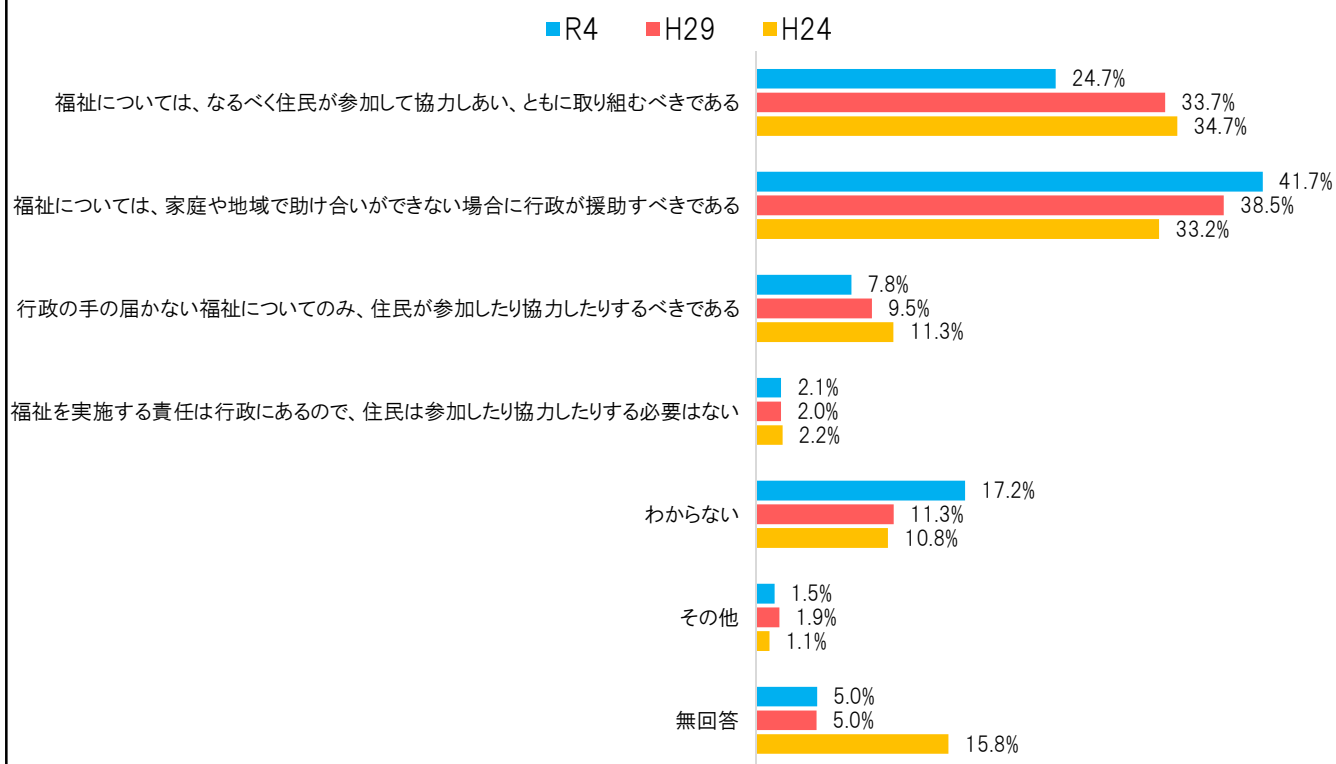
■ R4 ■ H29



◆ 市が取り組むべき福祉施策として重要だと思うのは、「社会保障制度(年金・医療・介護)の充実」が最も多く62.0%でした。次いで重要だと思うものは、「多様なニーズに対応したサービスの充実」が選ばれています。

【問 33】 福祉サービスを充実させていくうえでの行政と地域住民の関係について、あなたの考えを教えてください。(1つ)

		福祉については、なるべく住民が参加して協力しあい、ともに取り組むべきである	福祉については、家庭や地域で助け合いができない場合に行政が援助すべきである	行政の手の届かない福祉についてのみ、住民が参加したり協力したりするべきである	福祉を実施する責任は行政にあるので、住民は参加したり協力したりする必要はない	わからない	その他	無回答	計
R4	人数(人)	324	548	103	27	226	20	66	1,314
	%	24.7	41.7	7.8	2.1	17.2	1.5	5.0	100
H29	人数(人)	494	565	140	30	166	28	73	1,467
	%	33.7	38.5	9.5	2.0	11.3	1.9	5.0	102
H24	人数(人)	604	578	197	38	189	19	276	1,742
	%	34.7	33.2	11.3	2.2	10.8	1.1	15.8	109



- ◆ 福祉サービスを充実させていくうえでの行政と地域住民の関係については、「家庭や地域で助け合いができない場合に行政が援助すべきである」という回答が41.7%と最も多くなっています。

また、「なるべく住民が参加して協力しあい、ともに取り組むべき」と答えた方は24.7%と過去2回のアンケートと比較しても少なくなっています。

4 ワークショップ実施結果

1 実施の目的

第4期八幡平市地域福祉計画を策定するにあたり、住民参画を図りながら地域の課題を洗い出し、計画の方向性を見出すことを目的として開催しました。実施にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、八幡平市地域福祉計画策定委員会委員のほか、地域をよく把握している民生児童委員*を対象として、テーマ別のグループごとに自由に意見を出し合う方法で行いました。

2 実施日等

実施日	参加者	備考
令和4年7月19日（火）	市地域福祉計画策定委員会委員 16人	第2回地域福祉計画策定委員会内で実施
令和4年8月29日（月）	市民生委員・児童委員 17人	
令和4年9月29日（木）	市地域福祉計画策定委員会委員 12人	第3回地域福祉計画策定委員会内で実施

3 実施内容

テーマ：「アンケート結果から見えた地域の課題」について話し合いました

- ① 近隣で手助けをし／される環境とは
- ② 災害発生時の不安を解消するためにしていること／してほしいこととは
- ③ 求める／求められている相談体制（重層的支援*）とは

 テーマ：①近隣で手助けをし／される環境とは

 第1回 地域福祉計画策定委員会委員ワークショップテーマに関するキーワードと項目

(7/19)

①関係づくり	日々の声かけ／見守り
②人の把握	地域の役職についている人／どのような人が住んでいるか
③自助互助共助公助	自助公助はわかりやすく、相談先もあるが、互助や共助はどこに相談すればよい？
④集まる機会	地域での集まりの場を増やす
⑤人のつながり	親戚との連携を強化する／親戚との繋がりが薄くなったので、近隣、近所でもっとつながりが必要

 第2回 八幡平市民生児童委員ワークショップキーワードの掘り下げ

(8/29)

キーワード	市や社協でやるべき取り組み等	地域でもできる取り組み等
①関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・行政連絡員の指導 ・公職の理解と仕事内容の周知する ・各地域のコミュニティセンターの地域への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・出会った時の挨拶、近況を聞く ・一人暮らしの方の様子を見に行く ・若者たちが自治会行事に参加しやすい計画づくり ・隣の家との付き合いの仕方
②人の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの個人情報提供範囲の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の世話役や見守りになっている人から情報をもらう ・訪問は難しいが、出会ったときに近況を聞く ・自治会等で様子を聞く（自治会役員に就任する）
③自助互助共助公助	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の役員会に市職員も参加して各必要事項等周知してもらう ・心配事相談員の充実と社協との共有 ・ボランティア活動への支援と指導者確保 ・社協事業と自治会事業の見直しと支援体制 ・空き家で所有者が亡くなっている、遠くにいる場合の対応 ・個人情報などで相談しにくくなっている ・困りごとを相談されたら市や社協に聞いてみる ・選挙の時送迎バスなどあるといい ・防災無線が聞き取れない 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会長や民生委員からの情報提供 ・遠慮しないで困りごとは隣の人に聞いてみる ・身の回りを清潔にするなど自分でできることをまずやってみる

キーワード	市や社協でやるべき取り組み等	地域でもできる取り組み等
④集まる機会	<ul style="list-style-type: none"> ・情報をもっとわかりやすくお知らせしてほしい ・公民館（コミセン）でのイベントを増やしてほしい ・公民館を新しくする 	<ul style="list-style-type: none"> ・サロンを月1で開催、定期的な集まる場を設ける ・清掃活動以外でもサロンを開催する ・地域の行事への参加者を増やす ・小学校等の地域活動に積極的に参加する ・月1回の地区清掃時に情報交換をする
⑤人のつながり	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家や一人暮らし宅の草刈りをやってもらう ・除雪 ・移動スーパー 	<ul style="list-style-type: none"> ・回覧板をまわす時にお隣の様子を見る ・外で立ち話をしている様子などを見る ・日中在宅は高齢者が多い ・災害の少ない地区なのでつながりが薄い ・助け助けられるという精神が大事 ・声かけをする、一人歩きの方がいたら声をかける ・日常がみえる動きをする

第3回 地域福祉計画策定委員会委員グループディスカッション

(9/29) ◇地域福祉計画に反映させるべき重点項目について

重点項目	どこへ（対象） だれが（主体）	理 由
①関係づくり	地域社会へ行政が	<ul style="list-style-type: none"> ・集まる機会が少ない ・スマホの情報を活用する ・地道なかかわり方が何かあったときに生きる ・共助は地域により異なる
②集まる機会	地域社会へ自治会が	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な場を設ける ・若い人の意見を吸い上げる ・学校行事等や運動会などを活用する
③人のつながり		<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア登録の有効活用 ・手助けの分類も必要 ・一人暮らしの見守り ・年配の一人暮らしは皆で気にかけるが、若い人の一人暮らしの見守りは難しい ・詐欺等を警戒する社会環境づくり

テーマ：②災害発生時の不安を解消するためにしていること／してほしいこととは

第1回 (7/19)		地域福祉計画策定委員会委員ワークショップテーマに関するキーワードと項目	
①環境面	自助公助はわかりやすく、相談先もあるが、互助や共助はどこに相談すればよい？		
②人とのつながり	地域での集まりの場を増やす		
③災害時の対応	親戚との連携を強化する／親戚との繋がりが薄くなったので、近隣、近所でもっとつながりが必要		
第2回 (8/29)		八幡平市民生児童委員ワークショップキーワードの掘り下げ	
キーワード	市や社協でやるべき 取り組み等	地域でもできる取り組み等	
①環境面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄倉庫がある地区ない地区がある ・ 除雪が難しくなり、する人を探すのが難しい ・ 避難場所の再検討が必要な地区もある ・ 傾斜地などの災害危険箇所の情報をもらう世帯ない世帯があり、情報把握が難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣同士も高齢化で助けあうことが難しい ・ 災害前の食糧備蓄、消費期限が近いものは地域で食べる ・ 防災マップの確認 ・ 地域によって心配される災害がちがう 	
②人とのつながり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報に邪魔する人が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会等の班の中で見守り確認 ・ 隣人のつながりが普段から無い人がある ・ 地区住民の把握（家族構成、日中独居、寝たきり） ・ コロナで地域の行事が行われない ・ 自治会活動に若い人の参加が少ない。災害時対応にも影響してくると思われる 	
③災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ ラインで市の情報を得る携帯を持っていない人への対応 ・ 防災無線が聞き取れない（大雨時、場所によって） ・ 災害時の避難場所は皆がわかるようにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会を通して役割等を決めておく 	
第3回 (9/29)		地域福祉計画策定委員会委員グループディスカッション ◇地域福祉計画に反映させるべき重点項目について	
重点項目	どこへ（対象） だれが（主体）	理 由	
人のつながり 地域のつながり	地域住民へ地域住民が	見守り、行事、若人の参加が少ない	
災害	地域住民へ自ら	普段からの避難への備えが必要	

テーマ：③求める／求められている相談体制（重層的支援）とは

第1回 地域福祉計画策定委員会委員ワークショップテーマに関するキーワードと項目
 (7/19)

①窓口	窓口の周知／新しい窓口の設置／新しく作らず既存の窓口で良い
②民生委員	信頼を失うわけにはいかない／民生委員を知らない人が多い／相談を受けることがない／なんでも話してほしい
③相談する側	すぐ周りに伝わる／話してもどうにもならない／身近な人だから言いたくない
④集まりの場	コロナで集まりの場がない＝相談の機会がない／高齢者と子供が共に過ごせる空間

第2回 八幡平市民生児童委員ワークショップキーワードの掘り下げ
 (8/29)

キーワード	市や社協でやるべき取り組み等	地域でもできる取り組み等
①窓口	・相談内容によって窓口を紹介する	・どこで相談すればいいのかわからない人が多い ・顔を知っている人に相談しづらいこともある
②民生委員	・直接市役所に相談に行く人が多くなっている ・民生委員として情報の線引きが難しい	・民生委員を知ってもらうために訪問を多くする ・本人は「大丈夫」というが傍から見れば大丈夫ではない ・民生委員のパンフレットをポストに入れる ・あえて特別感を出さない（皆に訪問している等） ・優しい雰囲気、話し方
③相談する側	・相談することは恥ずかしくないといふと子供時代に教える ・相談は恥ずかしいことではない	・困ったときには相談することを広める ・見た目と台所事情に差がある場合がある ・高齢者以外で生活に問題を抱えている方もいる ・見守り、気づき ・解決より傾聴することが大事
④集まりの場		・コロナ禍で交流の場が少ないため関わりがない ・情報交換として消防の月1回の点検日が有効

個人情報のしぼり（すべてのキーワードに共通）

第3回 地域福祉計画策定委員会委員グループディスカッション
 (9/29)

◇地域福祉計画に反映させるべき重点項目について

重点項目	どこへ（対象） だれが（主体）	理由
共生社会実現のために各種団体の協力	各種団体へ行政が	地域共生社会※の実現のため
相談窓口の周知	自治会（地域の集まり）へ行政が	隣近所でも相談できる体制をつくるため

📷 ワークショップ、グループディスカッション中の様子



【第2回地域福祉計画策定委員会ワークショップ中の写真】

令和4年7月19日（火）14：00～16：00
市役所多目的ホール棟 大ホール
16人参加



【民生児童委員ワークショップ中の写真】

令和4年8月29日（月）14：00～16：00
市役所多目的ホール棟 多目的ルーム1
17人参加



【第3回地域福祉計画策定委員会グループディスカッション中の写真】

令和4年9月29日（木）14：00～16：00
市役所多目的ホール棟 多目的ルーム1
12人参加



5 用語解説

あ 行	岩手県ひとにやさしいまちづくり条例	すべての人が、個人として尊重され、自らの意思によって自由に行動でき、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される地域社会を目指して制定された県条例。県、市町村、民間事業者について、設置管理する「施設」や供給する「物品」、提供する「サービス」「情報」について、だれでも安全に、円滑に利用することができるように努めるものとしています。
	NPO法人（エヌピーオーほうじん）	非営利組織を意味し、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない民間の団体のことです。特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した団体が、特定非営利活動法人です。
か 行	幹線バス	JR花輪線が運行されていない時間帯の交通の空白を補うために安代（田山）地区から西根（大更）地区まで運行しているコミュニティバスをいいます。
	緊急連絡用システム	急病や災害などの緊急時に緊急連絡用機器により連絡できる装置です。
	ケアプラン	要支援・要介護者等の状況や課題に基づいて、利用するサービスの種類や内容、頻度等を定めた介護（予防）サービスの利用計画書です。
	権利擁護	自分で判断することが不十分な人や自分の意志や権利を主張することが難しい人のために、自己決定権をサポートし、本人の権利を守ることです。
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するなどして、高齢者、障がい者等の利便性及び安全性の向上を図り、福祉の増進を目的とする法律。通称はバリアフリー新法といいます。
	国立社会保障・人口問題研究所	少子・高齢化の進展、経済成長の鈍化による人口問題と社会保障との相互関係を有機的に研究、解明することが重要となってきたことを踏まえ、平成8年に厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合によって厚生労働省本省に設置された国立の研究機関です。
	こころのバリアフリー	物理的な障壁を取り除くことに加え、人々が感じる意識上の障壁を取り除くことをいいます。
	子育て世代包括支援センター （市役所内）	妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点をいいます。

	子ども家庭総合支援拠点 (市役所：地域福祉課内)	子供とその家庭及び妊産婦等を対象に、在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点です。
	コミュニティバス	八幡平市では、患者輸送車を前身として運行が開始され、その後通院や買い物など日常生活のさまざまな目的に利用できるコミュニティバスへと転換しました。現在は市内9路線で運行されています。
さ 行	サービス等利用計画	障がい福祉サービス等の利用を希望する障がい者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成するものです。サービス利用者を支援するための総合的な支援計画をいいます。
	重層的支援	市全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することを目的に、「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することをいいます。
	主任児童委員	児童福祉関係機関と児童委員との連携を行うとともに、児童委員の活動に対する援助・協力を行う児童委員をいいます。
	小地域ネットワーク活動	見守りが必要な一人暮らし高齢者等に対し、近隣の見守り協力者や民生児童委員、関係機関と連携し、日常の安否確認や見守りを行う活動。緊急時に迅速な対応ができるよう、近親者の連絡先やかかりつけ医等の情報が記入された緊急連絡カードを作成しています。
	小地域福祉活動	小地域ネットワーク活動及び高齢者自身が電話により自分で安否を発信するおげんきみまもりシステムを併せた活動をいいます。
	スノーバスターズ	一人暮らし高齢者や高齢者世帯、障がい者世帯などで、雪かきが困難な世帯のために除雪を行うボランティア組織。対象世帯の除雪以外に危険個所の点検や見守り、声かけや安否確認等を行っています。
	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等によって判断能力が不十分な方に対して意思決定を支援する援助者が、本人の代わりに財産管理や日常生活に必要なサービスの利用の契約締結等を行う本人の権利を守る制度です。
た 行	ダブルケア	晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者(世帯)が親の介護も同時進行で担う状況です。
	地域活動支援センター (西根地区：「ふらっと」)	地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、通所にて創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行う施設です。

	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。
	地域ケア会議	介護支援専門員、医療・福祉等の多職種により構成される会議。地域包括ケアシステムの構築、高齢者の支援体制に関する検討等を行っています。
	地域子育て支援拠点事業	地域での子育てを支援するため、当事者相互の交流を図り、子育ての不安や悩みを相談し、助言や援助を受けられる場所を設置する事業です。
	地域子育て支援センター (西根地区:たからっこ広場、森の子育て支援センター) (安代地区:カンガルー広場)	子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育需要に応じた特別保育事業等の積極的な実施・普及促進などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っています。
	地域生活支援事業	障がいのある方が地域で安心して暮らせるように、市が実施している事業。地域活動支援センター事業、相談支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業などの事業があります。
	地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスを提供する体制です。
	地域包括支援センター (市役所:健康福祉課内)	高齢者の総合相談窓口です。高齢者ができる限り、住み慣れた地域で生活ができるよう、介護・福祉・健康・医療など、様々な面から総合的に支援します。
	地域包括支援センターブランチ (市内3地域に設置)	包括支援センターの支所的機能を有する、高齢者の身近な地域の相談窓口です。 西根:西根在宅介護支援センター 松尾:松尾在宅介護支援センター 安代:りんどう苑在宅介護支援センター
	つどいの広場事業	子育て中の親が気軽に集い語り合っ、子育ての不安や悩みを解消する場を提供する事業です。
な 行	認知症高齢者	要介護(支援)認定を受けている方のうち認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa(日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる状態)以上の方をいいます。
は 行	配食サービス	食事作りの困難な高齢者に対して、栄養の取れた弁当を提供し、併せて安否確認を行う市の事業です。

	8050問題（ハチマルゴーマルもんだい）	ひきこもり等無職の子を親が支援している状態が長期化し、子が50代、親が80代となり、収入の減少、介護などの生活課題を抱えながら、親子で社会的に孤立してしまう問題をいいます。
	八幡平市成年後見センター（市役所内）	誰もが地域で安心して暮らすために、認知症や障がい等により判断能力が十分でない方の権利を尊重し擁護するとともに、成年後見制度の利用促進を図る機関として設置しています。
	バリアフリー	障がい者や高齢者等が安心して日常生活を送り、社会参加がしやすくなるように、施設面などの物理的な障壁や制度的な障壁、文化・情報における障壁を取り除くことです。
	避難行動要支援者個別避難計画	高齢者や障がい者など、災害時に一人では避難することが困難な方（避難行動要支援者）について、誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要かなど、あらかじめ記載したものを「個別避難計画」といいます。
	福祉サービス第三者評価	公平・中立な評価機関が、サービス評価基準に基づいて、事業者の提供するサービスの評価を行い、福祉サービスの質の向上を図るとともに、評価結果を公表することにより、利用者のサービス選択に役立つ情報を提供するものです。
	ふれあいいきいきサロン	自治会や町内会などの小地域で、一人暮らし高齢者等の孤立防止や生きがいづくりを目的に、高齢者と地域の人たちが協働で活動を企画し、参加者が会話や食事、趣味などを楽しむ場をいいます。
ま 行	民生児童委員	民生委員法及び児童福祉法に基づく「民生委員・児童委員」「主任児童委員」をこの計画では「民生児童委員」と表記しています。厚生労働大臣から委嘱を受けて、地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行い、社会福祉の増進に努めています。
	盛岡北部成年後見ネットワーク事業	令和2年1月10日、八幡平市、葛巻町及び岩手町の三市町で事業に係る協定を締結。三市町が法人後見を軸に相互に連携しながら成年後見制度の利用促進を図っています。
や 行	ユニバーサルデザイン	年齢や性別、能力などにかかわらず、できる限り、すべての人が利用できるように製品や建物、空間をデザイン（計画・実施）しようとする考え方をいいます。
	ヤングケアラー	一般に、本来大人が担うと想定されている、障がいや病気、要介護などのケアを要する家族の世話や家事などを日常的に行っている子どものことをいいます。

第4期八幡平市地域福祉計画

発行：八幡平市 令和5年3月

編集：八幡平市 地域福祉課

〒 028-7397 岩手県八幡平市野駄第21地割170番地

TEL 0195-74-2111（代）

FAX 0195-74-2102
